

午前十時 開会

○中村委員長「おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○中村委員長「会議録署名者として、一ノ瀬裕子委員、藤木卓一郎委員、江口善紀委員、中本正一委員、以上の四人を指名いたします。

次に、二月二十八日及び三月四日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案、及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覽及び執行部提出による議案の説明用紙を配付しております。

まずは、本委員会に付託された議案につきまして、各部長及び警察本部長の説明を求めます。

○平尾政策部長「おはようございます。今回の定例県議会に提案しております政策部関係の議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、令和七年度当初予算案の概要について申し上げます。

政策部の令和七年度一般会計予算総額は八十五億一千六十八万九千円で、令和六年度当初予算との比較では一四二・四％となっております。また、県全体の予算総額に占める割合は一・六六％となっております。

当初予算案の主なものとしては、佐賀 Society 5・0 推進事業費として、佐賀を実証フィールドとしてデジタル技術を活用した先進的な取組にチャレンジし、地域課題の解決や新たな価値の創造につなげるための経費、吉野ヶ里歴史公園地域連携促進事業費として吉野ヶ里歴史公園の魅力を国内外に発信するとともに、市町との連携により周辺地域への周遊を促す取組を通じ、交流人口の拡大や地域振興につなげるための経費、肥前鹿島駅エリアプロデュース事業費として国内外からの人の流れを創出するための肥前鹿島駅周辺

を整備するための経費と継続費の設定、鳥栖駅東側エリア活用創出チャレンジ事業費として鳥栖駅東側エリアにおいて多くの人が集まるイベントを開催し、このエリアの在り方を考えるきっかけをつくり、自発的な活用を創出して、その効果を地域全体に波及させるための経費、有明海漁業振興・補償基金積立金として佐賀空港の自衛隊使用に関する県と防衛省との合意事項に基づき創設する有明海漁業振興・補償基金への積み立てを行うための経費、アウトドアアクティビティ創出事業費として唐津・玄海が誇る自然を活用したアクティビティを創出して交流人口の拡大や地域振興につなげるための経費とその債務負担行為の設定、県立大学設置「具体化プログラム」推進事業費及び佐賀県立大学（仮称）整備事業費として理文融合、企業連携、小・中・高との連携など特色のある佐賀県立大学（仮称）の設置に取り組むための経費、こうした経費などをお願いしております。

そのほか、予算外議案といたしまして、佐賀県有明海漁業振興・補償基金条例（案）及び九年庵設置条例（案）を提出しております。

次に、令和六年度二月補正予算案の概要について申し上げます。

政策部の一般会計補正予算額は二億七千七百八十九万九千円の減額で、これにより令和六年度予算額は五十七億八千九百五十三万六千円となり、前年度最終予算との比較では一〇九・七％となり、また、県全体の予算総額に占める割合は一・〇六％となっております。

二月補正の主なものとしては、災害支援トイレ整備事業費として、大規模災害発生時には上下水道などの途絶により水洗トイレが使用できなくなることから、非常用トイレとして可搬式トイレなどを整備するための経費をお願いしております。

また、災害救助基金特別会計予算について、令和五年七月の大雨による災害に係る災害救助対応費、災害救助基金積立金の増額をお願いしております。

今回提案しております政策部関係の議案の概要は以上でございます。何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○泉総務部長 続きます。今回の定例県議会に提案いたしました総務部関係の予算議案及び予算外議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、予算議案につきまして申し上げます。

佐賀総合庁舎内機関等移転費及び佐賀総合庁舎別館解体事業費につきましては、佐賀県立大学（仮称）の現佐賀総合庁舎敷地内への設置に伴い、佐賀総合庁舎に入居している現地機関等の移転及び総合庁舎別館の解体を行うための経費をお願いするものでございます。

次に、予算外議案につきまして申し上げます。

乙第三号議案「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（案）」につきましては、令和六年十月十七日付佐賀県人事委員会勧告に鑑み、佐賀県職員について、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うなどのため、条例を改正するものです。

乙第四号議案「佐賀県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等に伴い、同法から引用している文言を改めるため、条例を改正するものです。

乙第五号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、令和六年十月十七日付佐賀県人事委員会勧告に鑑み、子の看護休暇の取得事由を拡大する等とともに、仕事と生活の両立支援拡充のための措置として子育て部分休暇を創設するため、条例を改正するものです。

乙第六号議案「佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、関係法令の改正等に伴い、県が行う事務の手数料の額の見直し及び廃止を行うため、条例を改正するものです。

乙第七号議案「佐賀県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例（案）」

につきましては、地域再生法の改正に伴い、同法から引用している条項を改めるため、条例を改正するものです。

乙第八号議案「佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、同法から引用している条項や語句を改めるため、条例を改正するものです。

乙第二十三号議案「包括外部監査契約の締結について」につきましては、地方自治法第二百五十二条三の三十六第一項の規定により当該契約を締結するに当たり、あらかじめ議会の議決を得ようとするものです。

乙第二十四号議案「県事業に対する市町の負担について」につきましては、地方財政法第二十七条の規定により、令和六年度の県事業に対する市町の負担額を定めるものです。

乙第二十七号議案「県有地の売買契約に係る損害賠償について」につきましては、旧県立神埼高校敷地に係る土地売買契約の不適合により生じた神埼地区土地開発公社の損害、借入金の利息相当額を支払うに当たり、その額及び和解について、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を得ようとするものです。

乙第二十九号議案「佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の任命について」及び乙第三十号議案「松浦海区漁業調整委員会委員の任命について」につきましては、各海区の漁業調整委員会委員を新たに任命するため、漁業法第三百八条第一項の規定により議会の同意を得ようとするものです。

乙第三十一号議案「佐賀県県税条例の一部を改正する条例（案）」につきましては、地方税法が改正されること等に伴い、条例を改正するものです。

乙第三十二号議案「副知事の選任について」につきましては、新たに副知事を選任するため、地方自治法第六十二条の規定により議会の同意を得ようと

するものです。

以上、今回提案いたしました総務部関係の予算議案及び予算外議案の概要でございますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○福田警察本部長⇨本議会に上程しております警察関係の令和六年度二月補正予算議案について、その概要を御説明申し上げます。

二月補正予算における警察本部の主な事項につきましては、給与費の減額、警衛警備実施関連経費の減額など、各事業の年間必要額を踏まえ、総額八億六千二十九万三千円の減額をお願いしております。

また、令和六年度の繰越事業につきましては、駐在所の大規模改修工事等四件、事業総額五千八百一十一万一千円で、年度内の執行が困難となったことにより、令和七年度に繰り越すこととしております。

以上が令和六年度二月補正における警察関係の予算議案の概要であります。続きまして、令和七年度当初予算関係の予算議案、予算外議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、予算議案について申し上げます。

令和七年度当初予算における警察本部の主な事項につきましては、給与費、警察庁舎の維持管理、犯罪捜査の関連経費、交通安全施設の整備など、事業を進める上で必要な予算として総額二百三十七億一千三百四十四万六千円の当初予算をお願いしております。

そのほか予算外議案として、自動車の保管場所の確保等に関する法律が改正されることに伴い、佐賀県手数料条例の一部を改正する条例案の提出をお願いしております。

以上が令和七年度当初予算における警察関係の予算議案及び予算外議案の概要であります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○中村委員長⇨これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○桃崎委員⇨皆さんおはようございます。自由民主党の桃崎祐介でございます。委員長より発言の許可をいただきましたので、当然任委員会の所管事項につきまして三項目の質問をいたします。執行部の明確な答弁をお願いいたしまして、早速質問に入らせていただきます。

最初の項目は「デジタル実証フィールド」が「」についての質問であります。

Society5.0とは、現実空間と仮想空間を高度に融合させたシステムにより、社会的な課題と経済発展を両立させた人間中心の新たな社会を意味しており、人工知能やロボット、自動走行車などの先進テクノロジーを活用しながら、IoTによって全ての物と人とがつながることで、様々な情報や知識が共有され、過疎化や少子高齢化、地域間の格差などによる地域課題の解決や新たな価値の創造につながるものであります。

昨年十二月、私は長崎県においていたしましてドローン技術を活用した経済産業省の国家戦略特区、「新技術実装連携」絆「特区」の指定を受けた取組を視察させていただきました。

長崎県におきましては、離島や半島が多く存在することに加えまして、五島列島地域では既に先進的なドローン配送が行われており、「絆」特区に指定されたことによりまして、さらなる規制緩和が見込まれ、ドローン配送などの新技術を全国に先駆けて実装し、地域課題を早期に解決するだけでなく、今後、全国的なモデルケースとして展開されることが期待されております。

一方、佐賀県におきましても、Society5.0という新しい時代に向け、「デジタル実証フィールド」が「」と銘打ち、佐賀県全体を実証フィールドといたしまして、AIやIoTなどの先進的なデジタル技術を活用し、佐賀の人材と連携させることによって、佐賀の地から新しい社会システムをつく

り出していく取組を進められております。

先日、唐津市の離島、松島におきましては、県、市、大学、企業などの産学官が連携したSAGAスマートアイランドプロジェクトの一環として水中ドローンが導入され、遠隔操作での漁船の船底点検や磯焼けが広がる藻場の状況把握を行うなど、これまでは人による潜水が必要であった作業にICTを活用し、作業の効率化や地域活性化につなげる取組が行われております。

また、佐賀市や多久市、鹿島市、白石町などでも、市町や企業、大学などの連携の下、空中ドローンを活用した災害対応や物流、搬送などの実証実験が実施されており、そのほか県でも自動運転バスの実証や先進衛星データを活用した実証など、社会課題の解決や地域創生につなげる様々な実証実験が進められているところであります。

こうした県、市町、企業などの取組が、今後も加速度的に進展していくとともに、県内各地に新たな挑戦が広がることで、佐賀県全体が実証フィールドとなり、デジタル技術による地方創生につながることを心から期待するところでもあります。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

初めに、今後のデジタル社会についてであります。

Society 5.0という概念の下、我が国では技術の進化や社会の変革の中で様々な分野での革新が進むと考えられております。

そのような中、県として今後のデジタル社会とはどのような社会を想像されているのかお伺いをいたします。

○松永政策企画監Ⅱでは、デジタル社会についてお答えいたします。

近年、デジタル技術は著しい進歩をし、人々の生活に大きな変化をもたらしております。そのスピードはさらに加速してデジタル技術が人々の生活に欠かすことができない社会となっております。

今後、デジタルの社会は、あらゆる人、物が常にデジタルでつながることで新たな価値を生み出し、人々の生活を豊かにするという社会になると考えているところでございます。

県においても、あらゆる分野でデジタルの活用を進め、どこでも、誰でも便利に快適に暮らせる社会を目指しております。

○桃崎委員Ⅱそれでは次に、「デジタル実証フィールド」が「」のこれまでの取組について質問をいたします。

先ほど述べられました今後のデジタル社会に向けまして、県として「デジタル実証フィールド」が「」の取組を進められておりますが、どのような取組をされているのかお伺いをいたします。

○松永政策企画監Ⅱでは、「デジタル実証フィールド」が「」のこれまでの取組についてお答えいたします。

まず県では、二〇二二年八月の「佐賀県から始まる日本の未来」のシンポジウムを皮切りに、県全体を「デジタル実証フィールド」が「」と位置づけ、デジタル技術を活用した新たな試みのチャレンジを進めているところでございます。

この実証フィールドでは、県が主体となって関係機関との調整を行うとともに、最先端を走る企業、人材を呼び込み、佐賀の人材と連携した新たな試みにチャレンジできる環境を整備し、実証を進めてきたところでございます。

例えば、委員言われましたサンライズストリートでの自動運転バスの実証でありますとか、JAXAの先進衛星データを活用した農業分野などでの実証、

また、「SAGA2024」国スポのアリーナにおいてローカル5Gを活用した映像配信による新たなスポーツの観戦の実証、また、他部局の取組にはなりますが、農林・土木分野で職員自らがドローンを操作し、災害調査へ活用する事例でありますとか、神集島や松島など、先ほど言われました離島のドローン

実証、こういった取組を進めてまいりました。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、デジタル実証の事例について質問をいたします。

県としてこれまでに様々なデジタル実証を行われておりますが、先ほど述べられました実際に実証が進んでおります自動運転バスの実証について、どのような取組であるのかお伺いをいたします。

○松永政策企画監Ⅱでは、自動運転バスの実証についてお答えいたします。

この事業は、将来的な移動手段の確保やバスの運転手不足の課題の解決につながるよう、令和五年度から、県と佐賀市でSAGAサンライズパーク周辺をモデルエリアとしてサンライズストリートを中心に自動運転バスの実証を行ってきたものでございます。

今年度は実際のバス停留所や佐賀駅バスセンターを使用し、「SAGA2024」国スポ・全障スポの期間十四日で運行をしております。約千八百人が乗車をしており、今回は運行ルートの中で自動運転を行った距離の割合なんです。全体の区間の約九六%が自動運転を達成できたという結果になっております。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、この自動運転バスの実証を進めるに当たりまして、県としてどのような役割を担われたのかお伺いをいたします。

○松永政策企画監Ⅱでは、バスの実証において県の役割についてお答えいたします。

県では、自動運転バスの実証を実現するために、まず最先端の自動運転バスの技術を持つ民間事業者の呼び込みを行っております。また、県が主体となつて市町が導入を進めるきっかけとなるよう働きかけをしていくとともに、関係機関との体制を構築して、安全に実証が進むよう調整を重ねてきたところでござ

います。

今後は、こういった実証により得られた知見を蓄積して、他の市町にもノウハウを共有し、そうしたことで市町でも新たに自動運転バスの実証のチャレンジが広がってほしいと考えているところでございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

このような取組がほかの市町にも広がっていきますことを期待する次第であります。

それでは、次に佐賀県とJAXAは、二〇二一年三月より宇宙技術を地方創生につなげるための連携協定を結ばれております。二〇二四年三月にはこの連携協定の更新が行われた次第であります。

このJAXAとの連携の中、現在、JAXAの先進的な衛星データを活用した実証が進められておりますが、これは具体的にどのような取組なのかお伺いをいたします。

○松永政策企画監Ⅱ衛星データを活用した実証についてお答えいたします。

まず、これまでの実証といたしましては、唐津市での耕作放棄地など農地管理の効率化の実証、また森林資源の解析、森林の状態の把握の実証、そして令和五年の九州北部豪雨後の土砂崩落箇所の特検の実証などを行ってきています。

こうしたリーダーの衛星は、天候や昼夜を問わず地表の状態を観測できるという特徴がございます。例えば、農地管理業務の事例で御紹介すると、田植えの時期でありますとか稲刈りの前後の時期において、季節ごとに農地の状況をモニタリングできるようにすると。こういった特徴を踏まえまして、令和四年度からJAXAや唐津市の農業委員会と連携しまして、唐津市の呼子町加部島や浜玉町全域の約一万八千件の農地をモデルのエリアといたしまして、衛星データを観測しているものでございます。

実証では、観測データをAIにより解析しまして、農地台帳や地目などのデータと組み合わせていくということで、その土地が耕作されている土地かどうかというのを衛星データで判断できるか実証を行っているところでございます。

こうした取組が実用化できれば、今後、農地管理業務の省力化、効率化につながっていくと期待しています。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、このJAXAの衛星データを活用した実証を進めていく上で、県としての役割を担われたのか伺いをいたします。

○松永政策企画監Ⅱでは、衛星データを活用した実証における県の役割についてお答えいたします。

委員言われました、県はJAXAと令和三年に連携協定を締結して、宇宙技術を佐賀の地域課題に役立てるため、衛星データの活用、宇宙関連産業の創出、教育普及といった取組を進めているところでございます。

こうした連携協定の中で県が主体となり、最新の衛星技術を持つJAXA、そしてAI解析技術を持つ企業、実証フィールドとして農地を管理する市町と連携し、実証を進めてまいりました。

こうした衛星データを活用した知見や事例については、次年度以降も県内市町に共有するとともに、他の市町においてその活用を働きかけていく予定でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、最後に「デジタル実証フィールド」の今後の取組について質問をいたします。

Society5.0に向けた「デジタル実証フィールド」の取組は佐賀県から始まる新たな社会をつくり上げていくため、また未来の県民の快

適な暮らしを実現していく上で非常に意義のあるものであると考えております。今後、この取組をさらに加速させまして、先進的な技術を有した多くの企業に興味を持っていただき、また県内の各市町にもこうした実証が横展開に拡大していくよう推進していかれることを期待するところであります。

そこで、県として今後どのように取り組んでいかれるのか伺いをいたします。

○松永政策企画監Ⅱでは、「デジタル実証フィールド」の今後の取組についてお答えいたします。

これまでデジタル社会の実現に向けて佐賀県全体をフィールドとした実証フィールド「さが」の取組を進めてまいりました。これからさらにデジタル技術の活用があらゆる分野で広がっていくよう、企業、大学、研究機関と連携し、デジタル実証の取組を継続していきます。で、佐賀全体で新たなチャレンジが生まれるよう取組を広げてまいります。

あわせて、来年度はこれまで実証事例をより多くの市町、企業に知っていたくため、広く情報発信をするイベントを展開するとともに、県と市町の職員の県市町職員研究会というDX21という取組がございまして、こうした機会を通じて情報を共有していく予定でございます。

こうした「デジタル実証フィールド」の「取組を広く知っていただき、新たな発見や気づきを得る機会を創出するとともに、こうした気づきからさらに新たなチャレンジが生み出されるという好循環につながるよう、今後も取組を進めてまいります。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

佐賀県は歴史的に見ましても、先進技術や優れた人材をいち早く取り入れ、特に幕末から明治維新にかけては人づくりやものづくりにおいて、我が国を牽引してまいりました。Society5.0という新たな社会に向け、今後と

も様々な分野において産学官が連携を取りながら、佐賀から始まるデジタル社会の構築に取り組んでいきますことを心から期待いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

二つ目の項目は、肥前鹿島駅周辺整備事業についての質問であります。

現在、県におきましては、「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」として鹿島・太良地域が国内外の人々を引きつけ、何度でも訪れたいくなる魅力あるエリアへと発展していくために、地域資源の磨き上げや地元の魅力発信に力を入れる一方で、肥前鹿島駅周辺整備に取り組みされており、この肥前鹿島駅は県南西部全体の交流拠点として、また長崎本線沿線地域全体の発展のために整備事業が進められているところであります。

そのような中、今議会におきまして、駅舎や公共ロータリーなどの整備費に県費として四十五億円の事業費が提案されております。駅前広場などの整備につきましては、地元自治体であります鹿島市が負担をされるということではあります。これほど多額の県費を投入していくのであれば、肥前鹿島駅の整備効果を鹿島・太良地域へはもちろんであります。県内全域に波及させていく必要があると考えております。

このため、事業実施に際しましては、駅周辺整備による目標や効果をしつかりと定め、県と自治体とが連携を取りながら、今後の運営や活用方法を協議した上で進めていくことが重要であると考えます。

そこで、次の点について質問をいたします。

初めに、駅周辺整備の経緯についてであります。

肥前鹿島駅周辺の整備は、当初、地元自治体であります鹿島市が中心となり進められてきたものと承知いたしておりますが、どのような経緯で県が整備を行うこととなったのかお伺いをいたします。

○副島政策企画監Ⅱ駅周辺整備の経緯についてお答えいたします。

委員がおっしゃったとおり、肥前鹿島駅周辺整備につきましては、令和元年度に地元鹿島市が長崎本線上下分離後のまちの将来を考え、まちの中心である駅周辺の在り方について検討をスタートされました。令和三年度に全体構想、令和四年度に基本計画が策定されたところでございます。

県は長崎本線沿線地域の振興の支援や社会インフラを所管する立場として、市の計画づくりに参画しました。市と一緒に計画を推進してきたところでございます。その後、令和四年九月の上下分離によりまして、計画の核となります駅舎を県が所有することを機に、県所有の駅舎やロータリーを県が整備し、駅前広場などを鹿島市が整備することとなりました。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。それでは次に、駅周辺整備の目的について質問をいたします。

今回の肥前鹿島駅周辺整備では、一つの駅に對しまして、県から四十五億円もの税金が投入されるわけであり、事業の目的として、広く県民の公益性が担保されなければならないと考えておりますが、この整備事業の目的とはどのようなものかお伺いをいたします。

○副島政策企画監Ⅱ駅周辺整備の目的についてお答えいたします。

駅周辺整備は、駅の整備だけでなく、自発の地域づくりと一体的に、「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」として展開するものでございます。このプロジェクトの目的は、地域づくり、鹿島・太良地域の豊かな農水産物や風情のある町並みなど、本物の地域資源をゆつくり、じっくりと味わうスローツーリズムを楽しめるエリアをつくっていきたくて考えております。

スローツーリズムは、観光スポットを団体で訪問する、いわゆる従来型の旅行ではなく、旅行者が地元の人がふだん使っている飲食店や商店などに立ち寄る新しい旅のことを言います。

スロートーリズムの資源は地域そのものでございます。旅行者がその地域の日常や生活文化を味わいながら、そこに暮らすすばらしい人や場所に巡り合う、そういった多くの人を引きつける地域にしたいと考えております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。それでは次に、目的達成のための手段について質問いたします。

先ほど述べられました目的の達成に向けまして、県として、具体的にはどのような施策を展開していかれるのかお伺いをいたします。

○副島政策企画監Ⅱ目的達成のための手段についてお答えいたします。

地域づくりの動きを加速させるため、このプロジェクトではスロートーリズムの玄関口となります肥前鹿島駅周辺整備、KATAラボによる地域資源の磨き上げやネットワークづくりなど、ハード、ソフトの施策を一体的に進めております。

駅周辺整備に関しましては、鉄道やバスに乗るための交通拠点ではなく、鹿島、太良らしさを感じられる広域的な交流拠点となるよう整備を進めていきます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱそれでは、事業費の内訳と財源についての質問をいたします。

今回の肥前鹿島駅周辺整備に係る事業費は、地元自治体である鹿島市が八・二億円、県費が四十五億円ということですが、この事業費の詳しい内訳はどのようなになっているのか、また、見込まれる財源をどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

○副島政策企画監Ⅱ事業費の内訳と財源につきましてお答えいたします。

駅周辺は、県と鹿島市が一体となって整備するものでございます。役割としましては、県所有分の新駅舎、復原駅舎、県道を含みますロータ

リーを県が整備いたします。駅前広場や市道、駐輪場、駐車場を市が整備することとしております。

内訳としましては、現時点での県整備分の事業費としまして約四十五億円を見込んでおります。この内訳としまして、新駅舎整備費としまして二十八・九億円、復原駅舎整備費としまして四・一億円、ロータリーの整備費としまして十二億円となっております。

県整備分の財源としまして、国庫補助金や交付税措置がある地方債を最大限に活用したいと考えております。国庫補助金などが採択された場合、国庫として約二十一・六億円を見込んでおります。さらに県債などを最大限に活用することで、県の実質負担は約十六億円を見込んでおります。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。先ほど言われました国庫補助金であります。もしこれが下りなかった場合、この事業費を含めまして、この事業はどのようなになっていくのかお伺いをいたします。

○副島政策企画監Ⅱもし国庫補助金が採択されなかった場合ということにお答えいたします。

このプロジェクトは、鹿島・太良地域の未来をつくるに当たり欠かせない事業だと考えております。国庫補助金の採択にかかわらず実施すべきものだと考えております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。それでは次に、肥前鹿島駅に設ける機能について質問いたします。

先ほど新駅舎に二十八・九億円、復原駅舎に四・一億円と言われましたが、これだけ多額の予算をかけた整備計画がなされております。それぞれの駅舎には具体的にどのような機能が備えられているのか、その内容についてお伺いを

いたします。

○副島政策企画監Ⅱ肥前鹿島駅に設ける機能についてお答えいたします。
新駅舎及び復原駅舎は、県南西部の広域的な交流拠点の核として整備するものでございます。

新駅舎につきましては、改札、駅務室などの駅機能に加えまして、スロープ・ツーリズムを推進する仕掛けとして、「沿線えきやど」という宿泊機能を設けます。「沿線えきやど」の宿泊形態は、泊食分離型を基本とし、宿泊者には地域の飲食店の利用を促したり、観光雑誌に載っていないような地元の情報を提供するなど、地域の回遊性を高めることを目指しております。

フロントとして機能する肥前鹿島駅にてチェックインし、長崎本線を使って沿線各地の宿に宿泊する旅をイメージし、旅行者の地域への滞在時間の長期化を目指しております。

また、旅行者や地元の人、子供から大人まで様々な人が集まり、交わる場所としたいと考えております。そうしたことから、旅行者がゆつくりと旅の計画を練ったり、地域住民も気軽に集えるラウンジ、ワークショップやイベントなども開催できる多目的スペース、地元の食材を使った料理を提供する飲食スペース、地場産品を扱うショップなど、様々な機能を持たせることとしております。

復原駅舎につきましては、観光交通のワンストップ窓口といたします。広域的な観光交通案内機能、バス、タクシーの待合所を設け、地域一体で旅行者を迎える体制をつくり、県南西部の観光誘客の向上を図りたいと考えております。以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。それでは、肥前鹿島駅周辺整備の効果についてですが、先ほど国の国庫補助金が下りなかった場合でも、県費で行っていくということではございました。四十五億円という大きな金額でござい

ます。県として、この整備につきまして、どのような効果を得られると想定されておられるのかお伺いをいたします。

○副島政策企画監Ⅱ駅周辺整備の効果についてお答えいたします。
駅周辺整備を含めた、「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」の始動をきっかけに、地域の自発的な動きが既に芽生え始めております。こうした動きが生まれることこそが、プロジェクトが目指す地域づくりの効果であると考えております。

具体的な地域の動きとしまして、鹿島市では中心市街地を盛り上げようと、昨年十一月に地元の民間事業者が中心となり、企業誘致や交流の拠点となりますKASHIMA JUIRO BLDをオープンさせております。また、KATAラボのネットワークづくりによって、鹿島市の中心商店街や太良町の肥前大浦駅周辺では、スローツーリズムで訪れた旅行者を迎えることを見据えまして、地元のプレイヤーをガイド役に、地域の町歩きが複数回開催されたところでございます。

引き続きプロジェクトを通じまして地域づくりの動きを加速させ、地域全体の価値そのものを向上させることを目指してまいります。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。それでは最後に、今後の展開について質問をいたします。

このプロジェクトは、広く県南西部の発展、振興につなげていく必要があります。鹿島・太良地域一体となつて進めていかなければならないと考えておりますが、今後、地元自治体とはどのように連携していかれるのかお伺いをいたします。

○副島政策企画監Ⅱ今後の展開についてお答えいたします。
プロジェクトを進めるに当たり大切なことは、地域の皆さんに未来を変えていくという思いを持っていただくことだと考えております。地域の自発の動き

が芽生えている中、今後さらに地域に思いを広げていくためには、地元自治体との連携は欠かせません。駅舎のオープンに向けて地域の盛り上がりをつくっていくため、駅前での芝張りワークショップや駅前マーケットイベントの開催、地域づくりシンポジウム、鹿島市中心商店街を駅から歩いて楽しむエリアとするための地域主体の取組への支援など、様々な仕掛けを鹿島市や太良町と連携しながら展開していきたいと考えております。

今後も地元自治体と一緒に、地域の皆さんが当事者として駆づくりや地域づくりに関わってもらえるようプロジェクトを進めてまいります。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。今回のプロジェクトが、鹿島市、太良町、県南西部の発展はもちろんであります。佐賀県全体の振興につながりますようお願い申し上げます。次の質問に移らせていただきます。

最後の項目は、公用車の無車検・無保険事案についての質問であります。

県内警察署におきまして、公用車二台が車検証や自動車損害賠償責任共済、いわゆる自賠責保険の有効期限が満了していたにもかかわらず、必要な更新手続を行わずに約一カ月間にわたりまして、無車検、無保険の状態で行っていたとのことです。

自動車を運転する者として、車検証等の有効期限を確認することは当然のことであり、公用車に限らず、あつてはならないこととございます。

しかも、本来、交通違反を取り締まる立場である警察官がこのような事案を起こしたということは、県民に対して示しがつかず、また、警察車両の車検切れに気づくことができなかった、そのことに対して多くの県民が疑問を抱いている次第であります。

さらには、その後の経過の中で立件が見送られたことに対して県民からは、県民に対しては有無を言わさず取り締まる一方で、警察組織は身内に甘い

のではないかというような批判の声も多く寄せられたところがあります。

法の執行者であります警察官は、県民から常にその行動や言動が注目されておりあります。

このような事案が二度と起きないように、改めて身を正していただき、原因の究明と再発防止にしっかりと取り組んでいただきますことを強く望みまして、質問に入らせていただきます。

初めに、公用車の無車検、無保険が判明した経緯について質問をいたします。

今回、警察から発表されました事案につきましては、新聞などでも報道がなされておりありますが、無車検・無保険事案の内容は実際どのようなものなのか、その詳細をお聞かせください。

○山口警察本部会計課長Ⅱ無車検・無保険事案の内容についてお答えいたします。

本件については、本年一月二十三日、伊万里警察署のパトカー一台、鹿島警察署のパトカー一台について、それぞれその車検の有効期限が昨年十二月十四日、自賠責保険の有効期限が昨年十二月十五日で満了しており、結果、その二台が無車検、無保険の状態で行われていたことが判明したものであります。

以上です。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、その二台の公用車がどのような経緯で無車検、無保険の状態であると判明したのか、その経緯についてお伺いをいたします。

○山口警察本部会計課長Ⅱ本件が判明した経緯についてお答えいたします。

県警察においては、パトカーや白バイをはじめとする警察用車両を約八百五十台整備しており、このうち約五百五十台については、本部会計課の車両整備工場において順次整備や車検を実施することとしております。

本年一月、ある車両について、整備工場において整備をしていたところ、当該車両のエンジンオイルに劣化があったことが判明しましたので、県警察が保有するほかの車両についても劣化がないか確認するため、全ての車両の緊急点検を実施することとしました。

警察署をはじめ、各所属においてその点検を実施していた中で、一月二十三日に本件となる車検等が更新されていない車両が二台あったことが判明したものであります。

そして、その本件二台については、判明した後、速やかに車両運搬車により整備工場に搬送した上で、一月二十七日に車検を実施したというものであります。

以上でございます。

○桃崎委員 Ⅱありがとうございます。

それでは次に、公用車が無車検、無保険に至った理由について質問をいたします。

今回の車両は、伊万里警察署と鹿島警察署のパトカー計二台が無車検・無保険運用であったということですが、警察では車両の管理をどのようにしておられるのかお伺いをいたします。

○山口警察本部会計課長 Ⅱ県警察における車両の管理状況についてお答えいたします。

県警察においては、パトカーや白バイをはじめとする保有する約八百五十台の全ての車両について、その配置先の警察署をはじめとする各所属名、耐用年数や更新の時期、車検の時期など、それぞれの車両に係る詳細なデータを本部会計課において一括して管理しており、車両の配置、更新のみならず、計画的な車検、整備、点検を行い、管理することとしています。

また、各車両を運用する各警察署をはじめとする各所属においては、車両ご

とに係長などの取扱責任者を指名した上で、取扱責任者の指揮の下で、その運行前に、国土交通省令により定められている自動車点検基準に基づき、ブレーキ、タイヤ、灯火類などの点検を行い、管理することとしています。

以上でございます。

○桃崎委員 Ⅱありがとうございます。

それでは、車検更新の手續につきまして、警察では、車検の更新手續をどのようにしておられるのかお伺いをいたします。

○山口警察本部会計課長 Ⅱ県警察が保有する車両の車検の更新手續についてお答えいたします。

県警察においては、保有する約八百五十台の車両のうち六百台について、車検の期限となる六十日前となった段階でそれぞれの車両を運用している各警察署をはじめとする各所属に通知し、それぞれの所属において車両整備工場と調整し、期限までに車検を実施することとしています。

また、大型車両、特殊車両など、県警察の車両整備工場では車検を実施することができない一部の車両については、民間の自動車整備業者において車検を実施することとしております。

以上でございます。

○桃崎委員 Ⅱありがとうございます。

それでは、今回問題となりました二台のパトカーにつきまして、車検及び自賠責保険が更新されなかった原因をお聞かせください。

○山口警察本部会計課長 Ⅱ本件において、車検及び自賠責保険が更新されていなかった原因についてお答えいたします。

県警察の保有する約八百五十台の車両については、本部会計課において、各車両の詳細なデータを一括管理していますが、本件車両二台については、配備された令和四年十二月当時、そのデータを入力する際に、車検時期について、

本来であれば、令和六年十二月十四日とすべきところ、これを誤り、令和七年十二月十四日として入力してしまっており、その結果、本来の車検更新時期である令和六年十二月十四日までに車検を実施するに至っていないかったものになります。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、無車検・無保険運行の禁止規定につきまして質問をいたします。

まずは、無車検・無保険運行につきまして、どのような法律で禁止されているのか伺いをいたします。

○高森交通指導課長Ⅱ無車検・無保険運行に関する法令についてお答えいたします。

道路運送車両法第五十八条第一項におきまして、自動車は国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない旨規定されており、また、同法第六十二条第一項におきまして、登録自動車等の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用するときには国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない旨規定されており、つまり、検査を受けた自動車でなければ運行させてはならないこととされております。

また、自動車損害賠償保障法第五条におきまして、自動車は自動車損害賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済の契約が締結されているものでなければ運行の用に供してはならない旨規定されており、つまり、自賠責保険等の契約が締結された自動車でなければ運行させてはならないこととされております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、もし仮に無車検・無保険の状態でも車を運行した場合、どのような

な罰則が適用されるのか伺いをいたします。

○高森交通指導課長Ⅱ無車検・無保険運行に関する罰則についてお答えします。いわゆる無車検運行につきましては、道路運送車両法第八十八条におきまして、六月以下の懲役または三十万円以下の罰金に処すこととされており、また、いわゆる無保険運行につきましては、自動車損害賠償保障法第八十六条の三におきまして、一年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処すこととされております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

次に、行政処分についての質問であります。無車検・無保険運行に対する行政処分はどのようなものになっているのか伺いをいたします。

○平川運転免許課長Ⅱ無車検・無保険運行に関する行政処分についてお答えいたします。

いわゆる無車検・無保険運行につきましては、道路運送車両法などの関係規定が適用され、送致に至った事案がその対象となり、道路交通法及び同法施行令に基づき、それぞれ六點の違反点数が付されることとされており、これは無車検運行と無保険運行を同時に行った場合でも同様であり、六點の違反点数が付されることとされております。

なお、六點の違反点数が付されますと、例えば、運転免許停止処分などの前歴がない場合であれば、三十日の運転免許停止処分の対象となることとされております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは次に、今回の事案に対する捜査結果につきまして質問をいたします。該当の二台のバイクは、車検切れ、無保険の状態、合わせて約四千里

メートルを走行したということですが、本県の立件を見送られたその理由をお聞かせください。

○高森交通指導課長〓本件について、送致に至らなかった理由についてお答えします。

本件につきましては、その判明後、道路運送車両法等の適用の是非を確認するため、二車両それぞれの管理者や運転した者全員、合計三十九名から詳細にその状況を聴取しております。その結果、当該二車両を運転した者や車両の管理者につきましては、車検の時期は本部会計課から連絡があるものと認識していたこと、運行前に常時実施している車両点検に際しては、点検基準に基づくブレーキやタイヤといった走行に関係する部分のみの確認にとどまったり、車検等の有効期間をその対象としていなかったこと、期間中の二車両の運行は約四十日間でしたが、パトカーは一台を多くの職員が順次運転するものであり、その間に実際に運転した職員は合計三十七名でありました。そして、それぞれ一人当たりの運転時間は約三十分から最大でも約四十時間であり、その一人一人がそれぞれの運転機会に車両が無車検等であったことを認識するには至っていなかったことなどが確認されたところでございます。

さきに申し上げました道路運送車両法や自動車損害賠償保障法の罰則につきまして、いわゆる過失犯の処罰規定が設けられておらず、その適用には故意が認定されることが必要でございます。

本件につきましては、以上申し上げたような状況であり、二車両それぞれの管理者や運転者に故意が存在したことを認定するには至らなかったことから、結果として送致には至らなかったものでございます。

以上でございます。

○桃崎委員〓ありがとうございます。

三十七名の方が乗られたということでございます。県民の皆さんも車に乗る

際には車検証書ですかね、あれをしつかりと見て、車検が切れていないか確認されるものでございます。やはり警察官の方々も、管理は中央で全体をされているとはいえ、しつかりと車検証書を見ていただきまして、確認をすることが大事ではないかと考える次第であります。

それでは、新聞などでは関係者の処分につきまして、今後の処分、適正に対応するとの警察からの発表が報道されておりますが、その後の処分についてどのように対応されたのか、また、その理由をお伺いいたします。

○中道警務部長〓関係者の処分についてのお尋ねでございます。

まず、個別の報道につきましては、コメントを差し控えさせていただきたいというふうに思います。いずれにいたしましても、このたび確認された事実関係を踏まえて、適切に対応することにしております。

なお、処分の有無につきましては、これはいわゆる懲戒処分等の公表の話になつてくると思うんですが、警察庁が示す懲戒処分の発表の指針、これを参考にして対応させていただくということになります。したがって、処分の有無についても、発表の指針、これを参考に判断をしていくということになります。

いずれにいたしましても、確認した具体的事案の態様を総合的に勘案いたしまして、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○桃崎委員〓ありがとうございます。

次に、再発防止策につきまして質問をいたします。

たとえば故意ではなかったといたしましたしても、警察によるこのような事案は二度と起きてはならないものでございます。警察では、今回の事案を受け、どのような再発防止策を講じられたのかお伺いをいたします。

○山口警察本部会計課長〓本件を受けた再発防止の取組についてお答えいたします。

本件事態が生じた原因については、県警察の保有する約八百五十台の車両に係るデータの入力時のミスでありましたことから、今般、改めてこの全データについて十分な確認作業を実施したところであります。その上で、本部会計課において一括管理している全車両のデータを実際に運行している各所属と共有して相互確認を行うということとともに、会計課担当者が警察署をはじめとする各所属に赴き、個々の車両を直接確認することとしたところであります。

さらに、車両を運行する際には運行前に点検を行っておりますが、その際にブレーキやタイヤ、灯火類のみならず、車検の有効期限についても確認項目に入れることとしたところであります。こういった再発防止のための取組により、今後このようなことがないように徹底してまいります。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは最後に、今回の事案についてどのように受け止めておられるのか、警務部長の所感をお聞かせください。

○中道警務部長Ⅱお答えいたします。

交通違反の取り締まりをはじめ、法の執行の任に当たる警察において、法令により規定されている車検等の更新を行わず、一定期間運行してしまったということは、本当に誠に遺憾でございます。大変申し訳なく思っております。

今後はこのようなことがないよう、先ほど会計課長からも申し上げました再発防止策をしっかりと講じてまいることとしております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

このような事案は二度とあってはならないことではありますが、今回の件を機会として改めて身を正していただきまして、警察には県民の大きな負託を受けておりますことを再度認識を改めていただき、今後とも使命感を持って県民の

安心・安全のため任務に精励されますことを心からお願いたしました。質問を終わらせていただきます。

○江口委員Ⅱ県民ネットワークの江口善紀です。それでは早速、質問に入らせていただきたいと思います。

通告しております情報公開について質問させていただきます。

情報公開の意義は、民主主義社会における行政の透明性を高め、国民の知る権利を保障することにあると思います。

情報公開制度の目的としては、国民の知る権利の保障、国民が行政の情報を知ること、行政への関心を高め、主体的に参加できるようになることがあります。また、行政の透明性の向上、情報公開によって行政の活動が可視化され、不正や隠蔽を防止し、公正な行政運営が促進されることにもあると思います。

そして、公正で民主的な行政の推進、つまり、県民が行政を監視し、評価すること、より民主的な行政を実現するというような目的があると考えます。

国民は情報を基に、国政や県政、市政に対して意見を述べたり、政策決定に参加したりすることができるようになると考えられます。

佐賀県におきましても、情報公開制度は県民に開かれた県政を実現するために重要な役割を果たしています。条例では県民の知る権利を尊重すると規定されており、県は積極的に情報公開を進める姿勢を示しております。

県には公文書の適切な管理や開示請求への適切な対応が求められるとともに、県が県民への情報提供を積極的に行うことは重要なことだと思えます。

一方、幅広い行政分野の中で、時折、あるいは一時的に特定の分野の情報公開請求が集中する場合もあるとも聞いております。

そういった様々な背景がある中で、情報公開制度の運用には国民の知る権利の行使と行政側の対応との適切なバランスも勘案されるべき課題かなと感じます。情報公開は県民と行政との信頼関係を築き、より開かれた県政を実現する

ためには欠かせない基盤であります。

そのためにも公正で公明な情報公開が行われることを切に願いつつ、以下の項目について質問してまいりたいと思いますので、誠意ある御答弁をお願いしたいと思います。

まず一点目、佐賀県情報公開条例についてです。

佐賀県情報公開条例とは、どのような内容の条例なのか、この点につきまして御答弁をお願いします。

○岸川法務私学課長 佐賀県情報公開条例について御答弁いたします。

佐賀県情報公開条例は、昭和六十二年七月に公布され、同じ年の十月一日から施行されました。公文書の開示を請求する権利を明らかにし、県民の知る権利を尊重するとともに、県政に関し、県民に説明する県の責務が全うされるようにし、もって県政の発展に資することを目的としております。

五章、第二十七条から成る条例で、第一章の総則では条例の目的や定義などについて。第二章の公文書の開示では、誰でも公文書の開示を請求することができることや、開示請求があったときは、不開示情報を除き開示しなければならないこと、あと、開示請求があったときの手続などについて。第三章の審査請求では、開示決定等について審査請求があったときは、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して裁決しなければならないことなどの審査請求があったときの手続などについて規定しております。

このほか第四章では、情報提供施策の一層の充実を図り、情報公開の推進に努めることなどにつきまして。第五章では、条例の施行に関し、必要な事項は別に定めることなどについて規定している条例でございます。

以上でございます。

○江口委員 ありがとうございます。一度、私も全部条例を改めて見てみましたが、理路整然としっかりとあらゆる規定を網羅したような形での組み立てに

なっているなというふうに思ったところがあります。

それでは、この情報公開の中で公文書という言葉があります。公文書の定義というのはどのようなようになっているのか、その点について御答弁をお願いします。

○岸川法務私学課長 公文書の定義についてお答えいたします。

佐賀県情報公開条例におきまして、公文書とは、県の機関等が作成し、または取得した文書や電磁的記録などであって、県の機関等が組織的に用いるものとして管理しているものである旨、定義されております。

定義の中にございます組織的に用いるものにつきまして一般的に、一つ、文書等の作成、または取得の状況。二つ目、利用の状況。三つ目、保存、または廃棄の状況。この三つの点等を総合的に考慮することとされております。

また、公文書に該当するか否かは、形式的ではなく、実質的、個別に判断するものとされております。

以上でございます。

○江口委員 公文書の最後の部分、形式的云々ではなく、実質的なものというふうな御答弁もいただきました。

では、今答弁いただいた公文書について、その開示請求が県民の方からあると思います。開示請求の件数についてですが、最近の公文書開示請求の件数はどのようになっているのか、その点についてお願いいたします。

○岸川法務私学課長 公文書の開示請求の件数につきましてお答えいたします。

開示請求書そのものの件数ではございませんが、受け付けた請求に対して開示等を行った公文書等の件数でございます。

知事部局、教育委員会事務局、警察本部等を含めました県の全ての機関で、昨年度、令和五年度が二千八百件弱、令和四年度が約四千件、令和三年度が約三千五百件となっております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱ年度によって増減はあると思いますが、私の肌感覚でいうと、想像を超える、一つ桁が大きかったかなと思いました。最初、一年間でどれぐらい、五百件、百件のイメージを持っていたんですが、答弁を伺いまして想像以上に件数が多かったことを正直驚いているところであります。

では、この開示請求というのが県にあった場合の対応についてであります。開示請求があった場合、知事部局では受付から対応、そして、決定通知までの作業の流れとしてはどのようになっているのか、その点についてお願います。○岸川法務私学課長Ⅱ知事部局におきます開示請求があった場合の対応についてお答えいたします。

開示請求は県庁新館一階の行政の窓口での受付のほかに、電子申請システム、電子メール、ファクシミリ、郵便などでも受け付けております。

行政の窓口で受け付ける場合は、請求対象の公文書を管理している所属とともに、法務私学課の職員も一緒に対応させていただきます。

請求対象の公文書を管理している所属は、請求書の提出があった日の翌日から起算して十五日以内に請求対象の公文書を特定いたしましたして、開示、部分開示、不開示のいずれかの決定を行った上で決定通知書を開示請求者に送付することとなっております。

なお、やむを得ない理由によりまして十五日以内に決定を行うことができないときは、さらに三十日を限度として期間を延長することができることとなっております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱ原則十五日以内の開示や延長の三十日というものがあるというふうな御答弁をいただきました。

開示請求の内容によっては作業が、過去の資料をひもといたり、いろんな対応が必要な場合もあるし、既にある資料を抜き書きして、整理をして開示する、

手続によって開示請求の中身によって、職員さんの対応にかかる時間というのも随分違うようなことは様々な現場の方から伺っております。

あと、件数が年間三千件とか四千件の中で、そういった開示請求が集中したところは随分な作業量になるのではないかと少し心配というか、そういうことを私もこの件数を聞いておもんばかる場所ではあります。

それでは、開示請求の流れの結果、今、開示請求については全部開示と部分開示、不開示の三つの決定があると御答弁をいただきましたが、ちなみに、それぞれの決定の割合というのは大体どのような状況なのか、その点について御答弁をお願いいたします。

○岸川法務私学課長Ⅱ開示請求に対しますその決定について、過去三年間の状況についてお答えいたします。

令和五年度は全部開示が約七七％、部分開示が一七％、不開示が五％となっております。

令和四年度は全部開示が約八五％、部分開示が八％、不開示が六％、令和三年度は全部開示が約七一％、部分開示が二四％、不開示は四％となっております。

なお、割合の合計が一〇〇％になりませんのは、受け付けた請求の取り下げ等があったからでございます。

以上でございます。

○江口委員Ⅱちなみに、不開示が五％前後あるんですけれども、不開示になる理由というのはどんな理由が多いんでしょうか。

○岸川法務私学課長Ⅱ不開示の理由になりますのは、そもそも開示請求があった文書、公文書自体を作成取得していないとか、保存期間の満了に伴いましてその文書を廃棄したとか、そういうときが不開示になったりとか、あと企業とかの特殊な情報に関するものとか、そういうものは開示できないとか、そういう

うものが不開示の内容になります。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

情報公開、開示請求に関しては、いろんな方々のいろんな理由によって開示請求されるものだと思いますけれども、おおむね八割前後が普通に全部開示をされ、あるいは部分開示、不開示になる場合も、御事情とか、そういったものがあられる結果の決定というふうに御答弁をいただきました。

それでは、(四)なんですけれども、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会について伺いたいと思います。

この審査会が設置をされているわけですけども、この審査会の役割、どのような役割を担っているのでしょうか、この点についてお願いいたします。

○岸川法務私学課長Ⅱ佐賀県情報公開・個人情報保護審査会の役割についてお答えいたします。

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会の役割は、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例に規定されております。情報公開条例では、開示決定等について審査請求があったときは、審査会に諮問を行い、審査会の答申を尊重して裁決しなければならないとされております。

審査会では、この答申を行うために諮問があった開示決定等の審査請求について調査、審議をする役割を担っております。このほか、情報公開制度とか個人情報保護制度に関します重要な事項を調査する役割も担っております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱでは、そのような役割を担っております審査会ですが、どのような組織になっているのか、御答弁、説明をお願いします。

○岸川法務私学課長Ⅱ審査会の組織についてでございますけれども、この審査会の組織につきましても、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例に規定されております。

審査会は委員五人以内で組織することになっておりまして、学識経験のある者のうちから任命することになっております。現在の委員は、会長でございます弁護士、あと法律の研究者の方二名、これは大学の准教授と講師の方でございます。あと税理士一名、消費者保護に関する専門家一名の五名で組織されております。

なお、審査会の事務局は法務私学課が担っております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

では、その審査会への諮問件数について伺いたいと思いますが、最近のこの審査会への諮問の件数というのはどのような状況なのか、それについてお願いします。

○岸川法務私学課長Ⅱ過去三年におきます審査会の諮問件数についてお答えさせていただきます。

公文書の開示請求について審査会に諮問された件数は、今年度が現在のところ二件でございます。昨年度、令和五年度が一件、令和四年度が十一件となっております。

ちなみに、令和四年度の十一件のうちの八件と令和五年度の一件は同じ人物からの審査請求でございました。

以上でございます。

○江口委員Ⅱ審査会の諮問の結果については、佐賀県のホームページのうち、法務私学課の分野のページに諮問の件数や答申のものが公表されているというふうに思いますが、ちなみに、この諮問の件数に対して結果というのは、どういうふうな諮問の結果というものが傾向として多いのか、もし分かればお願いします。

○岸川法務私学課長Ⅱこの諮問に対します答申については、先ほど今年度と令

和五年度、四年度で十四件と報告いたしましたけれども、現在、審査中の一件を除きまして、県が行った決定を取り消すべきという答申が一件ございますけれども、それ以外につきましては、県が行った決定が妥当だという判断をいただいているところでございます。

○江口委員Ⅱ分かりました。

それでは、次の（五）知事会見における情報公開に関する論点ということで質問しますが、これは佐賀県情報公開・個人情報保護審査会の答申に係ることであります。諮問番号一一四号、答申日が令和六年九月三十日、件名が「九州防衛局との間でやり取りしたメールに係る公文書の不存決定に関する件」への対応について、記者会見で質疑があった件です。ちなみに、先ほど申し上げたように、答申の本文は佐賀県のホームページの法務私学課のページに公開されているんですけども、この十月十八日の知事定例記者会見で質疑のあった情報公開の在り方に関する論点は何か、この点について御答弁をお願いしたいと思います。

○田中政策企画監Ⅱ十月十八日の知事会見における情報公開に関する質疑の論点、やり取りの内容とか、そういったことについてお答えいたします。

これは、先ほど御紹介があったように、令和五年十二月一日付で県が不存決定をした文書について、令和六年九月三十日に答申が出て、不存決定を取り消し、開示決定等を行うべきという旨の答申が出たことに対するものでした。その後の答申が出た後の令和六年十月十八日の知事定例記者会見におきまして、記者から県の情報公開の在り方についての考えを問う質問があったところです。

これにつきましても、ホームページ上でやり取りについては公開されているかと思いますが、その際の知事からは、今回メール自体は物として存在するんですが、担当者が公文書に該当しないと判断し、不存決定をしたことが一つ、

情報公開審査会の答申について異論はないと答申に従って不存決定を取り消して、改めて対象公文書を特定して開示決定を行うこととしたこと、この二点について説明をしております。

また、併せて今後の課題といたしまして、不存決定という用語が分かりにくいのではないかとということ、さらに情報公開に関する規定を見てみたところ、所属アドレスのメールは公文書だが、個人アドレスを使っているとそうではないというような表現があったこと、これら誤解を招くおそれがある例を示した上で、情報公開に関する規定について全体的な見直しを指示したということをお返しております。以上が当日の質疑のやり取りになっております。

以上です。

○江口委員Ⅱ最初、問いの（二）でお尋ねしたように、公文書の定義についての見解、その辺が一つの論点になっていたというふうに今御答弁いただいた中にごさいました。メールのやり取りに関する中でのみなし方、その辺に分かりにくさがあった、そういった知事の記者会見での答弁があったというふうな記者会見の記録を見ると読めます。

では、公文書の定義、公文書ということにおける電子メールの扱い、そういったものも今回の定例記者会見で話題になったわけですけども、次の（六）情報公開に関する規則の見直しについてであります。

先ほどの定例会見におきまして、知事は規則の見直し、そういったものに関しても言及をされました。今回、情報公開に関する規則を見直されたということとありますが、見直した理由はどういったものなのか、その点について御答弁をお願いします。

○岸川法務私学課長Ⅱ情報公開に関する規則を見直した理由等につきまして御答弁いたします。

先ほど田中政策企画監から御答弁がありました今回の公文書不存決定取り

消しの事案につきましては、担当者が公文書に該当しないと判断したところにある一方、この事案をきっかけといたしまして、これは規則の名前なんですけれども、「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」の一部改正を行いました。また、佐賀県電子メールに関する規則の廃止を行ったところでございます。

「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」につきましては、情報公開条例の施行に合わせまして、昭和六十二年九月二日に公布されまして、条例と同じく昭和六十二年十月一日から施行されたものでございます。

その内容は、公文書の開示の方法や開示請求に係る様々な様式を規定している規則でございます。その開示請求に係る決定通知書の様式の一つに、公文書不存在決定通知書というものがございました。この公文書不存在決定通知書とは、そもそも公文書を作成、取得していない場合や保存期間の満了によりまして公文書を廃棄した場合など公文書自体が物理的に存在しないときに使われているものでございますが、今回、文書等は存在するが公文書には該当しないと判断いたしましたので、公文書不存在決定がなされたものでございます。

今回、不存在という言葉が公文書に該当しないときも使われ、そのことが県民の方に分かりにくかったということから、公文書不存在決定通知書を公文書不開示決定通知書に統合する見直しを行いました。この見直しの施行は令和七年四月一日からとしております。情報公開条例で規定いたします公文書の開示請求に対する決定は、全部を開示する決定、あと一部を開示する決定、全部を開示しない決定の三つになっておりますので、決定通知書の様式もこの三つに合わせた見直しを行ったところでございます。

次に、佐賀県電子メールに関する規則についてでございます。この規則は平成二十五年九月二十日に公布され、同じ年の十月一日から施行されました。

職員が電子メールを利用して仕事をするとときに、職員個人に付与されたメー

ルアドレス、個人アドレスと言っております。これと所属に付与されましたメールアドレス、所属アドレスと言っておりますけれども、これを仕事の内容や相手などによって使い分けていますが、この規則だけを見ますと、所属アドレスを利用して送受信したメールは公文書でございますが、個人アドレスを利用したものはそうではないと、そういう情報公開条例の公文書の定義と異なる誤解をしてしまうような書きぶりになっていたために、この規則そのものを廃止したところでございます。

以上でございます。

○江口委員⇨規則の見直しという点では、大きく二点ですね。「開示請求を拒否する決定 公文書開示請求拒否決定通知書」というものの書式と、「公文書を管理していないことを理由とする開示しない決定 公文書不存在決定通知書」、この(四)と(五)をなくすというのが一つですね。それと、先ほどおっしゃった佐賀県電子メールに関する規則、これを廃止されたという、この二つの見直しですね。

ここでちょっと分かりにくかったのがメールアドレス、私たちは県の職員じゃないので、県の職員さんのメールというのはどういうふうになっているのと。よく県の職員さんの名前があつて、「@pref.saga.lg.jp」というアドレスを目にするので、これは県の職員さんが県の職員さんたるゆえに付与されたメールアドレスなんだと。だから、このメールを使って対外的にやり取りをするということは、基本これは業務上のメールじゃないのというのが私たちの普通の感覚なんですよね。なので、そう思って、昔と違って今は公務員の方もその役職の上で発言することとか、対外的に話されること、あるいはやり取りする文書というのは、かなりほとんどが公文書とみなされるような時代になってきていると思うので、県の方がメールアドレスで対外的な方と書類とかをやり取りしたら、それも公文書になるんじゃないだろうかというふうに勝手に思う

部分がありました。

先ほどの公文書の定義と今回の情報公開に関する規則の見直し、特に電子メールの件なんですけれども、先ほど(五)で知事会見における情報公開に関する論点のところを御答弁いただいたんですけれども、これも要は不開示決定というふうな担当課の御判断の背景には、開示請求に係る九州防衛局との間でやり取りしたメールのうち、組織的に管理、共有する必要があるものはメールに添付されたファイルのみであったため、当該ファイルは県のホームページに掲載するなど別途組織的に管理、共有しているが、メール本文「いつもお世話になってます。〇〇について別添のとおり送ります」などは、組織的に保存共有する必要はないものであったというふうな弁明書の中で書いてありますけれども、いわゆる所属のメール、何々課としてのメールで県の方は対外的にやり取りをするようにというのが基本だったと。しかし、最近では個人のメールでやり取りしているケースが増えてきているというふうな何っているんですけれども、所属のメールと、いわゆる個人のメールの扱いに関しては、今回の規則の見直しに関して、つまり、以前は所属のメールで対外的なやり取りするのを原則としていた。だから、個人メールでは対外的にはやり取りしない。だから個人メールのやり取りは公文書に当たらないというふうな判断に今回なったのかなと。だから、この規則を廃止したのかなと。つまり、所属のメールでやり取りしても、個人のメールアドレスでやり取りしても公文書になり得るんだというふうな改正なのかな、つまりはというふうな私の解釈でよろしいのかどうなのか、その点についてはいかがでしょうか。あるいは、説明があったらお願いします。

○岸川法務私学課長 所属アドレスメール、個人アドレスメールの使い方についてなんですけれども、先ほど御説明しましたとおり、公文書の定義というのが情報公開条例の中にございまして、それにつきましては、県の機関等が組

織的に用いるものとして管理するものというのが、そもそも条例の中で公文書とはこういうものですよというのが決まっております。それが一番大前提にあるかと思えます。

その中で、ちょっと経緯は分かりませんが、平成二十五年にこの電子メールに関する規則というものをつくりまして、その中では、基本、所属アドレスを使って仕事をしましょうというふうなことを、そういうことを基本的な考え方としてつくったのかも、ちょっと分からないんですけれども、そういうものがございました。

でも、その考え自体はやはり変わったものではございますけれども、その規則の規定自体が、この規則の書きぶり自体が非常に職員さんのほうに、規則だけ見た職員さんにとっては、個人アドレスから送ったものは公文書に該当しないんだという誤解を招くおそれが非常にあったことから、ちょっとそういうことをなくすために、今回、そういう誤解を招く規則を廃止させていただいたということでございます。

○江口委員 今度、このメールの規則というのを見直し、この佐賀県電子メールに関する規則を廃止することによって、所属のアドレスを使ったメールのやり取りであれ、個人のアドレスを使ったメールのやり取りであれ、内容次第では公文書に該当するんだというふうに変った、そういうふうな認識を改めるという受け止めでよろしいでしょうか。

○岸川法務私学課長 この規則、電子メールに関する規則を廃止したから、その公文書の定義が変わったということとは全くございません。もともと昭和六十二年の情報公開条例で公文書の定義というのは決まっておりますので、それに基づいて、この規則を廃止する前だろうと後だろうと、個人アドレスだろうと所属アドレスだろうと、この条例の定義に関する文書は公文書として扱っております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱ分かりました。実際、メールを送る際に、もともとは対外的には所属のメールアドレスでやるようにというふうに佐賀県ではなっていたんですね。以前、そういうわけではない。「そこまで」と呼ぶ者あり）そういうわけじゃない。

○岸川法務私学課長Ⅱそんなに決まっていたところではないと思います。そうでないと、県庁外の方ともやり取りするときに、やはり個人アドレスでやったほうがやりやすいという仕事のやり方もございますし、必ず所属アドレスを使って仕事をしようということがきちんと決まっていたということではないです。

○江口委員Ⅱ職員録を拝見しますと、何々課、何々課というのがいろいろあります。課によって所属されている方が十人前後であったり、二十人前後であったり、いろいろあるし、特にさが政策推進チームは、「sagaaisaku@pref.saga.lg.jp」の下には七十名以上の方がいらつしやるから、そこに送ったら確かに——何か全員、皆さんその所属の方はフォルダで見られるとは聞いたんですけども、本当に自分に来ているのかどうか、見落とさないか、そういうことがあるから、やはり今の世の中、仕事のアドレスで要件を伝達したりとか、ファイルを送受信するのは当たり前だと思いますので、そういった意味では公文書というのは、公文書の規定にあるように、そのやり取り上の、こんにちは、おはよう、この前ありがとうございましたぐらいだったら、時候の挨拶で公文書じゃないかもしれませんが、要件が書いてあったり、何かしらの資料が添付されていれば、それは公文書に該当するんじゃないかなというふうに思っていたものですね。

ですので、今回のさっきの（五）の知事会見における情報公開に関する論点についても、メールのやり取りのアドレスの整理とか、あるいは請求がメール

のやり取りで来たから云々というふうな審査会での報告書、そういったふうに書いてありましたので、今後はそのメールのやり取りについて、やり取りにおける本文での内容ですとか、あるいは添付資料の内容によって、しっかりと公文書としての管理、そういったものがなされることを期待しておきたいというふうに思っているんですけども。

それでは、次のこの情報公開に関する規則を見直されたということを受けまして、（七）の開示請求への適切な対応について伺いますけれども、今回、この諮問番号一一四号に関する県が決定した公文書不存決定については、開示請求人から審査請求があり、佐賀県情報公開・個人情報保護審査会は「公文書不存決定を取り消し、改めて対象公文書を特定の上、開示決定等を行うべきである。」との厳しい判断をされたところであります。

このようなことが再び起きないように、どのように取り組んでいくのか、この点について法務私学課長に伺いたいと思います。

○岸川法務私学課長Ⅱ開示請求の適切な対応につきましてお答えいたします。令和六年九月三十日の佐賀県情報公開・個人情報審査会の答申を受けまして、法務私学課におきましては、職員に対しまして公文書の定義について、また、公文書に該当するか否かは形式的ではなく、実質的、個別な判断が必要なことについて改めて周知を行ったところでございます。

また、庁内イントラネットの中に、職員がいつでも情報公開制度について学ぶことができるeラーニングを設置しておりますが、今後は職員が受講し、対面で受ける研修におきましても、公文書の管理とか開示請求の対応などにつきまして学べる機会を増やしていきたいと考えております。

また、開示請求への対応につきましては、件数が多いものですから、全てに対応できませんけれども、法務私学課におきましては、これまでも公文書を管理している所属が開示決定を行う前に事前の報告をもらうようにしてお

りましたが、その対象を拡大し、これまでに以上に関与するように見直しを行っているところでございます。

今後とも、情報公開の趣旨を踏まえまして、公文書の開示請求があった場合に適切な対応ができるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。改めて職員の方お一人一人が公文書の意味について御認識をしていただき、適切な公文書に該当するかどうか、そして、適切な管理というのが求められるのかなと思います。その上で、県民の方からの知る権利、情報公開の請求に対しては適切に対応をしていただきたいと思います。思っているんですけども。

ちなみに、先ほどの(五)の諮問番号一四号に関して、審査会ですね、一四号であります。「公文書不存決定を取り消し、改めて対象公文書特定の上、開示決定等を行うべきである。」ということに対する対応はもう既に終わっているのか、その点について改めて政策企画監に伺います。

○田中政策企画監Ⅱ答申後の対応についてお答えいたします。

答申が出た直後にも、知事からも申し上げたとおり、答申の内容については異議がないということで、早速対応についてしたところで、存在を決定し、取り消して開示決定をし、既に答申の趣旨に沿って対応をしたところです。

肝腎なのは、やはり対応したで終わりにじゃなくて、先ほど江口委員もおっしゃったように、今後、そういった組織共有性が今回問題になっておりますので、そこに対する、今回、担当者は私ですけれども、担当者の判断が適切でなかったということ指摘されておりますので、今後そういったところを気をつけて十分慎重に判断するようにしていくということで実践していこうと思っております。

以上になります。

○江口委員Ⅱ審査請求人からはこの経緯について私もいろんなお話を伺い、審査請求人の立場における認識や課題点、あるいは県への要望、そういったものを受け止め、また、県のほうは県のほうでどのような理由でどのような背景でお仕事をなさっているのか、両方からお話を聞かないことにはいけないと思っております。今回この点を改めて取り上げさせていただきました。

ただ、一点、私がかかったことがありました。

これは、昨日の夕方、田中政策企画監にもお伝えはしたんですけども、この審査請求には同じような趣旨の請求を九州防衛局にもされています。いわゆる九州防衛局と佐賀県との間でやり取りをしたメールについての開示請求なので、これは九州防衛局が情報を開示されていらつしやいます。佐賀県のほうはいろいろ情報審査会までずっと手続が長引いた結果、佐賀県からも昨年十二月十八日に開示をされました。もちろん九州防衛局は国の機関でありますので、九州防衛局は国の情報公開に関する法律に従い、あるいは佐賀県は佐賀県の条例に従い、対象の公文書の特定とか開示を行う規定が違うのは承知しておりますけれども、九州防衛局の開示した資料の中に、この佐賀駐屯地(仮称)駐屯地整備事業に関して環境アセスメントに関する想定問答というのを九州防衛局から佐賀県のほうにお渡しになったというふうなやり取りのメールがございます。これは、本文の中で言うと、昨日お渡しした想定をお送りしますということが書いてありますので、恐らく紙文書でお渡しし、その翌日にメールでデータでファイルでさらに送られたものだと思います。

これは九州防衛局がもう開示しているので、もう既に開示されている情報です。これを読むと、かなり駐屯地の範囲、面積のこと、貯水施設の関連性、排水施設の関連性、事業の一体性等々に関して九州防衛局の作ったとても詳しい資料なんですけども、これを佐賀県のほうに渡しているのはこれはもう明らかだと思っておりますが、佐賀県から公開された情報の中にはこれが入っていないの

で、これがどうして入っていないのかな、条例と法律の違いのせいかなと、そういうことをちよつと疑問に思ったもので、このファイル、この資料というのは佐賀県のほうではもう確認されているんでしょうか。これはもう佐賀県のほうにはないというふうなことなんでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ防衛省が公表した資料と今回開示した資料とで数が整合していない部分についてお答えいたします。

防衛省のほうが出て、防衛省が同じような開示請求で出した文書と県が県のほうにないというのは、県が最初に不存在決定をした時点で、それをメモ的なものとか、申請、照会、回答とか申請とか、そういったものではなくて、前日に打ち合わせた資料としては頂いておったんですが、中身御存じなので、あれですけども、想定問答として、防衛省が作成した防衛省の想定問答ということと説明は受けております。

ということと、これが仮に県にこれで答えてくださいとか、県がこれで動いてくださいとかいう資料ではなかったもので、その時点では受け取ってはいませんが、公文書として皆さん組織で共用するものではないという判断をその時点でしていたものです。

今回、答申を経まして、これは出すべきだろうという答申をいただきましたので、今回の出すに当たって、メールでいただいていたものですので、もう組織共用していないので、文書としては保存していなかった、メールとしてはもう削除になっていたもので、今回公開する時点ではなかったというのが実際のところとす。

今回、中にはメモとせずと担当がコピーとかを保存していた部分については出した部分もあるんですが、それでも防衛省が公開した部分と県で今度公開した部分については、一致していないというのが多々ありますので、その時点での判断が誤っていたということがきっかけになりますので、今後はそういう

う慎重に広く組織共用性について判断するということで対応していきたいと思っております。

以上です。

○江口委員Ⅱ改めて分かりました。

この環境アセス想定問答には、先ほど申し上げたように、駐屯地整備事業と環境アセスに関する項目が多数記載されています。県の所管でいうと、県民環境部の所管の部分とか政策部の所管の部分、両方含まれているというふうに思います。つまり、政策部にとつてもこの駐屯地の事業計画にとつて県議会で相応な議論が行われている中、防衛省がどのような見解であるかということと理解するために、非常にこれは業務上必須の資料であることは私は濃厚だと思っております。

この資料が送られてきたメール、本文にも記載されているように、昨日お渡しした想定をお送りしますと。翌日メールでファイルで送信しています。送信先の相手には政策部の複数の方に送信をされていますので、当然これは組織共用をされているに該当する、つまり公文書に私は該当するんじゃないかというふうに思うんですけども、これは複数の方全員が記録を取らなかったりメールを保存していなかったり、三カ月たったからメールが消えた、あるいはプリントアウトしていなかったから、もう文書は散逸してしまった、あるいは最初はこのメールの前日に文書で渡されていたわけで、私はこの内容的には公文書に該当する、極めて高いという蓋然性を感じるんですけども、これは公文書というふうに担当としてはみなされなかったという整理でよろしいんでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ江口委員が今御指摘のとおりのことと、答申でもそのような答申になっておりますので、今後その時点ではそういう認識だったというのが答申でも慎重さを欠いた適切な対応ではなかったということと答申でも出さ

れておりますので、そのことについての異論はございません。ですので、今後、答申に従って、そういう組織共用性については慎重に判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○江口委員「ちなみにこの環境アセスの想定はもう今担当課では管理されていないという理解でよろしいんでしょうか。」

○田中政策企画監「現物についてはございませんでした。書かれている中身につきましては、直接ヒアリングで、そのほかの機会も通じていろんなヒアリングとかも行っていきますので、昨年議会でもいろいろ質疑があったところですが、議会の答弁とか県の姿勢確認については想定問答をベースにということではなく、直接応じた我々の考えで、県の考えとして皆さんに御説明しているところですよ。」

以上になります。

○江口委員「ちよつとかなり驚きの答弁であります。佐賀県はオスプレイの安全性とか防衛省と何度もやり取りをしましたね。そして、防衛省としても、参事人招致等々で我々議会にも、あるいは執行部にも説明をされていらつしやると思います。その防衛省が作成した環境アセス、駐屯地整備事業、そして排水関係に関する資料をこれだけ丁寧につくって、ここに星印があつて注釈があつて、県側の答弁用は主語等を適宜修正と、非常に丁寧にここに書いてあります。だから、これは、この事業に対する、あるいは環境アセス、あるいは排水施設に対する事業を、防衛省の考え方として非常に事詳しく防衛省の立場で書かれた文書であり、この駐屯地整備事業の一連の政策決定の過程において、これは後で見返しても、とても参考になるというか、政策決定の過程を知る上で貴重な資料だと思います。事実、防衛局のほうはこれを公文書として公開をしているわけですから。」

しかし、防衛省も佐賀県に対して手渡しで、かつメールでデータでお渡ししているのを佐賀県がその内容にあまり価値を示さなかった、価値を評価しなかった、どういうふうに表現していいのか私も今戸惑いがありますけれども、管理をしていない、持っていないということは、渡した防衛省はそれを聞かれたらどう思うか分かりませんが、ただ、これは非常に貴重な公文書に該当し、かつ管理すべき資料だと私は思います。ここは非常に大きな認識の差があると思います。非常に驚きであります。

ただ、そういう御担当の感覚で、これは公文書として管理する、これは記録として残す、残さない、これは公文書の考え方、もとの公文書の定義に照らし合わせて妥当なものなのかどうなのかということに非常に私は疑問を感じるのですけれども、その点について、政策企画監の所感をお願いします。

○田中政策企画監「公文書であるかどうかの判断につきましては、担当課長のほうで、今回の事例につきましては私のほうで判断をしております。」

江口委員が冒頭おっしゃられたとおり、昔であれば電話とか口頭とか対面で聞いていた情報なんかについても、今、御丁寧にメールでパソコンで打った文書が大量に流れてきている。そういった中で、必要である資料とか情報については、県政の我々の意思決定に反映させるべきような資料については、当然、公文書組織共用性が認められるということで公文書にしなさいというのが規定になっております。

答申でもう既に出ていますので、今回の判断については私どもの判断が適切ではなかったということは異論がないところで、当時の判断が私は組織共用する必要はないと考えた理由としては、この文書に限って言えば、防衛省が作成した自分たちの想定問答という形で見せていただいておりますので、その点について我々が県にそういうふうに答えてくださいといった筋合いのものでもないし、中に今御説明があったように、県の場合は、主語を適宜入れ替えてく

ださい、——そういった判断については別途県すべきものと思っておりますので、組織的な共用までする必要はないという考えでやったところです。結果としては、その過程も含めて、取っておくべきだろうというのが答申の趣旨であったかと思えますので、それについては今後、生かしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○江口委員Ⅱでは、今御答弁いただきましたが、繰り返しになるかもしれませんが、防衛局から佐賀県に紙とデータで提供された、防衛省作成の環境アセスは今でも佐賀県として佐賀県の管理すべき公文書には該当しないという御認識で間違いないでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ今でもということであれば、答申が出ておりますので、答申の趣旨に従えば、管理すべきものだったという認識を持っております。

ないという、現実はないんですけれども、それは当時の判断でないと判断したので、メールの保存期間とかがなくなっているし、その後それを使っているんな政策決定に使ったというものでは実際なかったもので、文書として保存していないし、現物もなかったというのが実際の状況です。

以上であります。

○江口委員Ⅱ別に防衛省がこういう資料を作成して、対環境アセスの想定問答を作成する、それは別に、ある意味そういうことを作成することは自然なことかもしれません。そういう文書があっても、それを佐賀県とやり取りすることもしかりだと思っんですね。なぜなら防衛省事業主体としての考え方をしっかりと県に伝える、説明をする必要があるからです。

実際にこの後、九月二十八日の文教厚生常任委員会で、この駐屯地の面積、環境アセス等について質疑がなされています。その中で、環境課長も、これこれ駐屯地の造成面積は云々であり、環境影響評価の対象云々というふうな答弁

をしている中で、以上のように防衛省のほうから説明を受けていますと、あるいは駐屯地整備事業と排水関連施設について防衛省の説明について御説明をいたしますということで、事業主体である防衛省は次のように説明をしていますと、ちゃんと防衛省から説明を受けていることは言っているし、これは公然の事実なんですよ。

だから、そういった点において、こういう資料というのは、当然、防衛省と佐賀県が共有していて別に問題ないんだけど、それをなかつたことに、管理していないということは、公文書の管理上、不適切じゃないかというのが私の問題提起なんですけれども、だから、今これは公文書として蓋然性ないと、だから、なくて別にいいということになるわけですかね。これはもしも公文書ということだと判断が誤りであれば、先ほどの請求人に改めて開示をするとか、そういった手続があるのかなのか、あるいはこの資料は管理していない、ものもないからもうないで、そのまま終わりなのか、その点についての整理はどうなんでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ今現在ない、答申が出た後に、メールが対象でしたのでメールとかコピーしたものをずっと探した上でなかったということでの一つに、この資料はなっているということ、その当時の判断が正しかったので出せませんというわけではなく、その当時の判断については、答申でおかしかったという判断が出ておりますので、それについては認めておるところで、それに沿ってメールをずっと探したんですけれども、今現在、それと同じものがなかったということです。

それと、あと意思決定、翌日、委員会とかで答弁をしている部分についても、その文書一つじゃなく、対面でお話を受けたら、そのほかの機会、現地に行ってお話を受けたら、いろんな機会を設定して、県のほうで意思決定しているものと思いますので、その文書が決定的なものという認識でなかったというのが

当時の感覚で、そのために今現在まで残っているかと残っていないという事になっていきます。

ただし、それについては答申で適切ではないということで御判断いただいておりますので、今後、同様な文書とかが来た際には慎重に判断をするということとを考えています。

以上です。

○江口委員Ⅱこの諮問一四号の付言のところに、確かに実施機関として「自らが慎重に開示請求の対象になった文書の公文書該当性を判断した上で開示決定等を行うべきである。本件処分については、この慎重さを欠いていたと言わざるを得ず、県の情報公開制度の理念と目的に明らかに反するものである。県にあつては実施機関の一部において——実施機関というのは県のことですけど——公文書開示請求について適正な事務処理がなされていなかったことを真摯に受け止め、今後、このようなことがないように、公文書開示請求についての適正な事務処理の徹底に努めていただきたい。」と。もちろんこれは公文書の管理についてでもあります。

今ほど政策企画監は、いろんな防衛省からの説明や、いろんな書類の中で佐賀県の政策決定はなされるので、これ一つを取ってされるわけではないと。しかし、これはそういう判断の資料の一つである。これだけではなくてもいいのか。ほかのものがあればいいのか、逆読みももちろんできるわけです。そういった意味で、今回のこの文書が今、佐賀県で管理されていないこともですけども、こういうことで佐賀駐屯地の整備に向けた状況ですとか、あるいはこれから駐屯地調整室という新たな部署が人員も増やされて、新たな体制でなされる中で、こういった管理、こういった対応で本当に県民の知る権利が担保され、県民と行政との信頼がちゃんと培われていくのか、非常に懸念を感じる状況であります。

この諮問に関しては対応されたということではありますが、まずまず政策決定の過程に関する公文書の管理と、そしてそれに対応した県民の知る権利については真摯に対応していただきたいと思います。今までのやり取りを聞かれて、平尾部長、これからまたさらに県で重要な仕事をされていくと思えますけれども、今後の駐屯地調整室の設置、そしてこれから県民への情報公開、行政の信頼醸成に向けてどのように臨んでいくのか、何か所感がありましたらよろしくお願ひします。

○平尾政策部長Ⅱ今回の防衛省から政策部、当時、オスプレイを担当している担当者に対してメールが送られてきたことに対して、まず不存在という決定をいたしました。不存在ということ、答申を踏まえますと、当然我々として誤った判断であつたと、そこは我々としても十分反省をしておるところでございます。

公文書に該当するか否かというのは、先ほど担当の課長のほうからも説明がありましたけれども、形式的ではなく、実質的また個別に判断するものというふうなことで、こういったところは回答もいたしました。

特にオスプレイの配備に関しては、かねてからアクセス関係についても、様々な御意見が県のほうに寄せられていたところがございます。我々としても、アクセスに該当するのかしないのかといったことについても、防衛省と膝を突き合わせながら、また、うちの県民環境部、そういったところも含めながら、これまで対応してきたところがございます。そうした中で、議会の中でも様々な御質問があり、県としての判断をこれまでもやってきたところでございます。

ただ、江口委員のほうからお話ございましたように、我々が回答する中とか防衛省とのやり取りをする中において、非常に重要な資料が当時の判断において保存をしていなかったというようなことでございます。こういった点を一

つ捉えても、来年度四月から新たな室ができるということ踏まえ、県民へ不安を与えることにもつながっているのではないかなというふうに思います。

今後、室もできます。また、来年度は工事も終われば、オスプレイの配備もなされるというようなことでございますので、いろいろ安全性、環境面、いろんなことに対しては県民の不安がないように、我々としてもしっかりと情報公開もきちつとやりながら、また適切に公文書の管理等についても対応していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○江口委員 県におかれましては、県民の知る権利の保障、行政の透明性の向上に向けてしっかりと御認識をいただき、県政に精励賜りますよう心よりお願い申し上げます。

○中村委員長 暫時休憩をします。十三時をめどに委員会を再開させていただきます。

午後零時五分 休憩

午後一時 開議

○桃崎副委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

田中政策企画監から発言の申し出があつておりますので、これを許可します。

○田中政策企画監Ⅱ午前中の私の答弁に説明が不足していた分がございましたので、改めて補足をさせていただきます。

江口委員からお尋ねがあつた情報公開についての答弁の中で、当時の判断が適切ではなかつたということにつきましては答申のとおり重く受け止めていくということ、今後につきましては答申の趣旨を踏まえて慎重に判断していくということをお答えしていましたが、不適切な判断の結果、今保存されていない文書について、今後の対応についてお答えいたします。

防衛省が開示した文書のうち県のほうで保存していない文書がございますが、それにつきましては防衛省のほうに連絡をして、県としても併せて公文書として取り扱い、保存することといたしたいと思っております。

あわせて、もう一点、午前中の私の発言で一部不適切な部分がございますので、削除をお願いしたい分があります。

防衛省の開示された文書について、私のほうで個人的な所感として述べた部分がございますが、この分についてはあくまで個人的な所感でございましたので、訂正、削除をお願いしたいと思います。

以上です。

○中本委員Ⅱ皆さんこんにちは。公明党の中本正一でございます。

今回、総務常任委員会の所管事項につきまして、大きく三つのテーマで質問をさせていただきます。執行部の皆様にはどうか明快な御答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、大きな項目の一つ目として、県立大学について質問をいたします。

二月定例会を前に、「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」が公表されています。この「現時点でのとりまとめ」は、卒業認定やカリキュラム、入学者の受け入れなど三つのポリシーとともに、大学の運営体制や外部との連携など、これまでの専門家チームの議論が整理され、具現化されたものであります。そして、県立大学の目指す姿として、様々なプロジェクトに挑戦し、日本一プロジェクトが生まれる大学をキーワードに周囲に変革をもたらす人材、チェンジ・メーカーを育成していくとの強い覚悟が示されたものと受け止めるところであります。県立大学が目指す姿や、そこで育成する人材像が分かりやすく、また、インパクトのある言葉で表現されたことで、県立大学構想への県民の理解が一層醸成されるよう期待をしております。

しかしながら、「現時点でのとりまとめ」の中に幾つか確認をさせていただきたい点がありましたので、まずこの点から質問をさせていただきます。

まず、法人の意思決定についてであります。

「大学の運営体制に関する方針」のうち、「法人の意思決定」の項目には、経営に関する重要事項を審議する経営審議機関と教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議機関の設置について記述がされています。学校法人においては、通常、合議制機関である理事会などが設置され、そこで業務執行の意思決定が行われ、理事長は法人を代表し、その業務を総理することになります。公立大学法人における最終的な意思決定機関はどこにあるのかお伺いいたします。

○中島政策企画監Ⅱ公立大学法人の意思決定についてお尋ねがございました。

公立大学法人は、地方独立行政法人の一つでございます。公立大学法人の機関につきましては、地方独立行政法人法、こちらに規定をされているところでございます。

その法律を見ますと、地方独立行政法人に理事長を一人置く。理事長は、地

方独立行政法人を代表し、その業務を総理するとされておりまして、理事長が法人の代表者とされているところでございます。

同じ法律の公立大学法人の箇所を見ますと、今、委員おっしゃいました二つの審議機関、経営審議機関と教育研究審議機関を設置することというふうにされておりまして。理事長の最終判断に資するよう、そういった機関を設けているところでございます。

加えますと、法律には記されておりませんが、ほかの公立大学法人を見ますと、定款の中で理事会ですとか評議員会といった名の任意の組織で、経営ですとか教育研究、そういった双方の代表者、あるいは外部の有識者の方もメンバーに入れまして、そういった方の意見を聞く機関を置く例もございます。このような基本的な立てつけは、同じ地方独立行政法人であります好生館と同様のものがございます。理事長の下、様々な機関の意見を聞きながら最終判断をされるという仕組みになっているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ県立大学の意思決定機関の最終的な設置というのは、この公立大学法人の設置時になるということでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ公立大学法人の設置時になるということでございます。

○中本委員Ⅱそれでは次に、外部との連携を行う専門部署についてお伺いをいたします。

「事務局体制の在り方」の項目を見ますと、「外部との連携については、様々な調整等を一括して組織的に対応する専門部署を設置する」とあります。

そこで、この専門部署の職員が、教員をサポートするコーディネーターの役割も兼ねるということでしょうかお伺いいたします。また、その場合に必要となる人員についてどのように考えるか、併せてお示しをいただきたいと思っております。

○中島政策企画監Ⅱ外部との連携を行う部署、コーディネーターとの関係についてのお尋ねでございました。

この狙いというところから述べさせていただきますと、県立大学におきましては、教員が教育に集中する、そういった環境を整えたいということは大事だと思っております。そういったことで、大学事務局に外部連携の専門部署を設置するというのと、併せてコーディネーターも配置して、教育面以外の業務、企業とか、高校とか、現場との調整ですとか、あるいは活動場所の調整を行う、そういった業務を行わせたいというふうに考えております。

お尋ねのありました専門部署の職員とコーディネーターの関係でございますけれども、専門部署の職員の中にコーディネーターの役割をする者もいるという形になるかと思えますけれども、一方で、専門部署の職員ではなくても外部との関わり方に意欲のある方、そういった方にコーディネーターをお願いするというところもあるかなというふうに思っているところでございます。例えば、ある地域におきまして、様々な形で地域づくりに関係されているような方、NPOですとか地域おこし協力隊の方とか、そういった民間の方にコーディネーターを委嘱するという例もあるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

必要な人員というのは、そういったことも考えながらということで検討してまいりたいと思っております。こうでなければいけないという固定観念は持たずに、そういうのにとらわれずに検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ教員をサポートするコーディネーターの役割というのは非常に大切な役割を担ってくるかと思えますので、しっかりとした人選等を含めた取組を進めていただきたいと思います。

次に、客観的評価の具体的なイメージについてお伺いをいたします。

「客観的評価」の項目を見ますと、「法定の評価に加え、学生の成長や企業等の成長が数値化・可視化され、大学の評価の指標になる仕組みを検討する。」とあります。学生が自身の成長を実感できるようなものを可視化することができれば、学びに対する達成感を実感することができ、社会に対しても大きなアピール材料になってくると思います。やはり難しいのは、企業等の成長をどのように数値化、可視化していくかということではないかと考えます。この数値化、可視化についての具体的な検討は、まさにこれからだというふうに思いますが、どのようなイメージを持たれているのかお伺いいたします。

○中島政策企画監Ⅱ客観的評価の具体的なイメージというところでお尋ねでございます。

具体的な検討は本当これからになるところでございます。現状をまず申し上げますと、大学の評価の指標に関する仕組みといたしましては、全国統一の制度として、大学の評価について認証評価機関の評価を受けるといふふうになっているところでございます。

この評価システムにつきましては、さきの二月に答申されました中央教育審議会の答申の中でも触れられておりまして、このままじやいかんと、評価システムについての改善が必要だというような記述がされているところでございます。

県立大学の評価の指標につきましては、こうした全国統一の制度設計がどう変わっていくかということを注視しながらということでございますが、新しくつくる大学でもございます。学生の成長ですとか、大学によって県内の企業にどれだけの効果をもたらしたかと、そういったことを県立大学の設置目的にも照らしまして機能していることをどう示すかということについて、それをどうやってできるかというのを今考えているところでございます。

全国の取組の認証評価制度がございますけれども、それと別に独自の取組をやっているような大学もございますので、そういったところの事例回りも研究しながら取組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱなかなか今イメージするのは難しいということだと思いますけれども、御指摘のように、中央教育審議会の答申の中でも、教育や研究の質の向上を保証するための評価制度の抜本的な見直しに踏み込んだと、こういう記事も出ておりました。特にこの数値化、可視化というのは大変大事なポイントだと思いますので、これからの検討に期待をしていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

次に、中核となる教員の確保についてお伺いをいたします。

令和七年度から教育課程の検討とともに、中核となる教員の確保に向けた取組が始まります。熱の高い教員の確保は県立大学構想を進める上でまさに肝の部分となっております。

そのため、「現時点でのとりまとめ」には教員のニーズに応じた様々な雇用制度やインセンティブ、また、私、初めて聞きましたけど、フアカルティ・ディベロップメント、これは教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための取組の総称というふうに言われておりますけども、こういった取組の記載があり、やれることは全てやると、こういう熱意も感じられるところがあります。そこで改めて、中核となる教員の確保に向け、具体的にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○日野政策総括監Ⅱ教員の確保について私のほうから申し上げます。

教員の確保はやはり県立大学でどういう教育をしていくかということとすごく密接に関係するわけで、その点、一番重要だと思っております。

県立大学におきましては、理論と実践の循環型の学びというふうに申し上げます。

ておりますので、理論もすっかり教えられる教員を確保しながら、実践でちゃんと教えられる人を確保したいと。特に実践の現場というのは地域に出てのフィールドワーク的なものが中心になりますので、ゼミ形式の少人数形式、こういったものが非常に大事になりますので、教員が何か大講義室で一方的に話すだけではなくて、まさに教員と学生が対話をしながら、高い熱量を持ってシクロするような、そういう教育効果が発揮できるような方に教員になっていただきたい、そういう意欲を引き出せる方に教員になっていただきたいというふうに思っています。

こういう教育のこともさることながらでございますけども、もう一つはやはり新しい大学でございます。ゼロからつくる大学だからこそできることがありますので、そういったことにもきちんと共感できる方に来ていただきたいというふうに思っております。

こうした方の確保に向けましては、私どもも様々なネットワークを駆使しながら、こうした県立大学の理念、教育手法などに共感していただける方に、本当にこれは個別にお願いするというのが一つ大事なことなんだろうと思います。場合によっては、またその方からどなたか御紹介いただくみたいな形で、お一人お一人のそういった熱意であるとか能力であるとか、そういったものをきちんとこちらも理解しながら勧誘をしていきたいと思えます。

また、科目によっては一般公募というやり方も当然出てまいります。ただ、その際にも当然この大学の理念に共感していただけるかということを確認するというのは当然ですけれども、最近、大学の教員の公募に際して模擬授業のよくなものをされている大学も多々ございます。実際に採用を決める学部長であるとか教授が、自分を雇ってほしいという専任講師とか准教授クラスの人の実際模擬授業というものをしてもらって、それで判断するという例もございますので、そういった様々なやり方も駆使しながら、熱量の高い教員の確保に努め

てまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ教員のネットワーク、そういったものを活用しながら、個別にいわゆる採用に向けて取り組む方法、さらには面接、模擬授業と、こういったものを取り入れながら進んでいくということでありませうけども、全国的に今、この教員の奪い合いというのは非常に厳しい状況だというふうに思います。

そうした中で、今回その理論といわゆる実践を兼ね備えた人材の確保というのは非常に大変なことだというふうに思うんですけども、この中核となる教員につきましては、例えば、いわゆる大学運営に関わる、いわゆる基幹教員とか専任教員とかと言われるそうでもありますけども、これと要するに重なるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○日野政策総括監Ⅱ中核教員の本来にコア、コアな部分の方というのは、まさに基幹教員とオーバーラップする部分がほとんどだろうと思います。ただ、今、大学の授業というのが結構オンラインで一定程度認めるような動きも出ております。また、その教員も一つの大学に所属するのではなくて、複数の大学で一人の教員の方をシェアするとか、そういう多彩なやり方もあります。

これも我々もまだ頭の体操の段階ではあるんですけども、例えば、理論系の授業であれば、ある程度オンライン対応するというところでもできるわけでありませう。そうすると、実践系の授業できちんと現場に出て行く時間が確保できるということもございますので、そういった様々なやり方も駆使しながら確保してまいりたいというふうに思っております。

○中本委員Ⅱそれでは次に、文科省への設置認可についてお伺いいたします。

令和九年十月の文科省への設置認可申請に向けて約二年半、十分な期間があるとは言えない中でカリキュラムを決定し、そのカリキュラムを踏まえた教員の採用、事務局体制の構築など、万全の準備でこれから臨んでいかなければな

りません。

そこで、文科省への設置認可はどのようなスケジュールとなっているのか、また、どのような項目について審議をされるのかお伺いいたします。

さらに、この審査項目の中でどのような項目がハードルが高いと想定され、今どのように対応されているのか、併せまして御答弁をお願いしたいと思います。

○日野政策総括監Ⅱ設置認可の関係で三点御質問がございました。スケジュールと項目とハードルの関係であります。

まず、スケジュールについて申し上げますと、令和十一年四月開学を目指す場合、認可申請というのは令和九年十月までに文科省に行うということになります。認可申請の受付の後、文科省はその可否について大学設置・学校法人審議会というものに諮問をいたします。いわゆる私も一般的に設置審というふうに呼んでいるものでございます。

その設置審の一般的な審査スケジュールとして申し上げますと、十月に申請した場合は、まず、十二月の審査会にかかることとなります。この審査会は、何か文科省の中の事務方が整理するというよりも、むしろ学者の方たちが学問的な観点から審査するというふうに御理解いただければと思いますけれども、そういう審査会にかけて意見が出されると。それに対してまた申請した側のほうで必要な修正等を行いまして、翌年三月、ですから、県立大学のパターンでいきますと、令和十年三月になりますけれども、補正申請という形で御指摘いただいた意見についてはこう考えていますという形で打ち返しをします。それがまた五月の審査会にかけられて、場合によっては、またそこで審査意見が出てくると、こうじゃないですかねと。それに対するまたこちらのほうで修正等を行いまして、令和十年六月に再補正申請という形で、ここはこういうふうに修正しましたというものを出して、それがまた八月の審査会にかけられるとい

う形で、これで大学設置基準を満たしますということになれば、令和十年八月末までに認可の答申が出されるというのがスケジュールでございます。

それから、審査を受ける項目でございますけれども、大学設置基準に照らしてソフトとハードの両面にわたる審査を受けることとなります。

ソフトにつきましては、まさにカリキュラムを中心としたこの教育課程が大学の学びとして適切かどうか、あるいはそれに見合った教員がちゃんと確保されているかという点でございます。

それから、ハードにつきましては、キャンパスだとか建物について、いわゆる基準を満たしているか、必要な設備が備わっているかという観点での審査が行われます。

それから、ハードルが高いと想定される項目等々でございますけれども、私も、ほかの大学の設置認可申請の話をいろいろヒアリングしてまいりました。そういったところでやはり一番議論になるのは、そのカリキュラム体系と配置されている科目がきちんと合っているのかどうかと。そして、そこで教える教員が研究業績であるとか、それから、実績、いろんなほかの大学でも教えていたとか、そういった経歴としてもふさわしいかという点が結構細かい議論になるケースが出てくると。例えば、学部の名称はこれだけでも、それだったらこういう科目がなければいけないけど、どうしてないんですかとか、あるいはこの方でこれは教えられないんじゃないでしょうかとか、経験がないんじゃないかとか、そういう非常に学問的な立場からの御指摘、御意見があるというふうに聞いております。そこが一番大きなところなんだろうというふうに思っています。

私どもとしてはそういったことも学びながら、また、認可申請というのがそういう学問的なやり取りがキャッチボールが行われるということでもございまして、専門家チームを含めてですけれども、いろんな形で情報収集などをし

ながら、できる限り適切に対応して、認可申請の準備を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ今、るる御答弁いただきました。特にハードルが高い部分については、カリキュラム体系、そして、そこにふさわしい科目申請になっているのか、それと、その科目に合った教員が配置されるか、それが非常にハードルとなってくるということでありましたけれども、実際、この令和七年度からそうした作業が始まる中で、申請そのものは令和九年八月ですけれども、大体いつをめどに確定させていくつもりなのか伺いたします。

○日野政策総括監Ⅱこれも他大学の例を聞きますと、やはり認可申請の年の、もう本当に四月、五月、こういったところまで詰め作業に入っていくというふうにお聞きしておりますので、私どもも現実的にはそういった対応になるうかと思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは次に、県民の理解について伺ってまいります。

本定例会においては、昨年、佐賀新聞社が実施をしました県民世論調査が大きく取り上げられてきたところであり、県立大学構想への賛成は四七・一％と過半数を下回り、前回調査から七ポイント減少、反対は六・八％増の二五・六％。どちらとも言えないは二六・三％となっております。県立大学構想が県民の皆様には浸透していないという結果となりました。

私は令和五年十一月定例会及び令和六年六月定例会の一般質問で、県立大学構想への県民の理解の醸成、幅広い合意形成を図ることは極めて重要であり、県民への情報発信のための努力は決して惜しんではならないと、より丁寧な情報提供を求めるよう求めてきただけに、少し残念な思いがいたしました。

そこで、この県民世論調査について、どのように受け止めておられるのかお

伺いたします。

○中島政策企画監Ⅱ世論調査についての受け止めについてのお尋ねでございます。

県といたしましては、県立大学については一定程度理解されているというふうには認識をしております。ただもちろん、引き続きですけれども、情報提供だとか情報発信というのは続けていく必要があるというふうに思っております。また、大学にしまして佐賀県が置かれている特殊事情ですとか、これからの時代の展望、大学が果たす役割と、そういったことも含めて広報してまいります。

そういったことで、県立大学に対する理解だけではなくて、多くの方々に県立大学と一緒に育てていきたいとか、一緒に育っていくという思いを持っていただきたいと、そういった多くの方の参画を促すような取組というのを進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでも一定の理解は得られているという認識だということでありましたけれども、県においては令和五年から六年にかけて、県立大学構想に関して、どのような広報活動に取り組んできたのか伺いをいたしたいと思います。

また、そうした広報活動によって、県民の理解についてどのような手応えを感じていたのか、併せてお示しください。

○中島政策企画監Ⅱこれまでの広報の活動の取組についてのお尋ねでございます。

これまでパンフレットの作成ですとか、新聞広告への掲載などを行ってまいりました。今、動画の作成も行っているところがございます。県民座談会というのをやってきたこともございました。それとは別に、今、各商工会議所とか

商工会のほうに出向きまして、役員の皆様への説明というのも行っております。加えまして基本構想の策定ですとか、先般の「現時点でのとりまとめ」の公表あるいは学長予定者の公表と、そういった節目節目でメディアを活用いたしまして、県民の皆さんへ周知をしてきたところでございます。

手応えというところでのお尋ねでございますけれども、例えば、対面で諸経済団体の皆様とお話をするというような機会がございます。そういった反応を見ながらの説明というところでは、やっぱり御疑問に思われているのがどこなのか分かりますし、それに対する御説明をしたときの納得具合というのも分かります。説明後には期待の声というのもいただいているところでございまして、対面の説明というところで一定の手応えというのを感じているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱパンフを作成されるなど、いろんな団体に出向いてされるなど、節目節目において、できることはやってきたということだったと思えますけれども、そのやり方であったり、ツールであったり、そうしたことをしっかり精査して、令和七年度に取り組むことが非常に大事だというふうに思います。

そこで、令和七年度の広報計画についてお伺いをいたします。

当初予算には、具体化プログラム推進事業費の広報予算として一千四百万円が計上されています。本年一月に佐賀県立大学の初代学長予定者として、専門家チームのリーダーを務めます山口和範氏の就任が発表されています。私は、この山口リーダーをはじめ、専門家チームの方々はとても有能で、さらには説得力もあり、熱量にもあふれています。もっといろんな場に露出する機会を増やすことができればと考えますし、山口リーダー自身も、これまでのいろんな発言でそれを望まれているんじゃないかというふうに感じます。

そこで、専門家チームの方々の方々の活用も含め、この令和七年度広報活動に具体

的にどのように取り組んでいこうと考えているのかお伺いいたします。

○中島政策企画監Ⅱ令和七年度の取組についてのお尋ねでございました。

七年度におきましては、県立大学についての理解を深めていただくためのシンポジウムの開催ですとか、引き続きですが、新聞の記事広告、これはシンポジウムの内容をお披露目するということはもちろんですけれども、大学に関して、佐賀県が置かれている特殊事情ですとか、これからの時代の展望、大学の果たす役割、そういったことも含めてお知らせするということも考えております。それと、駅などにございますサイネージといいますか、デジタルディスプレイといいますか、大型ビジョンを使ったような広報ということも検討しているところでございます。

委員からは山口先生などのお話もということでもございましたけれども、先般、一月に協力事業所の交流会というのを行いました。その中で、専門家チームの山口先生ですとか、早田先生、お二方に講演いただいたんですけれども、とても好評だったというふうに思います。お話もやっぱり上手でございまして、参加いただいた方からも、県立大学ができることで新しい循環が生まれることに期待が膨らんだと、そういった県立大学への期待の声もいただいているところでございます。

山口先生はじめ、専門家チームの先生方に様々な場面で御登場いただきながら、広報を進めていきたいというふうに思っております。

七年度の広報を引き続き不断にやっていこうと思っております。委員からもおっしゃいましたように、ツールというのも大事でございます。お知らせする内容によりまして、どういったツールを使うのか、どういったタイミングで行うのかというのも考えてまいります。庁内の広報のセクションもございまして、そういったところのアドバイスも受けながら、あるいは学長予定者の山口先生と意見交換しながら、様々検討していきたいというふうに考えているところ

ろでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱるるお示しをいただきましたが、私、県民というね、この大きな枠であることも大切でありますけれども、例えば、若年層向けにはユーチューブであったり、SNS等を活用し、ゼロからつくる大学だからこそできる魅力、こういったものを中心に発信をしていくとか、また、現役世代向けには、特にリカレント教育ですね、学び直しが可能となるなど、県立大学をもっと自分ごととして考えてもらえるような、そういう情報発信を工夫するとか、そしてシルバー世代向けには、老人クラブや高齢者大学での出前講座等に出向いていき、佐賀県が置かれている特殊な状況であったり、大学設置による効果等を丁寧に伝えていくということが大事じゃないかというふうに思います。

年代別等に発信する情報、また発信する方法を工夫するなど、きめ細かな取組といったものをぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、そうした年代層別の広報戦略、こういったものをぜひ展開していただきたいというふうに考えますけれども、考えをお聞かせください。

○中島政策企画監Ⅱ年代層別の広報戦略をとということで御意見いただきました。全くそのとおりだと思っております。

お伝えする内容ですとかツール手段というのがそれぞれ異なっているとあります。おっしゃるとおり、現役世代とかシルバー世代の方には、繰り返しになります、そもそも県が置かれている状況だとか、こういう大学ですよというところをお伝えしてまいりますし、一方で、若い世代、具体的に、開学時期に一期生を迎えるのは今の中学二年生でございますけれども、例えばそういった方々にどうお知らせするかということを見ると、彼らはまだ高校に入っていない中学二年生ですので、そういった中学生に対しては、大学そのもののイメージ、あるいは大学で学ぶイメージというのはこういったもんだよというこ

とをお伝えしていくというふうに思いますし、高校生になってからということであれば、県立大学に入ることでのどのような力が身につくのか、社会に出て役立つという力が身につくのかというのを具体的に、例えば、受験の方法とか受験科目というののかなり重要な情報になりますので、そういった具体的な情報も入れながら、発信をしていくということになるかと思えます。

ツールも対面もありますし、SNS等を活用したものもございます。学生たちがどういったツールで情報を集めているか、就活みたいにいるんなアプリを活用してというのもございますので、学生たちがどういったツールで情報を取得しているかというのを見ながら、様々考えていきたいと思っております。

おっしゃるとおり、対象者に応じた広報、きめ細やかな広報というのを意識して検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、質問の最後に平尾政策部長にお伺いをいたしたいと思います。

「県立大学の開学に向けた現時点でのとりまとめ」のサブタイトルには「地域に愛され、ともに成長する大学を目指して」とあります。私は県立大学が地域に愛され、ともに成長する大学を目指して進むためにも、やはり県民の県立大学に対する理解を得ることは欠かすことができないものと考えますし、そのためにも、この広報、情報発信の取組というのはとても大切な取組だと考えます。

そもそもこの世論調査の賛成が四七・一％を多いと見るか、また少ないと見るか、賛成が幾らあれば県民の理解を得られているかの判断は人によって変わるところであります。

県が長年抱えてきた若年層の流出という構造的な課題の克服に向けた事業、また上限二百億円という説明もあっていますが、そうした県費の投入を考える

と、一人でも多くの県民の理解を得るための努力は、決して惜しんではならぬものと考えます。今議会、代表質問や一般質問において、議員それぞれの立場から様々な指摘や提案もあり、今、政策部を中心に広報や情報提供の在り方についてより詳細な検討が進められていることと思えます。

そこで、県民の理解の醸成に向けて、たとえこれから立場が変わったとしても、自分がその先頭に立っていくとの平尾部長の思い、決意を聞かせていただき、最後の質問とさせていただきます。

○平尾政策部長⇨中本委員のほうからの御質問にお答えいたします。

県立大学につきましては、県としても多くの県民の方に関心を持っていただいて、多くの方に参画をしていただきたいというふうに考えております。

若い世代はもちろんのこと、社会人、企業の方も協力事業所としての関わり方というのも一つあるかと思えます。また、学び直しの場としての利用もあるかと思えます。様々な関わり方がございます。多くの方が関わることで、さらによい大学になるというふうに考えております。そのためにも、広報、情報提供というのとはとても大切なことだというふうに考えております。

先ほど中島企画監のほうからも、令和七年度の広報計画等について答弁をさせていただきます。決して予算を幾らかければいいということではなく、予算をかけたイベントということだけではなく、いろいろな工夫、様々な工夫、そういったことをしながら情報提供をしていくということが考えられるんじゃないかと思えます。

先ほど委員のほうからも、年代別への広報の在り方といったところのお話もございました。その中で御指摘もございました、きめ細やかな取組といったところ、ここは非常に広報の中においても重要なポイントであるというふうに考えております。

世代や業種などに応じまして、それぞれの関心事に伝えられるようにすると

ともに、やり方もいろいろ工夫をさせていただきながら、県立大学の意義、果たすべき役割、こういったことを多くの県民、多くの方々に伝えていく努力をしっかりと果たしていきたいと思えます。

以上でございます。

○中本委員⇨さらなる御努力を求めておきたいと思えます。

次に、大きな項目の二つ目として九年庵設置条例（案）について質問をいたします。

県内には豊かな地域資源を生かした魅力ある県有施設が多数ありますが、その中には時代の変化や利用者目線での活用が十分でないものもあります。このため、県では民間の力を活用し、サービスマンやコストの最適化を図りながら、施設が持つその本質的価値を磨き上げ、ポテンシャルを引き出すことで、交流人口の増加につなげる、「MIGAKIプロジェクト」に取り組まれています。

これまでにない新たなアプローチ手法として期待をしてきたところ、今回まさにこの「MIGAKIプロジェクト」の対象となつていく九年庵に関する条例議案が提案されたところであります。

御案内のように、九年庵は例年春と秋の年二回、一般公開されており、県内はもちろん、東京や大阪など遠方からツアーが組まれるなど、県外にも広く知られている、佐賀県が誇る紅葉の名所であります。

この委員会室の中で、まだ九年庵に行つたことがないという方がもしおられましたら、今年はゴールデンウィーク期間中の五月三日から五日までの三日間、公開されるということでありますので、ぜひ足をお運びいただきたいというふうに思います。

私の家族、そして友人と春と秋の二回、欠かさず通わせていただいています。春はみずみずしいもみじ、それにコケの新緑に触れることができ、秋は幾種類もの赤色が紡ぐ紅葉のグラデーションと庭一面に広がるコケの緑、この鮮やか

なコントラストに目を奪われ、季節ごとに趣を変える庭園や葺き屋根の別邸がたたくむ何とも言えない風景に魅了されます。九年庵には何回通つても飽きることはない、その一瞬にしかない自然との出会いがあります。

昨年の秋の一般公開では、「MIGAKIプロジェクト」のおかげだと思いませんけれども、江戸や明治期につくられた石塔や灯籠、水路などが残る山林部の平場が公開をされており、庭園や別邸を上から眺めて楽しむという新しい魅力を体感することができました。

今回の条例を契機として、県が主体となり、九年庵の磨き上げを行うことで、さらにその魅力を高めていただきたいと考えています。

そこで、九年庵設置条例（案）に関連しまして、何点が質問させていただきます。

まず初めに、九年庵の施設の概要についてお伺いをいたします。

九年庵は明治時代に活躍した佐賀の大実業家、伊丹文右衛門と弥太郎親子が巨額な経費と多年の歳月を費やして築造した別邸で、明治三十三年から約九年の歳月をかけて庭園と茶室を築いたことがその名前の由来と伺っています。

そこで、こうした歴史を持つ九年庵とはどういう施設なのか、改めてその施設の概要についてお伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ九年庵設置条例についての質問にお答えさせていただきます。

まず、答弁に入ります前に、中本委員、九年庵に毎回足を運んでいただきありがとうございます。何度も御覧いただいているからこそその九年庵の魅力についてのお話、大変うれしく思います。委員の気持ちに伝えるようにしっかりと答弁させていただきます。

まず、九年庵の施設概要についてお答えさせていただきます。

九年庵は、神崎市神埼町の仁比山地区にあります仁比山神社の参道沿いに位

置する施設となります。もともとは、創建から千年以上たつ仁比山護国寺の不動院と地藏院の跡地に明治時代に築造されました。佐賀の実業家である伊丹氏の別邸・庭園となりまして、一九〇八年、明治四十一年に完成しております。九年庵では祝賀会や商談等が行われており、一九一七年、大正六年には大隈重信夫妻を招きまして食事会や演奏会が行われたという記録も残っているところです。

一九六〇年、昭和三十五年には、月星ゴム株式会社の創始者、伊丹泰蔵氏（頁で訂正）が土地と建物を購入、松くい虫の被害により枯れつつあった松の庭園にもみじを植え、現在のよう美しい紅葉が見られる場所に変わったところでございます。その後、一九八三年、昭和五十八年に倉田氏から県へ建物が寄贈されまして、県で補修を行った後、一九八八年の昭和六十二年から秋に一般公開を行うようになっております。

建物は、建設から約百三十年、庭園のみみじは六十五年以上が経過しておりますので、老朽化等はあるものの、毎年専門の業者に見てもらいながら、計画的に劣化箇所の補修、それと劣化箇所の把握などに努めまして、良好に施設の維持と管理を行っているところであります。

私からは以上です。

○中本委員Ⅱそれでは、この九年庵への来園者の推移についてお伺いをいたします。

九年庵の一般公開が始まったのは、先ほど答弁でもありましたように一九八八年、昭和六十三年でありますけれども、当時は秋のみの公開だったようであります。そして、二〇一〇年、平成二十二年から春の一般公開が始まり、その後、観光ブームにも乗って来園者が増加したものの、コロナ禍もあり、近年は減少傾向にあると言われています。

そこで、春と秋の一般公開における来園者の推移はどのようになっているか

お伺いいたします。

○納富政策企画監Ⅱ来園者の推移についてお答えさせていただきます。

すみません、先ほど答弁の中で伊丹泰蔵と言ってしまったが、正確には倉田泰蔵でした。失礼いたしました。

来園者の推移につきましては、現在、季節ごとに異なる趣を呈する庭園を楽しんでいただけるように、私どもは春と秋の年二回、一般に期間限定で公開をさせていただいております。

秋につきましては、先ほどお話しさせていただいたとおり、一九八八年、昭和六十三年より十一月十五日から九日間、一般に公開をしております。ピーク時には、二〇〇四年、平成十六年になりますけれども、約九万六千人の方が来園いただいております。その後、ここ十年は年々減少が続きます。昨年秋季の来園者については約二万八千人となっております。

また、春につきましては、新緑の時期の公開を求める声の高まりがありましたので、二〇一〇年、平成二十二年より五月のゴールデンウィーク期間中の三日間に公開を行うようになりました。初年度は約二万人もの来園がありました。その後、その後は減少を続け、昨年は六年ぶりに来園者の増加に転じたものの、約三千人となっております。

来園者の減少につきましては、旅行形態の変化による団体旅行者の減少のほか、公開期間が長い近隣の類似施設への分散などが要因として考えられるところでございます。

以上になります。

○中本委員Ⅱ九年庵の来園者については、ピーク時の四割を切る程度になっているということで残念な思いがいたします。

次に、九年庵の本質的価値についてお伺いをいたします。

主要事項説明書には本条例案の提案理由として、九年庵の本質的な価値に光

を当てながら、その価値を発信することで来園者の増加とともに収益化を図っていくと示されています。

そこで、この九年庵の持つ本質的価値について、どのように考えているかお伺いいたします。

○納富政策企画監Ⅱ九年庵の持つ本質的価値についてお答えさせていただきます。

九年庵は、庭園の歴史上の価値のみならず、庭園を主体とした文化史上極めて高い価値を有すると評価をされており、一九九五年、平成七年には、佐賀県の庭園として初となります文化財保護法に基づく国の名勝として指定を受けております。国の名勝とは、我が国にとって芸術上、または鑑賞上価値の高い名所や風景とされており、庭園では京都市の無鄰菴、鹿児島市の仙巖園などがよく知られているところです。

このように九年庵につきましては、ただ単に紅葉が美しいという場所だけではなく、歴史的価値であったり、文化的価値を有しながら、もともとあった地形を巧みに生かして配置された庭園や建物が周囲の自然環境と一体となっており、なお残っている、このことが本質的価値であると私どもは考えているところです。

○中本委員Ⅱ紅葉の名所としてだけではなく、まさにこの九年庵の持つ庭園として名勝に指定された文化財としての価値、そして、歴史的資産としての価値ということについてもお示しをいただきましたが、築造から百年以上が経過し、建物の老朽化はもちろん、散策路や水路、飛び石など庭園全体の荒廃もかなり進んでいるのが現状であります。

九年庵は、佐賀県が誇る歴史的、文化的に大変貴重な地域資源であり、適切な保存整備を行いながら将来に引き継ぐとともに、観光資源としての活用をさらに図っていかねばなりません。このため県では、二〇二三年、令和五年

三月に保存活用計画を策定、また、翌年二月には整備基本計画を策定し、「MIGAKIプロジェクト」として九年庵の保存と活用に着手をされていると、このように承知をいたしております。

そこで、九年庵の保存活用に向けて、今どのように取り組んでいく考えかお伺いいたします。

○納富政策企画監Ⅱ九年庵の保存と活用に向けた取組についてお答えさせていただきます。

九年庵の建物や庭園は、老朽化や樹木の弱体、池への土砂流入などの課題がございます。そのため、令和三年度と四年度の二カ年をかけまして、専門家や文化庁の調査官などに意見をいただきながら、今後の保存や活用の方向性、目標を定めた保存活用計画を策定したところでございます。令和五年度には、保存活用計画を踏まえまして整備内容を整理するとともに、課題の緊急度や整備の優先度から優先順位を定めた整備基本計画を策定しているところでございます。

この考えを基にしまして、令和五年度からは整備の優先度の高い山林や池の整備に向けた調査、庭園内の石垣修復、破損倒壊しておりました石造物の修復などをまずは先んじて行っているところでございます。また、建物や庭園の維持管理、保存だけではなく、将来的にどういった用途で建物を活用していくかということにつきましては、「MIGAKIプロジェクト」として検討しており、来年度はその基礎的な調査も行うようにしているところでございます。

以上になります。

○中本委員Ⅱこれまで、この「MIGAKIプロジェクト」につきましては伺ってまいりましたけれども、改めて今回、九年庵設置条例を制定する目的についてお伺いをいたします。

○納富政策企画監Ⅱ九年庵設置条例の制定目的についてお答えさせていただきます。

これまで九年庵は、庭園の維持管理を行いながら、静ひつな庭園を楽しむ機会を提供するために一般に公開してまいりました。来園者が年々減少していく中、これまでのように単に一般に公開していくことではなくて、「MIGAKIプロジェクト」では令和六年の春に近代数寄屋建築の名作と言われる建物内の少人数制での茶席であったり、朗読会、演奏会などの文化イベントを開催、また、令和六年の秋にこれまで公開できていなかった水路や石塔などが残る山林平場を初めて公開、また同じく令和六年の秋に九年庵の特別貸し切りの設定を行うなど、新たなチャレンジに取り組まさせていただいております。

このように、県が主体となりまして、文化体験イベントの開催であったり、公開範囲の拡大などを行い、九年庵の持つ歴史や文化、文化財としての本質的な価値にしっかりと光を当てながら磨き上げ、ポテンシャルを引き出していくことで、来園者の増加を図っていきたくと考えております。

そして、このような取組を通して収益を増やし、その収益を活用して修復、改修等につなげていき、さらに九年庵の価値を高めていくという好循環をつくっていきたくと考えております。

そして、そのために、今回、本条例を制定することとしております。

以上になります。

○中本委員Ⅱこれまで九年庵では、入園の際、美化協力金として一人五百円、最近、また千円に値上がりしているかと思えますけれども、徴収をされてきたところでありますけれども、条例案では、観覧料としてこれまでどおり一人千円、そして、施設使用料として一時間当たり五十万円が示されています。

そこで、この観覧料や施設使用料の設定の根拠はどのようになっているかお伺いいたします。

○納富政策企画監Ⅱ条例で設定しております使用料の設定根拠についてお話しさせていただきます。

まず、今回の条例では、一般公開に庭園を観覧しようとする場合の料金としまして観覧料千円、施設を貸し切りで使用する場合の料金として施設使用料五十万円を一時間当たりで設定させていただいております。

この観覧料につきましては、県外で名勝に指定されております先ほど御説明しました類似施設の京都の無鄰庵、鹿児島島の仙巖園などと、また、近隣の紅葉の名所である唐津市の「環境芸術の森」の料金などを参考にしながら設定をさせていただいております。

また、九年庵が持つ本質的な価値が分かる方にゆつくりと特別な時間をお楽しみいただけるように設けさせていただいている貸し切りの料金につきましては、混雑せずに見学が可能な時間当たりの来場者数が約五百名であることから、千円掛け五百名の五十万円を計算して設定させていただいております。

以上になります。

○中本委員Ⅱそれでは、仮にこの条例案が可決された場合でありますけれども、施行日は令和七年十月一日というふうになっておりますけれども、この使用料を徴収した場合の収支の見通しはどのようになるのかお伺いいたします。

○納富政策企画監Ⅱ収支の見通しについてお答えさせていただきます。

まず、現状を説明させていただくと、令和六年度の秋につきましては、気温の高い日が続いたことによる影響で紅葉がなかなか赤く色づかないということがメディアで報じられ、その影響もありまして個人での来園者が多く減少しております。また、これに加えまして公開範囲の拡大に伴う経費の増というものがございました。

こういうものがあつたということもありますが、今回令和六年は料金を変更することによりまして収支は大幅に改善しまして、約四十七万円の県負担まで収支を改善しているところであります。

来年度につきましては、今年度の取組をベースにしまして県が主体的に企画

運営を行っていきながら、減り続けている来園者を増加させ、収支をプラスの方向に持っていきたいと考えているところであります。

以上になります。

○中本委員Ⅱ来園者の増加が収支が取れるかどうかのポイントになってまいりますので、ぜひ来園者の増加に向けた取組を進めていただきたいというふうに思います。

次に、神崎市及び関係団体との連携についてお伺いをいたします。

これまでも一般公開に当たっては地元である神崎市や神崎市観光協会などの協力により運営をされてきたところであり、また、保存活用計画や整備基本計画の策定においても九年庵に強い愛着を持たれる地元の方々の御意見や御要望を広く聞かせていただきながら、その声が計画に反映されてきたものと考えます。

そこで、条例化を契機に、今後、県が主体となり九年庵の磨き上げを行うということになります。地元の神崎市や観光協会、自治会などとはどのような連携を図っていくかと考えておられるのかお伺いいたします。

○納富政策企画監Ⅱ地元神崎市や観光協会、自治会などとの連携についてお答えさせていただきます。

まず、神崎市や神崎市観光協会につきましては、この一年、九年庵の活用について何度も意見交換を行いながら、今後の役割分担などについて話し合いを進めてまいりました。

具体的には、神崎市には、シャトルバスや駐車場などの交通対策、地元への説明を含めた地元調整、屋外の物産ブース運営や観光案内など、そういう役割を担ってもらいながら、協力して一般公開を運営していくようにしているところであります。

また、仁比山神社をはじめ、地元自治会とも意見交換の場を設け、課題の共

有であったり、解決に向けた協力について協議を行わせていただいているところですので。

地元である神崎市をはじめ、地域の方と手を携えながらしっかりと連携し、思いを同じくして磨き上げを行っていきたくと考えているところでございます。以上になります。

○中本委員〓それではこの質問の最後に、今後の取組について伺いいたします。

今回の条例化を契機に、「MIGAKIプロジェクト」の趣旨に沿って、名勝九年庵が持つその本質的価値を磨き上げ、ポテンシャルを引き出すことで、交流人口の増加につなげていただき、さらにその魅力を高めていただきたいと考えています。

そこで、そうした好循環の実現のため、今後どのように取り組んでいく考えか伺いいたします。

○納富政策企画監〓今後の九年庵の磨き上げの取組についてお答えさせていただきます。

今後につきましては、今年度から始めました新たな取組を踏まえつつ、十分に訴求はできていない歴史的背景であったり、文化的な価値などをさらに発信していく方策を考えていきたいと考えております。

また、気温が高い日が続いたことよって今年度は紅葉が遅れ、公開期間中に来園者の方に美しい紅葉を見せることができませんでした。

そういった点が課題として残りましたので、来年度につきましては、この課題について、公開期間の変更を含めまして、地元の皆さん、神崎市と協議を行っているところでございます。

今年度の取組や条例化を契機としまして、県が主体となって九年庵の本質的な価値に光を当て磨き上げていくことで、佐賀県の財産である九年庵をしっかりと

りと私たちが守っていき、次世代に継承していく取組をさらに進めていきたいと考えているところです。

以上になります。

○中本委員〓よろしく願いいたします。

それでは次に、大きな項目の三つ目として、地域警察運営規則の一部改正について質問をいたします。

交番、駐在所は、パトロールや巡回連絡、落とし物の受理をはじめ、様々な活動を通じて地域の実態を把握し、地域住民の声や要望等に即した警察活動を担ってきました。また、地域の治安を守る要として、昼夜を分かつことなく常に警戒体制を保ち、いざ事件が起きれば、現場に急行し、初動捜査も行うなど、地域住民の安全・安心のよりどころとなるとともに、身近な不安を解消するという重要な役割も果たしているところであります。

私が住んでいる地域の交番でも、日常的なパトロールや巡回活動に加え、大変小まめに住民相談にも乗っていただいております。また、公民館などでの防犯講座でも活躍をいただいております。所長さんは大変親しみやすい人柄の方で、住民の信頼も厚く、こうした真面目で誠実な警察官が身近にいるおかげで地域の安全・安心が守られていることを実感をするところでもあります。

他方、警察庁の発表では、令和六年における刑法犯認知件数は七十三万七千六百七十九件で、戦後最多だった平成十四年の約二百八十五万件から七割超減ったものの、ひたたくりや車上狙いといった街頭犯罪も含め、近年は増加傾向にあると伺っています。

また、特殊詐欺やSNS型投資、ロマンス詐欺、サイバー犯罪といった、インターネットや電話を通じた犯罪が全国的に増加しており、匿名・流動型犯罪グループが関与したとされる高齢者を狙った強盗事件は、首都圏だけでなく、地方都市にも広がっています。

こうした中、交番や駐在所は地域に密着しながら、治安を守る警察活動の拠点として大きな役割を担ってきましたが、社会環境や労働環境が大きく変容し、特殊詐欺やサイバー犯罪の増加など、警察活動を取り巻く情勢が大きく変化しているところ、交番、駐在所の配置、体制などについて定められている国家公安委員会規則である地域警察運営規則が昨年九月に一部改正をされました。

これにより、各都道府県警察において、地域の実情に即した交番や駐在所の柔軟な運用が可能となり、原則三人以上の交代制となっていた交番においても日勤制の運用が可能となることから、約百四十年間続いてきた交番の二十四時間体制からの転換として、マスコミ報道されたこともあり、私も不安を感じていたところであります。

そこで、次の点について伺ってまいります。

初めに、県内の犯罪情勢についてお伺いをいたします。

先ほど警察庁がまとめた昨年の全国の犯罪情勢を紹介いたしました。県内においても、全国と同様にスマートフォンやインターネットの普及による通信環境の発達や交通手段、道路環境の発展による移動時間の短縮といった社会情勢の変化により、犯罪情勢も大きく変化しているものと考えます。

そこで、県内における刑法犯認知件数及び街頭犯罪の認知件数はどのように推移しているかお伺いいたします。また、県内の犯罪情勢の変化について、どのように受け止めておられるかお伺いいたします。

○竹下生活安全企画課長 中本委員の御質問、県内の犯罪情勢等についてお答えいたします。

県内における刑法犯の認知件数は、平成十五年をピークに戦後最少となった令和三年まで、一貫して減少してきたところでございますが、令和四年から増加に転じまして、令和六年中は三千九百七十八件で、前年と比べれば約六・一％増加している状況にあります。

具体的な内容を見てもみますと、器物損壊等のその他の刑法犯は減少している一方、不同意性交等の凶悪犯、それと暴行、傷害等の粗暴犯、侵入、窃盗等の窃盗犯、詐欺等の知能犯、それと性的姿態等撮影、いわゆる盗撮などの風俗犯はいずれも増加している状況にあります。

さらに詳しく申しますと、自転車盗や車上狙いなどのいわゆる街頭犯罪が大幅に増加しているほか、万引き、それと屋外における金属盗難やさい銭盗などについても増加傾向にあります。

また、ニセ電話詐欺等の被害額が二年連続で十億円を超えていることに加えまして、インターネット上の詐欺被害やその相談が増加するなど、SNS広告や出会い系サイト等を利用したサイバー空間における犯罪被害が多く発生している状況にあります。

このほか、ストーカー、児童虐待等の人身安全関連事案ですね。この認知件数も増加しており、サイバー犯罪に関しましては、寄せられている相談の件数も高水準で推移しているという状況も予断を許さない状況にあります。

以上でございます。

○中本委員 今、県内の犯罪情勢についてお示しをいただきましたが、刑法犯認知件数については全国同様、また街頭犯罪については、それを上回る伸びをしているということでありました。

また、中身についても、凶悪犯、粗暴犯、こういった事件がかなり増加しているようでありまして、またニセ電話詐欺についても、二年連続で十億円突破ということでもありますので、こうした情勢の中で、今回の地域警察運営規則が一部改正されたということでもありますので、次に、交番、駐在所の現状について伺っていききたいというふうに思います。

交番駐在所の設置は、地域警察運営規則第十五条に規定されており、この地域警察運営規則には、地域警察に関する任務や運営の基本等について定められ

しており、この規則に基づき業務を遂行されているというふうには伺っております。そこで、交番、駐在所の設置基準はどのようになっているかお伺いいたします。また、県内の交番、駐在所の設置数についても、あわせてお示しをいただきたいと思っております。

○木下地域課長 県内の交番、駐在所の現状についてということで、設置基準と設置数についてお答えをさせていただきます。

交番及び駐在所の設置基準につきましては、国家公安委員会規則である地域警察運営規則第十五条第一項において、「交番又は駐在所は昼夜の人口、世帯数、面積、行政区画及び事件または事故の発生状況等の治安情勢に応じ、警察署の管轄区域を分けて定める所管区ごとに置くものとする。」と定められ、さらに、同条第二項において、「交番は原則として都市部の地域に、駐在所は原則として都市部以外の地域に設けるものとする。」と定められております。

県内の交番及び駐在所は、この規定に基づき設置されているところであります。して、その設置数は、交番三十一カ所、駐在所百四カ所となっております。

以上です。

○中本委員 設置はいわゆるこの十五条に基づいて設置をされ、さらに県内では交番が都市部を中心に三十一カ所、そして駐在所が都市部以外を中心に百四カ所、合計百三十五カ所という答弁でありました。

そこで、今回、地域警察運営規則の一部改正が行われたわけですが、その対応について伺っていききたいというふうには思います。

まず、この一部改正が行われた趣旨についてお伺いをいたします。

○木下地域課長 〓お尋ねがありました地域警察運営規則一部改正の趣旨についてお答えをさせていただきます。

社会情勢の変化に伴い、治安情勢が大きく変化しております。このような中、地域警察部門が各地域における人口動態の推移や警察事象の変化に対し、より

きめ細やかに対応していくために地域警察官のより効果的な運用が可能となるように、関係条項の改正などが行われたものであります。

以上です。

○中本委員 治安情勢の変化により柔軟に対応していくためということでありましたけれども、この一部改正によって交番、駐在所の運用基準が具体的にどのように見直しをされたのかお伺いいたします。

○木下地域課長 〓交番、駐在所の運用基準の見直し等についてお尋ねがありました。これについてお答えをさせていただきます。

交番及び駐在所管区の地域情勢や治安情勢等によっては、これまで原則としてきました運用基準では、地域警察官の効果的な運用が難しい場合があったことから、配置基準が見直されております。

具体的に申しますと、交番につきましては、原則として一当務三人以上の交代制の地域警察官による運用とされていたものから、交代制の地域警察官による運用へ。駐在所につきましては、原則として一人の駐在所の地域警察官による運用とされていたものから駐在所の地域警察官による運用へと改正をされまして、配置人員に関する基準が削除されたところでございます。

また、あわせて交番及び駐在所のいずれにおきましても、所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案して、必要があると認めるときは日勤制の地域警察官により運用することができると規定をされております。

以上でございます。

○中本委員 〓今御答弁いただきましたように、運営規則第十六条の新旧表というものを見させていただきましたと、確かに交番、駐在所の配置人員に係る基準はなくなっています。例えば、改正前は、交番は原則として一当務三人以上の交代制の地域警察官により運用と、駐在所については原則として一人以上の通勤制の地域警察官により運用であったものが、改正後については、交番は交代

制の地域警察により運用と、そして、先ほどおっしゃった、ただし書があつて、日勤制も運用できるとあります。同様に駐在所は、駐在制の地域警察官により運用、そして、ただし書があつて日勤制も運用できると、このように記載をされています。

ということは、交番は原則、いわゆる交代制であり、日勤制は、これはただし書のある例外的な措置と、同様に駐在所は、原則はやはり駐在制がそのまま残るけれども、日勤制については例外的な運用なんだと、このように考えていいのか、確認をさせていただきます。

○木下地域課長〓今の質問というのは、交番は交代制、駐在所は駐在制が原則ということで間違いないかという御質問でありますね。(副委員長、委員長と交代)

これに対しては、県警察といたしましては、交番は交代制、駐在所は駐在制を原則としながらも、地域警察運営規則改正、この趣旨を踏まえて、柔軟かつ適正な地域警察の運営に向けた取組を行うこととしております。

以上です。

○中本委員〓今、確認をさせていただきました。

それでは、この改正に伴う取組について伺ってまいります。

今回の地域警察運営規則の一部改正に伴い現行の運用が直ちに変更となるわけではありませんが、各都道府県警察の中には、交番、駐在所を最適化するための基本的な考え方といったものを整理して社会の変化や今後の展望を踏まえた指針を策定するなど、その対応について検討が進められているようであります。警察庁は今回の改正を受けて、不測の事態を常に警戒する体制と住民の声に応える本来の機能を維持することが大前提だと、このように説明をされています。

そこで、県警察として、地域警察運営規則の一部が改正されたことに伴い、

どのように取り組むことにしているのかお伺いいたします。

○木下地域課長〓改正に伴う具体的な取組について御回答させていただきます。具体的な取組といたしましては、交番及び駐在所の所管区における昼夜の人口、治安情勢等を勘案いたしまして、交代制よりも日勤制として昼間帯に人員を増強したほうが効果的な運用が可能となる交番を日勤制交番として、同じように勘案いたしました。必ずしも駐在することが合理的でない駐在所は日勤制駐在所として運用を行うこととしております。また、複数の交番、または駐在所が担当する地域を一つのブロックとして結合し、必要に応じて警察官を集中して運用するブロック運用についても効果的に行っていくこととしております。日勤制交番を運用していくメリットといたしましては、事案対応や相談対応等の多い昼間帯に人員を集中して運用することによりまして、これまで単独で臨場していた事案対応を複数人で行うことができるようになることや、機動力を発揮した車両によるパトロールを行うことにより、昼間帯における対応力や警戒力の強化を図ることが可能となると考えております。また、日勤制駐在所を運用するメリットは、これまで育児や介護など家庭の事情などから駐在所勤務が難しかった警察官を駐在所に配置するなど、多様な人材の配置が可能となります。

また、ブロック運用のメリットといたしましては、警察官をブロック内で必要に応じて集中運用することにより、事案対応力の強化と警察官の安全確保を図ることができそうです。また、交番及び駐在所の勤務員が休暇等のため不在の場合でも相互に業務を補完することが可能となります。他方、これら運用により交番及び駐在所が不在となる場合がありますが、この場合には、隣接交番及び隣接の駐在所のほか、自動車警ら係等において各種対応や必要な警戒を適切に行っていくこととしております。

また、この運用に当たりましては、地域住民に対しまして、地域警察の任務

である常時警戒体制の保持や全警察事象に即応体制を保持することに何ら変わりがないこと、住民の日常生活の安全と平穩の確保を大前提としてこの運用を進めていくものであることを必要に応じて説明するように努めていくこととしております。

県警察としては、このような交番及び駐在所の治安情勢等に即した柔軟かつ効果的な運用により、よりの確に県民の安全・安心を確保するための体制を構築し、常時警戒体制の保持、有事即応という地域警察の任務を果たしていくこととしております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ交番、駐在所に関わる今回の運用基準の見直しによりまして、事件が多い地域や時間帯に効果的に人員を配置することが可能となり、また、このことをもって警察官の働き方改革にも資するということがあります。一方で、この見直しを急激に進めていきますと、これまで長い時間をかけて築き上げてきた地域住民の安全・安心のよりどころ、また、身近な不安を解消するという交番、駐在所の存在が希薄になって、その結果、地域住民と警察のつながりも薄れていくことがないように、慎重にやっぱり進めていかなければならないというふうに思います。

ちよつと心配しているのは、三月三日の地元紙、佐賀新聞に、新年度以降、全体の約三割、百三十五カ所の三割ですから約四十カ所、交番や駐在所で日勤制や通勤制を実施する方針という記述もありました。

そこで、具体的にどういう手順で廃止や運用の見直しを進めていこうとされているのか伺いたします。

○木下地域課長Ⅱ日勤制の交番、駐在所の手續の進め方ということでございましたけれども、これにつきましては、先ほど申しましたどういふところが対象になるのかというふうなところをいろいろ勘案いたしまして、日勤制の交番、

駐在所に運用が可能かどうか——運用が可能かどうかと申しますか、効果的な運用ができるかどうかというところを現在まだ検討しているところでありまして、各警察署等々の状況も勘案しながら、今、検討を進めているという状況にございます。

○中本委員Ⅱまさに今、検証を進めているということでもありますので、この新聞の記載にあります来年度以降全体の約三割と、こういったことはまだ具体的に検討されていないということでもよろしいでしょうか。

○木下地域課長Ⅱ検討しているということで申しましたけれども、検討については、改正がありました昨年九月以降、ずっといろいろな状況を勘案しながら検討を進めてきていたところがございます。今検討を進めているというところは、実際に四月から運用を開始するに当たって最終的な調整に入っているというふうな形でございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ確認をさせていただきますが、その検討しているところがこの四十カ所近く、三割に当たると、こういうことでよろしいでしょうか。

○木下地域課長Ⅱさようでございまして、検討しているところは大体そのような数でございますけれども、実際に運用する数が具体的に何カ所になるかというところまでは今まだ検討中というところで、四月一日からですので、間もなく定まるというふうにご検討しております。

以上です。

○中本委員Ⅱできれば、こういうような運用を変えろということであれば、事前に議会に対してもきちつとした説明をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○木下地域課長Ⅱこの運用に関しては、おっしゃっているところは理解できるんですが、要は交番、駐在所が日勤になったとしても、これまでと同様に昼間

は駐在所の勤務をいたしますし、交番についても巡回連絡、警ら等々活動というのは変わりません。そして、夜間についても、もちろん有事即応体制も、通報があればしっかりとそれを全事象に対応するという地域警察官の任務というのは変わらないというふうなところで、それを大前提に進めているものがございますので、当然その周辺の今までいろんな関わりを持っていただいている協力者や住民の方などに対しては説明を行っていくこととしておりますけれども、そういった形で柔軟な運用の変更ということですので、このような形で進めているところがございます。

○中本委員Ⅱ それでは、この質問の最後に、地域住民の安全・安心の確保に向けた警察本部長の所見をお伺いしたいというふうに思います。

福田本部長は今議会、代表質問に対する答弁の中で、これは駐在所の統廃合ということではありますが、駐在所が設置され、五十年以上が経過し、人口変動の状況に加え、道路環境や通信環境が大きく改善されていることなどを踏まえ、警察組織内のリソースを一層効果的に活用するという観点からその再編や勤務員の運用変更等の取組を進めているとして、安全・安心を実感できる佐賀県を目指し、必要となる県警察の組織力の維持向上にしっかりと取り組んでいきたいと、このように述べられています。

私は、この交番、駐在所の勤務員の運用変更等に当たっても地域警察活動がおろそかになるというイメージを与えることがないように、地域の実態に即したとありますが、地域住民の意見や要望、また、地域の実情を知悉する地域警察官の声もしっかり踏まえながら、そして、何よりも地域の十分な理解を得ながら進めていただきたいというふうに考えています。

そこで、改めて地域住民の安全・安心の確保に向けた福田警察本部長の所見をお伺いいたします。

○福田警察本部長Ⅱ なる御説明申し上げたとおり、今般、県内の交番、駐在所

の勤務員の運用を変更することといたしております。これは冒頭に御説明申し上げました昨今の治安情勢のみならず、人口変動や先端技術の利用拡大といった治安に影響する種々の情勢を踏まえ、地域警察部門において変化を続ける様々な警察事象によりきめ細やかに対応できる体制を構築するためのものとなります。

もとより、警察がその治安責任を的確に果たすには、治安に関係し得る種々の情勢の変化に応じて各種の措置を講じ続ける必要があると考えております。また、その前提となる組織運営の合理性、効率性を追求し続けることも重要であると考えております。今般の交番、駐在所の勤務員の運用変更やその再編は、こういった文脈の中で佐賀県の治安のために必要な取組として進めているものであります。

ただ、委員が御指摘されましたように、交番、駐在所がその活動を行うことにより地域住民の安全と安心のよりどころとなり、地域住民の身近な不安を解消する機能を果たしている、その重要性にいさかも変わるところはございません。県警察としましては、引き続き県内各地の交番、駐在所におきまして、地域の実情に即した地域警察活動を推進し、もって県民の安全・安心の確保にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱ それでは、今議会委員会に五問の質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

それでは、まず最初に、ニセ電話詐欺等の被害防止対策についてお伺いをいたします。

昨年も県内におけるニセ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は依然として多発しており、私の知人も詐欺被害に遭うなど、本当に県民に身近な犯罪となっていることを実感しております。また、何とかして佐賀県から詐欺

被害をなくさなければいけないという思いが日に日に高まっており、改めて県民一人一人が防犯意識を高め、真に安全で安心な佐賀県の実現に向けて取り組む必要があると考えております。

そのような中、県警察では、現状を打破するために工夫を凝らした各種取組を行っていると感じ及んでいるが、その取組が本当に県民に伝わっているのか疑問に感じており、これまで以上に県警察の取組を県民にアピールする必要があると感じております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

ニセ電話詐欺などについてお伺いします。

ニセ電話詐欺等の認知状況についてであります。

ニセ電話詐欺及びSNS型投資ロマンス詐欺の認知状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○竹下生活安全企画課長 西久保委員の御質問、ニセ電話詐欺等の認知状況についてお答えいたします。

令和六年中のニセ電話詐欺の認知件数は百五十七件、被害額は約二億八千七百六十四万円となっております。また、令和六年中のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は百二十件、被害額は約七億二千百万円となっております、ニセ電話詐欺と合わせますと、認知件数は二百七十七件、被害額は十億円を超えるという状況にあります。

以上でございます。

○西久保委員 〓 それでは、最近のニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺ではどのようなケースが多いのかお尋ねいたします。

○竹下生活安全企画課長 〓 西久保委員の御質問、ニセ電話詐欺等の被害態様について御説明いたします。

令和六年中に県内におきまして最も発生が多かった手口は、架空料金請求詐

欺が百一件、次にSNS型投資詐欺が七十六件、そして、SNS型ロマンス詐欺が四十四件となっております。この三つによりまして、全体の約八割、七九・八%を占めております。

特に被害が多い態様といたしましては、二十代と三十代を対象とします副業名目の架空料金請求詐欺が挙げられます。この手口は、簡単に稼げる副業としてSNSに公開されている広告をきっかけに、投稿動画に「いいね」と高評価をするだけで報酬がもらえるなどと申し受けまして、その報酬を得るためにはお金を振り込む必要があるなどとだましてきまして、複数回にわたり送金を被害に遭うというものであります。

また、投資詐欺やロマンス詐欺の被害態様といたしましては、SNSに掲載されている広告や出会い系サイト、これをきっかけにSNSで相手とやり取りをする中で投資ですとか、もうけ話を持ちかけられまして、複数回にわたり送金をして被害に遭うというケースがあります。

そのほかには、最近では同窓会名簿、これによりまして親世代が居住しております実家に電話をかけてきて、息子などを語りまして借金の返済などを名目にお金を要求する手口や、また、警察官を名のる者がSNSのビデオ通話を利用しまして、警察手帳ですとか、逮捕状ですとか、そういうものを示しまして、あなたの口座が不正利用されて、あなたも逮捕されますよと、財産の捜査をしますから、指定の口座に振り込みをしてくださいと、そんな文言で指示をされまして預金を全部送金してしまう、そういう被害に遭われるという対応も増加しております。

以上でございます。

○西久保委員 〓 分かりました。了解しました。

ニセ電話詐欺等の被害者についてお尋ねをいたします。

ニセ電話詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害者の年齢層などについて

て、どのような特徴があり、どのように認識しているのかお尋ねします。

○竹下生活安全企画課長Ⅱ西久保委員の御質問のニセ電話詐欺等の被害者についてお答えいたします。

ニセ電話詐欺等の被害者については、これまでは高齢者が被害に遭うケースが多かったのですが、令和六年中の被害者を年代別に見てみますと、高齢者に限らず、各年代の方々が被害に遭っております。具体的には、ニセ電話詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺全体の被害者の年代別では、二十代以下が四十五人、これは一六・二％、三十代が三十六人、一三・〇％、四〇代が三九人、一四・一％、五十代が六十四人、二三・一％、六十代が五十五人、一九・九％、七十代が二十四人、八・七％、八十代以上が十四人で五・〇％となっております。

また、類型別で見えますと、架空料金請求詐欺のうち、先ほど例で申し上げましたように、副業を名目にした手口、これでは二〇代、三〇代が約七割、それと別に、SNS型の投資ロマンス詐欺の手口では二十代から五十代まで、年齢幅がありますが、これが約七割を占めている状況であります。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱじゃ、ここまでお尋ねを今しましたけども、被害者の方々というのどこで被害が分かっているのか。実は私の知人が今回投資詐欺にかかりまして、その日の午後まで仕事をやられていたんですよね。で、南警察署から突然連絡があって、夕方来てくださいと。何なのかなと行ったら、金融機関のほうから連絡があって高額な金額が二回送られて送られているんですけども、もしかしたら投資詐欺に遭っているのではないですかというところで初めて気づいているわけですね。それまではずっとお金を振り込んできている。トータル七百万円ぐらい取られたということで、その後の対応を私も一緒に今やっているところではあるんですけども、そういった方、まだ気づいていない方、あと

五万円あれば、これだけ来るもんねと。その方も実は話をしていたら、いや、西久保さん、あと百万円あると、千二百万円下りてくるんですよと、次の日までまだ言っているんですよ。

だから、この詐欺に関してはとことんしっかりした後のフォローが必要だと思うんですけども、警察として取り調べをしたとき、家族も呼んでやりませぬ。そのときにどういった形で今後同じようなことが起こらないような指導をしつかりやっているのか、もしあれば教えてください。

○竹下生活安全企画課長Ⅱ西久保委員の御質問についてお答えいたします。

これまでもニセ電話詐欺等の手口は年々巧妙化をしておりますが、そうした中、具体的に申しますと、息子を名乗るオレオレ詐欺を防ぐためには、または仮に息子と信じてしまってお金を準備しようとする被害者の方がおられるとします、詐欺に気づかせるためには、やはり日頃から離れた家族間でのコミュニケーションが必要なと考えております。例えば、合い言葉を決めておくとか、そういったコミュニケーションが必要かと思えます。

また、電話で金銭の話がされた場合には、自分一人では絶対判断をしない、必ず一旦電話を切って、周りの人、家族に相談をするということが非常に大切でありまして、家族の絆を深めることが重要なことというふうにご考えております。以上でございます。

○西久保委員Ⅱでは次に、地域社会で被害を防ぐ方策についてお尋ねをいたします。

家族などによる声かけについてであります。

詐欺の電話がかかってきた際に、家族や知人が詐欺被害であることに気づき、被害を防ぐために、どのような呼びかけを行っているのかお尋ねいたします。

○竹下生活安全企画課長Ⅱ地域社会での被害防止対策についてお答えいたします。

県内において刑法犯認知件数がピークであった平成十五年以降、年々減少してきました背景には、自主防犯意識の高まりを受けて拡大した防犯ボランティアの活躍が大きく影響しております。防犯ボランティア活動は子供の見守りや街頭犯罪等を防止するためのパトロールなどを主として行われておりますが、地域によっては、高齢者世帯や独居高齢者を対象とした訪問活動が実施されておりあります。

このような方々から、訪問先において詐欺被害の対象となり得る住民に対し、ニセ電話詐欺等の被害防止について話をしてもらうとともに、不審な電話やメールを受けたとの相談があれば、警察への届け出により被害を防ぐことにつながるものというふうに考えております。

県警察といたしましては、県内においてニセ電話詐欺等を撲滅するという機運を高めるために、防犯ボランティアや民生委員など地域の安全・安心のために活動していただいている方々に対してもタイムリーな情報配信を行うなど協力をお願いしているところであります。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

そしたら、かぶってどんどん行くので、次に、ニセ電話詐欺等の被害防止対策について伺いいたします。

今年度の被害防止対策について、県警察において、ニセ電話詐欺、SNS型投資ロマンス詐欺の被害防止対策として、現在どのような対策を講じているのかお尋ねいたします。

○竹下生活安全企画課長Ⅱ今年度の被害防止対策についてお答えいたします。

県警察では、深刻なニセ電話詐欺等の発生状況を踏まえまして、各年代や手口に応じた対策を効果的に推進するため、令和六年五月から、詐欺、被害、防止、この頭文字と二〇二四年を掛け合わせた「SHB24プロジェクト」と銘

打った対策プロジェクトを推進しております。

このプロジェクトにおいては、詐欺への警戒を呼びかけます川柳コンテストですとか、高校生、大学生を対象としました啓発動画のコンテストの開催をしたほか、県庁職員の漫才コンビがおられますけど、その方々に詐欺の手口をネタにした漫才の披露など、各世代の関心を集めるイベントを開催してまいりました。

また、県内のコンビニエンスストア、これは全店で約三百七十店舗ございますが、この店舗に対しまして、電子ギフト券の購入客らへの声かけチェックシート、これは現物を持ってきておりますが、（現物を示す）こんな感じで電子マネーカードを購入する方に見せて、ひよっとしてそれは詐欺じゃないのというところでとどめてもらおう、購入客らへの声かけチェックシートを配布しまして、それから、金融機関に対しましては情報提供に関する協定を締結しました。それと、その窓口職員やモニタリング担当職員の方々に各種研修会を随時開催しまして、水際に対する対策を強化してまいりました。

さらに、警察官が、特に若手なんですけど、情報発信力を高めるために、若手警察、地域の警察官を特に対象としまして、防犯講話グランプリという大会も開催いたしましたして、自己啓発につなげさせているところでございます。

このように、年間を通じて手を緩めることなく、切れ目のない対策を推進してきたところでございます。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

いろんなところで詐欺被害の啓発をいただいているんですけど、ちよつと私が調べたところで、今おっしゃったところもずっと調べていったんですけども、一つは形としてあるのは、振込先ですよね、ロマンス詐欺は個人の口座、投資詐欺は企業の口座、そういった口座の特徴とか、外国人の口座である

とか、「あんあんメール」を私はよく見させてもらっているんですけど、「あんあんメール」の運用としては各警察署が出してくれたりするんですけど、見ていると、一番多いのは現金での受け渡しですね。これは非常に危険だなど思うのは、今までは振り込めということで金融機関から振り込んでいたんですけど、これはまだ身が安全なんですよ。お金を取られるだけでまだいいんですけど、また次のギフト券、これもお金を取られるだけでいいんですけど――よくはないんですけどね。ただ、今は結構この頃多いのは現金を受け渡しているんですね。どこどこに百万円やったとか持っていったとか取りに来たとかと、これは多分四人一組とか三人一組で向こうは来ていると思うんですね。一人でお金をもらうんですけども、でもそのときに拒否したり、いろんなことがあったときには殺人事件につながる可能性が非常に高い事例がこの三、四カ月に全国的に増えているというのは、私自身も「あんあんメール」を見ているので、よく分かっています。

ありがたいことに「あんあんメール」の中身もこの二カ月ぐらい大きく変わってきています。警察が打っている「あんあんメール」の中身を見ると、かなり細かく、移動の関係も書いてくれますよね。近頃のどこどこに移動して、ここで現金を渡したとか家で渡したとか、これはすごく大事なことだと思いますね。

ですから、こういうことも踏まえて、今後の対策なんですけれども、家に現金を渡さないように、とにかく危険がありますので、そのことについてこれも触れながら、今後の対策についてどういうふうにやっていくのかお尋ねいたします。

○竹下生活安全企画課長 今後の対策についてお答えいたします。

ニセ電話詐欺につきましては、先ほど委員御指摘のとおり、犯行手口が刻々と変化しまして、年々悪質・巧妙化しているのが事実でございます。中には、

声かけによる犯行の発覚を逃れるために、委員が言われましたとおり、金融機関窓口での出金、これを避けるように指示をしたり、相手に相談や通報するいとまを与えないように、電話の最中に受け子を現場によこしたり、そういった我々が取っている被害防止対策に対抗するような手口も散見されているところがございます。

このようなことから、県警察といたしましては、これまで講じてまいりました各種の対策について、なお一層取り組みますとともに、委員お愛読の「防災ネットあんあん」、それと「X」やLINEなどの各種媒体を活用いたしまして、シニア世代に限らず、各世代に対しても手口に応じたタイムリーな情報発信を行うこととしております。

最近では、ニセ電話詐欺に悪用された電話番号の多くがプラス十八、これは海外の国際電話番号ですね。国際電話番号で始まる電話番号がよく残っている情勢ですが、県民に対しましては、巡回連絡や防犯講話等の各種警察活動を通じまして、国際電話利用契約の利用休止手続、これを推奨しているところがございます。

また、NTTさんの取組で、七十歳以上の世帯におけるナンバーディスプレイ、それと非通知着信拒否ができるナンバーリクエスト、この無償化の取組をされておりまして、これを周知するほか、犯人からの電話に直接出ないための対策を推進しております。

今後も時代の変化を敏感に捉えまして、発生状況に応じた対策を推進してまいりますとともに、引き続き、留守番電話設定や防犯機能つき電話機の設置など、身近にできる防犯対策の促進を常時図りますほか、子供や孫世代に対する働きかけを強化しまして、日常的に家族間で連絡を取り合う機運を醸成するための広報啓発活動を行ってまいります。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございました。一番新しい手口、実は二月二十八日の六時五十二分頃、私の携帯にかかりまして、一番新しい手口だなと思ったのは、電話番号が最初四桁なんです。四桁、三桁、四桁なんです。普通は、携帯電話は三桁、四桁、四桁なんです。ここに書いていますけれども、四桁の、日本の中でも特殊な電話からかけてきています。最初電話に出まして、向こうが小さな声でぼそそとソフトバンクなんですけどという言い方をしたので、よく聞こえないので高く言ってもらえませんかというふうに強く申しましたら、すぐ切れまして、最初から頭が四桁だったので、これは特殊詐欺なんだと。

例えばですけど、私みたいにこういう電話番号を実は書いていますけれども、いつあつてというのは出ていますから、そういつたときに、これは警察に届けたほうがいいのか、それともただ単に自分の中で、一つの知識として持っていたほうがいいのか、正直悩んだんです。ただ、ごちゃごちゃ言って、またいろいろ聞かれても嫌だなと思って、私は言っていないんですけど、今。

もう一つ、最初にもちよつと言いましたけど、だまされているのに気づかずに同じように何度もだまされる方がいるんですよ。同じように、ほとんど多いのはロマンス詐欺なんですけれども、同じように何度も何度もあと三万円払うと会えるとか会いたいとか、そういったのがかなり多くて、二回もだまされた人、三回もだまされた人というのは警察に言えないんですよ。

そういった方々をどういうふうに関後やっていくのかといったら、これは消費生活センターとかいろいろなところがあるんですけど、やはりいろんな方に相談できる窓口があるということ、これは警察だけの問題じゃないです。社会の問題だと思えますので、しっかりした形で今後でも取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、今の一点、こういった自分が分かっている番号とかなんとかという

のは警察に届けて言ったほうがいいのかどうかだけお尋ねいたします。

○竹下生活安全企画課長Ⅱぜひとも奮って御相談いただければ、御相談に乗りますので、よろしくお願いいたします。

○西久保委員Ⅱすみません、ありがとうございました。僕は引かかかっていないんですけど、電話番号を後でまたお教えしますので、また調査の一つにしてください。（「よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。それでは、二番目の質問に行きたいと思えます。

災害支援トイレ整備事業についてお尋ねをいたします。

昨年発生した能登半島地震など、地震による多数の家屋倒壊や土砂災害、住宅密集地における大規模な火災による多大な被害が出たほか、電気、上下水、通信インフラ、ライフラインが広範囲で途絶したと。ライフラインが途絶すると、避難生活に大きな影響を及ぼすことになりということで、この中で一番大事だったというようなことが、トイレが使えない状況も長引き、避難所などの衛生問題が深刻化したと聞いています。災害時のトイレの問題は避難者の健康問題にもかかっていることから、大事な問題の一つだと考えています。

そこで、次の点についてお伺ひいたします。

災害支援トイレ整備事業、今回予算を出されていますけれども、これについて、今回整備する資機材についてどのようなものなのか、まずお尋ねをいたします。

○中路危機管理防災課長Ⅱ災害支援トイレ整備事業につきまして、今回整備する資機材についてお答えいたします。

今回、整備する資機材は、トイレコンテナ、トイレカー、ポータブルトイレの三つを予定しております。

それぞれについてどのようなものか申し上げますと、トイレコンテナは、コンテナ内にトイレが二基から四基設置されておりまして、排せつ物を浄化処理

するシステムや太陽光発電蓄電池を備えておりますので、仮に災害で上下水道や電気が途絶した状態であっても、数日間は大外部からの支援なしで、一日当たり二百から三百回使用できるようなものになっております。

トイレカーにつきましては、軽トラックの荷台部分にトイレが二基設置されており、排せつ物は、下水道に接続して直接流すこともできますし、もしくは約百回分はタンクにためることもできるようになっております。

ポータブルトイレにつきましては、簡易テント内などに設置して使用をいたしまして、使用后、ボタンを押しますと臭いや菌を漏らさない防臭フィルムで排せつ物を自動的に密閉するような仕組みとなっております。

以上です。

○西久保委員 Ⅱ それでは、資機材の管理についてお尋ねいたします。

整備されたトイレコンテナなどの管理はどのように行うことを予定しているのかお尋ねいたします。

○中路危機管理防災課長 Ⅱ 資機材の管理についてお答えいたします。

トイレコンテナにつきましては、県立公園に設置しまして、公園の利用者に使用してもらうことを想定しております。具体的な管理方法につきましては、現在、関係課と調整を行っているところでございます。

また、トイレカーとポータブルトイレにつきましては、県内で活動されている災害支援CSOに管理を委託して活用することを考えておりまして、こちらにも具体的な管理方法について、今、調整を行っているところでございます。

以上です。

○西久保委員 Ⅱ それでは次に、整備後の活用についてお尋ねいたします。

平常時における活用方法について、災害が発生していない平常時はどのように活用することを考えているのかお尋ねいたします。

○中路危機管理防災課長 Ⅱ 平常時における活用方法についてお答えいたします。

県、市町、CSOなどが実施する防災訓練や研修会におきまして、トイレカーやポータブルトイレを展示し、実際に見てもらったり、触れてもらったりすることで、災害時のトイレの確保の重要性について県民の皆様へ啓発を行うことを考えております。こういった取組を通じて、各家庭においても携帯トイレなどの備蓄を取り組んでもらえるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○西久保委員 Ⅱ それでは、災害時における活用方法についてであります。

万が一、災害が発生した場合にはどのように活用されるのかお尋ねいたします。

○中路危機管理防災課長 Ⅱ 災害時における活用方法についてお答えいたします。

県内で大規模な災害が発生し、被災市町だけでは対応が困難である場合、市町からの要請に基づきまして、トイレが不足している避難所等に持ち込んで、被災者の方々に使用していただくことを考えております。

また、トイレコンテナとトイレカーにつきましては、現在、内閣府のほうで作成中のキット、トイレ、シャワーなどを備えた災害車両支援のデータベースにも登録をすることにしております。他県で大規模な災害が発生し、当県に要請があった場合につきましては、被災県に持ち込んで活用することも想定しております。

以上です。

○西久保委員 Ⅱ ありがとうございます。ここまで資機材についてお尋ねをいたしました。

この資機材というのは、生ごみを入れて、一日か二日たてば肥料になりますよというふうなやつが入っているわけですね。これが普通のぼつちやんトイレみたいに、たまつたやつをバキュームで吸って、どんどん何回も使えるというものではなくて、中にそういった微生物を使ったやつだというふうな聞いて

ているんですけども、そういうことになると、この資機材の管理とか、平常時、実際その微生物がずっと生きていけるように攪拌せんといかんわけですね。それには電源が要りますよと。だから太陽光がついているんですけど話だとは思いますが、これは置く場所によってもいろいろ問題あるでしょう。

じゃ、実際災害時における活用方法の話がありました。移動させますよと。ただ、移動できるのは車だけですよね。コンテナについては、二十トンのクレーンを持つていって動かさんといかんし、実際に移動できるものではないので、一度置いたらそのまま置きっ放しの状態になると思うんですよ。今おっしゃっているのは、吉野ヶ里公園、それと車に関しては森林公園ということであつたのか、ちよつと確認をしたいと思います。置く場所ですね、よろしくお願いします。

○中路危機管理防災課長Ⅱトイレコンテナについては、現在、吉野ヶ里公園ではなくて森林公園を検討しております。トイレカーにつきましては、災害支援CSOに管理を委託することを考えておりまして、現在は大町町にあります「MORE WAN」という施設、ここを想定しております。

以上です。

○西久保委員Ⅱすみません、私の勘違いが一部ありました。そうですね、コンテナのほうを森林公園で、トイレカーは大町のほうということでしたね。

ただ、これは私、思うんです。次の質問に入るんですけども、市町におけるトイレ整備についてということをお尋ねするんですけど、まず、トイレの整備というのは市町が第一義的であつて、県がやるべきものなのかなというのは非常にクエスチョンですから、これについてお尋ねします。

県内市町における災害用トイレの備蓄状況について、まずお尋ねします。

災害対応の一義的な実施者は市町であるため、災害用トイレについてはまず市町が備蓄すべきであると考えます。市町における災害用トイレの備蓄状況は

まずどのようなになっているのかお尋ねします。

○中路危機管理防災課長Ⅱ県内市町における災害用トイレの備蓄状況についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、災害対応は基礎自治体である市町の責務でありますので、災害用トイレの整備に関しても、まずは市町で実施することが基本というふうに考えております。

現在、市町では、平成二十四年に県と市町で作成しました物資の備蓄に関する要領に基づいて備蓄を行っております。令和七年二月現在、県内の二十市町の災害用トイレの備蓄状況につきましては、携帯トイレが十六万七百四回分、簡易トイレが千百十六台、仮設トイレやマンホールトイレが二百二十台というような備蓄状況になっております。

なお、大規模災害時には市町の備蓄が不足する可能性もありますので、県でも簡易トイレを備蓄するとともに、県内のレンタル事業者と災害時の仮設トイレ供給に関する協定を締結して、市町をバックアップすることとしております。以上です。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

全体の数は分かつたんですけど、それでは、二十市町全てに同じような感じで、人口に合わせてみたいな感じで配置されているのかどうかお尋ねいたします。

○中路危機管理防災課長Ⅱ市町の備蓄状況について先ほどお答えいたしました。先ほどお答えした数は二十市町の合計の数でございます。市町によりまして、多い少ないというのは多少あるかと思っておりますが、必要な数を備蓄するようにしております。

以上です。

○西久保委員Ⅱそういう答弁であると、人口割であつたり、面積割でしっかり

とした配置がされていると。されているのであれば、県がこのコンテナとか何とかというのを買う必要があるのかなというふうにならざるやいなや、素朴な疑問なんですかね。また、ランニングコストもかかってくる。確かにおっしゃるよう電源は太陽光かもしれないけど、中の微生物とか、例えば、百人使ってしまったら半日使えませんか——例えばですよ。一日五回ぐらいトイレに入りますから、五百回と計算したときに、それが半日から一日使えませんか。たまたまてくれればくるほど、今度は出さなにかんわけですよ、中は肥料分があるわけですから。そういったことを考えてみると、今さっきおっしゃったように市町でちゃんと配備できていて、数はあるのに、これを設置する理由が何なのか、もう一度教えてください。

○中路危機管理防災課長 Ⅱ 県で整備する理由についてですけれども、一義的には市町のほうで備蓄するものというのはそのとおりだと考えております。県で備蓄を行うおうとしている分につきましては、大規模災害が起こったときに、不足が生じたときのバックアップというのがあります、先ほど平常時の管理のところでお答えしたように、平常時に県民の皆様には災害時のトイレの重要性というものを普及啓発したいと考えておまして、県民の皆様にもトイレの重要性を意識していただいて、備蓄が進むように、そのような目的で整備をしたいと思っております。

以上です。

○西久保委員 Ⅱ 分かりました。そこはまた次の問いにもかかってくるので、また聞きますけれども、それでは、民間団体などへの補助についてお伺いいたします。

今回整備されようとするものに関しては、国庫が五割、あと県債と一般財源ということやられているんですけれども、例えば、民間団体とか市町に対しての補助というのは、国から直接市町がもらうことも当然できるわけですよ、

国庫です。それに市債を充てるとか、一般財源を充てるとかというやり方もあると思うんですけれども、そういったもののアドバイスであったり、民間団体への整備に対する補助も考えられるが、それについてはどういうふうに考えられているのかお尋ねいたします。

○中路危機管理防災課長 Ⅱ 市町や民間団体への補助についてお答えいたします。市町につきましては、委員がたまたま御指摘いただきましたとおり、今回使う国の交付金については市町も対象となっております。市町につきましては、直接交付金を受けて、事業実施主体としてやっていただくことになっております。

そして、民間団体についてですけれども、今回の事業に当たりましては、県内で活動する災害支援CSOの方への補助という方法も検討いたしました。団体に情報提供を行ってまいりました。ただ、しかしながら、資機材の設置場所であるとか整備後の維持費なんかの問題がありまして、今回は民間団体等による整備には至っておりません。

以上です。

○西久保委員 Ⅱ ありがとうございます。

これは今からの活動だと思えます。だから、それが次の質問になると思うんですけれども、県が整備する理由についてであります。

災害対応は、まず市町が行うものであり、避難所運営も市町が行うため、その整備についてはまず市町が整備するべきだと考えております。今回の事業についても市町が行うべきだと考えますが、県がやはり先ほどおっしゃったように、ある程度宣伝のため、こういうものがありますよというような話をしたり、あと来てもらって、見てもらって、本当にいいのであれば皆さんがアドバイスしたり、こういった補助もありますよというような場だと思っておりますね。

ですから、県が今回実施したことで、こういった報道なり、広告なり、皆さんに対するアピールをしていくのかお尋ねをいたします。

○中路危機管理防災課長Ⅱ改めて県が整備する理由についてですけれども、委員が再三御指摘いただいているとおり、避難所運営を行う市町が災害用のトイレについては整備することが基本というのは、そのとおりであると考えております。実際、県内の八市町においては、今回の交付金を活用して災害用のトイレであるとか、断水時でも使える循環型のシャワーというものを整備するということも聞いております。

その上で、県が整備する災害用トイレというのは、大規模災害時の市町のバックアップという意味もありますけれども、大規模災害時にインフラが途絶してトイレが使用できなくなるということ、そういう可能性があることとか、その際には携帯トイレの備蓄があると非常に役に立つということを広く県民の方に知っていただきたいと思っております。食料の備蓄などと同じように県民自らトイレの備蓄も進めてもらうように啓発を行いたいと、そういうことを目的にしております。

昨年一月に能登半島地震が発生しておりますが、仮設トイレが各地の避難所に届き始めたのは発災から四日目以降というふうに伺っております。発災直後のトイレの確保というのは、避難所の衛生環境の維持のために非常に重要でありまして、県が率先してトイレの備蓄の普及啓発に取り組むことで、県民の方々や市町においても災害時のトイレ確保の取組が進むように促していきたいと考えております。

以上です。

○西久保委員Ⅱ今回はトイレ、トイレという話が確かに出ておりますが、本当はトイレだけではなくて、お風呂の問題も、洗濯の問題も、履く靴の問題も、食べる問題もいろんな問題が多岐にわたるんですね。今回はたまたまトイレな

んですけれども、そういったものも今回啓発をしていくのであれば、トイレだけを啓発するのではなくて、その周りのもの、例えば、食料であったり、毛布であったり、いろんなものが啓発できると思いますので、併せて今回しっかり啓発はしていただきたいと思えますので、その辺よろしくお願いします。

国庫が半分あるとはいえ、六千五百万円の貴重なお金でございますので、そこは頭にしっかり入れてやっていただきたいと思えます。

それでは、この項目の最後の質問ですけれども、災害への備えに対する思いについてであります。

近年、全国的に災害が激甚化、頻発化しており、本県においても令和元年、三年と大きな内水氾濫が発生したところであります。今後もしつ発生するかわからないため、備えには万全を期しておく必要があると考えますが、災害への備えに対する思い、また、県民や市民に対する考え方、啓発も併せてどう思われているのか、危機管理・報道局長へお尋ねいたします。

○野田危機管理・報道局長Ⅱ災害への備えに対する思いについてというふうなことでお答え申し上げます。

先ほどからお話しいただいていますように、やはり災害、特に去年一月の能登半島地震のように大規模な災害になればなるほど、本当に支援が届かず長期化する。そうすると、公助のほうに限界が来まして、住民の方々がどれだけ備えているか、そしてまた、地域の方々がどれだけ助け合えるか、そういったところが重要になってくるかと思っております。そういうふうな意味でも、やはりそういう意識を持っていただくこと、地域の方、住民の方に意識を持っていただくということ、これが非常に重要なことというふうに思っております。いざというときに命を守ること、それから、もし万が一、避難生活とかが長期化した場合に自らが命を守るような準備をしておくことというのは本当に重要だと思っております、これを県民お一人お一人が日頃から備えていただく

というふうなことを今後、啓発をしっかりとしていきたいなというふうに思っております。

県におきましては、公助に限界があつて、自助、共助、こういったところに力を入れていくというふうな、一人一人が意識を高めるといふところにつきましては、住民の方々に対してもそうなんですけれども、自治会ですとか自主防災組織、災害支援CSOや社協とも連携をしまして、地域の防災力を底上げしていく、そういったところに取り組んでまいりました。それぞれ餅は餅屋みたいな感じで自分たちができること、自分たちではできないところは例えば支え合うとか、支え合うにしても地域だけではなくて企業も巻き込んで支え合う、そういったこともありかなというふうなことで、今年度につきましては、住民、CSO、協議会、そういったところに加えまして、企業まで入れて四者で支え合う「Quad Link」というふうな取組を全国に先駆けて始めたところでございます。一層の防災力の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

災害発生時に何よりも大事なのは命でございます。日頃からの備えを万全にすることで、県民お一人一人が自ら命を守る行動を取っていただくこと、仮に避難生活が長引いたとしても命が守れるように、そういうふうな備えをしていただくこと、これをしっかりと啓発しますとともに、我々公助を担う者としてましては一つでも多くの命を救えるよう、県、市町、実動機関をはじめ、関係するあらゆる組織、団体と連携して、そして、県民の方々とも一緒になって取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中村委員長 〓 暫時休憩します。十五時半をめどに委員会を再開します。

午後三時九分 休憩

○中村委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○西久保委員Ⅱそれでは次に、財政の質問を少しさせていただきます。

本県では、平成十六年度の地方交付税の大幅な削減、いわゆる交付税ショックを契機に、行財政改革緊急プログラムを策定し、平成二十二年度までの間、毎年の予算編成で一五%のマイナスシーリングを設定して、予算総額を圧縮したり、五百人以上の職員を削減したりするなど、まさに身を切るような歳出削減を強いられてきました。平成二十三年度以降、地方一般財源の総額確保が図られたこともあり、本県の財政状況も改善し、その後、コロナ禍や物価高騰などがあり、国の交付金を活用して様々な対策が講じられてきました。

予算総額が大きくなっていく中で、県の事業の中にはばらまきのように思えるものや事業の必要性や効果に疑問を感じるものもあります。また、現場で必要とされている事業について十分に予算が配分されていないのではないかと思うときもあります。

私は県内の様々な現場の課題を解決しながら県政を発展させていくには財政課の役割は大変重要であると考えており、そのことを十分に認識した上で予算編成に当たっていただきたい。

そこで、次の点について伺いをいたします。

予算編成における財政課の役割について、どのように考えているのか、総務部副部長にお尋ねいたします。

○前田総務部副部長Ⅱ予算編成におきます財政課の役割についてお答えいたします。

予算編成に当たりましては、財政課におきまして限られた経営資源の中で最少の経費で最大の効果を県民に提供する視点に立って予算査定を行っております。

す。

各部局からの予算要求の内容が適切なものかどうかを精査するのが予算査定ということになりますが、単に予算額を切り詰めるのではなく、財政課が全庁的なコンサルタント役を担っているということを意識するようにしております。そして、この予算査定ですが、大きく三つの観点から行っているところでありまして、一つ目は事業の必要性の検証と費用対効果を踏まえた予算規模の適正化、二つ目は分野横断的なプロジェクトなどを県として特に推進することとしている施策への重点的な予算措置、そして、三つ目は第三者的な視点や全庁的な視点からの事業の磨き上げなどでございます。

そして、こうした観点で査定を行います中で要求内容の見直しを要求部局に働きかけるという場合もございます。

この予算査定では、予算を全庁的な視点や中長期的な視点に立って客観的に俯瞰しながら、事業の選択と集中による戦略的な予算編成を行うことが重要であると、このように認識しているところでございます。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございました。

今、配分をメインにお話をいただいたと思うんですけども、予算編成における収入という観点から見た場合のコンサルタント的な役割をしているんだよっておっしゃっていますけども、この収入的なものを見たときに、こういった視点でやられているのか教えてください。

○前田総務部副部長Ⅱ歳入の確保について申し上げます。

新規拡充する事業の財源を目指すということにつきましては、歳入への意識を高めるということは大変重要だというふうに考えております。

そのため、各部局に通知をいたします予算編成方針の中におきましても、財源措置について幅広く情報を収集して必要な財源の確保を図るということを各

部局に求めております。

さらには、財政課におきましても、様々な国の交付金でありますとか、有利な起債、こういったものがないかというのを常に部局と協議しながら予算編成に努めているところでございます。

以上でございます。

○西久保委員 Ⅱありがとうございます。

それでは次に、市町への支援についてお尋ねをいたします。

二〇〇六年、ちょうど十九年前、夕張市が財政破綻をしました。そのとき負債総額は六百三十二億円。当時の市税収入九億七千万円。市の税収の六十五倍もの負債を抱えております。ただ、この場合に、地方債の残高を除いた場合、真水の負債というのは三百五十三億円ありました。これは、ある意味、これから起こり得るようなことなのかなと、十九年前のことではあります。突然起きましたので、これから起きるのかなと思っております。

そういったときに、このときは道庁と都がある程度応援してくれまして、出張はどうか今立ち直って財政がしっかりした形になっております。

振り返ってみますと、佐賀県にも二十の市町がございまして、県として必要な予算をしっかりと見極めることはもちろんのこと、例えば、二十市町の財政状況や市町間のバランスなども勘案しながら県の予算を編成するといった視点も必要ではないかと考える。

この件について、前田総務副部長にお尋ねいたします。

○前田総務部副部長 Ⅱ市町への支援ということでお答えいたします。

予算査定の過程におきましては、市町と県、それぞれの役割を踏まえつつ、事業効果の全体的な波及などについても議論をしております。

こうした観点で査定を行ったこれまでの具体例ということで申し上げますと、例えば、がん患者の方への医療用補整具の購入補助でありますとか、ドナー登

録者の方の骨髄等移植支援につきましては、一部の市町のみで助成制度を導入予定でありましたが、これは全体的に行うべきということで全市町へ導入を働きかけるよう担当部局に求めたということがありまして、結果としては全市町で導入することとなりました。

それから、委員からは市町の財政状況も勘案してというようなお話をいただきましたけども、市町に対しましては、総務部の市町支援課におきまして、財政健全化判断比率などを基に決算状況を把握したり、それから、地方交付税や地方債制度を通じた財政運営に係る支援、こういったものを実施しております。それで、県と市町の関係ということでいきますと、これは対等でございますので、市町が行う事業というのは市町がそれぞれの状況に応じて市町で判断をするということが基本だとは思いますが、こうした中にありまして、例えば、本日午前中の質疑がございましたデジタル実証の事業のように、モデルとなっていたり市町に働きかけ、そこで得られた知見や事例を県内市町へ共有するということが、その活用を働きかけると、こういったことも重要ではないかと考えております。

また、政策部やさが創生推進課におきましては、地方創生に関する国の交付金について調整の窓口となっております。市町が交付金を活用する際に、他県の市町の事例を情報提供したり、あるいは国へ提出する実施計画の策定をサポートすることなど、事業の採択に向けて市町を支援しているところでございます。

予算査定におきましても、県民にとってよりよい事業となりますよう、引き続き事業効果の全体的な波及やほかの市町が参考になるような事業の横展開を図る、あるいはその国の交付金活用をサポートすると、こういった市町への支援についても意を用いてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

いい答弁だったなと思っておりますが、実は私も農家の話をさせてもらうと、県から補助の出るから、国庫補助の出るからということで、ハウスを建てないですかということ、一億円も二億円もするようなハウスを建てて、残り借金を負って、一億円で、四、五年で破綻するということも実際たくさん農家の方が出ていまして、これはその方の考え方というか、いろんな形があると思うんですけども、一つ、今日の朝の桃崎委員の質問の中で肥前鹿島駅周辺事業ということがあって、ここで県も出すけど、鹿島市も出すんですよ。

そして、副島政策企画監の答弁が一番驚いたのは、じゃ、国庫補助がない場合はどうするんですかと言ったときに、答弁で、いや、県債を発行するからいいですもんねと。県債を発行します、とにかくやります。これが市町への支援に本当になるのかな。じゃ、そこで鹿島市が国庫補助をもらってやった、何をもらってやったはいいんですけど、それをまた維持管理していかないといけないというところもあって、市町に対してバランスよくというのは、やはり次のステージでお金を稼ぐようなところがないとなかなか難しいと思うんですよ。

そして、朝の委員会の中の質問の中でああいう答弁が出れば、我々は国庫補助はなくてもこの鹿島市のことに関しては通すんだというようなことになってくるわけですよ。

振り返ってみれば、市村記念体育館はやると、予算もやっていただけで、国庫補助が間に合わなかったから凍結しますよというようなことも過去あってあるわけですよ。あれはあれで、じゃ、どうだったのかなと思うんですが。

今、財政課の中で、例えば、課長さんがさつと、いやいや、国庫出なければ、県債を発行すればいいんですよというような答弁がさつとできるような状況なのかどうかというのを、また、そういう発想になるのを財政課としてどうなの

か。そこまですばいよ、お金いっぱいあるから県債を出すよと、いっぱいあるというわけじゃない、県債はどんどん発行すればいいからというような発想がもしあるのかどうかというのを前田副部長にお尋ねいたします。

○前田総務部副部長Ⅱお答えいたします。

肥前鹿島駅周辺整備事業についてということでございますけども、この事業、これまでの経緯からして、県としても大変重要な事業ということは財政課としても認識をしております。

そして、この事業については、国の地方創生関係の交付金を取りに行くということで我々承知をしておりますので、現時点ではまずもって、この交付金をしっかりと取りに行くというところに徹するしかないというふうに思っております。

取れなかった場合どうかというお話ではございましたけども、事業の実施の可否というのはいろんな諸条件の中で決まっていくことなので、予断を持ったお答えというのは差し控えたいと思いますけども、いずれにしても交付金を必ず取りに行っていたきたいということで考えております。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱそうですよね。そうだと思います。

でも、やっぱり答弁はそういった発想がぼんと出てきているというのは、何らか意思の疎通がうまくできていないのかと思いますので、そこは交付金をしっかりと取ってもらう、自分たちで考えて取りに行くって残りという、足らなければ、最悪、県債を出していこう。一般財源はしっかりと形でしていかないといけないからですね。そういったところは肝に銘じていただきたいと思えます。

そして、政策部なり、横にもしっかりと形で、そういったところは言っておかないと、取りに行ってもらわないといけないんですから、取れないときは、

いや、県債を発行してでもやりますよというような答弁がこの委員会に出てくること自体が私は不思議でならない。

先ほど、もしあれだったら、いや、交付金を取るような感じでしっかりとやっていきますというような答弁ならいいですけど、県債というのがぼんと出てくるというのは、私は納得できなかったので、今ここでお話をさせていただいて、しっかりとぎを刺しておきたいと思えます。

それでは最後に、県財政のあるべき姿についてお尋ねをいたします。

時代が大きく変化していく中で県財政はどうあるべきか、県財政を預かる立場の総務部長にお伺いいたします。

○泉総務部長 Ⅱ私には県財政のあるべき姿ということで御質問いただいたと承知しています。

県政を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口減少、様々な人手不足、気候変動、価格高騰、いろいろな諸状況の変化というのがございます。

そういった厳しい状況の中で財政のかじ取りを我々しっかりとやっていかなきゃいけないということがあります。

もちろん基本的な行政サービスであるとか法律に定められた事務というのをしっかりとやっていかなければいけないというふうに思いますけど、一方で、やはり様々な地方競争の中で、新しい構想力を持ったり、創造性を発揮しながら新しい次の取組というものにチャレンジをしていくと、そういった分野の取組というのにも必要なだろうというふうに思っています。

ですから、様々な形で県の事業というのは多岐にわたる形でやっていくということになろうかなと思います。

今の御議論の中にもありましたけれども、まず一つ、財政課として、あるいは財政に関わらせていただく総務部といたしまして考えなければいけないこととしては、一つには、やはり企業誘致とか人口増とかという形を通して、税源

の涵養とかふるさと納税、そういった歳入確保をまずしっかりとやっていくということがあろうかと思えますし、もう一点として、今のまさに議論にありましたような形で、できる限り県の財政を効率的に動かしていくということでも有利な財源の確保といったものもこれは非常に重要なポイントだと思っております。

ですから、抑えるべきところは抑え、有利なものは活用し、そして、未来に向けて必要な投資を行っていくと、そのような好循環を生み出していくということが大事なと思います。

今後とも、財政の健全化を保ちながら、必要な施策についてはしっかりとやっていく中で、本県の将来に向けた新しい価値を発揮していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○西久保委員 Ⅱありがとうございます。さすが国から来られているので、あれなんですけども。

じゃ、せっかくですから、総務部長に少しお尋ねをいたします。

令和五年と令和六年の中で地方交付税の制度概要の中で一番大きく減っているのが社会福祉費なんですよ。社会福祉費六三・四%道府県で減らされていて、市町でも社会福祉費七一・六%市町も落とされている。そのほかの幼稚園とか何とかというのは無償化になったので、当然国が見ますからいいですよということは無償化でゼロなっているわけですよ。

こういった動きというのは常々やはり見ていきながら財政というのを組んでいかないといけないと思うんですよ。我々も当然ですけど、地方交付税のあらましからスタートして、地方交付税制度、その年その年のですよ、五年、六年でどうなったんだというのを見ていきながら、この社会福祉費というのが確実に落ちてきている、七割ぐらい、市も県も。こういったところもしっかり目

るいは総務部としてはしっかりと把握をしていきたいというふうに考えているところがございます。

あとは総務事務センターでございますが、こちらにも担当部局いらっしゃるので、答弁がどこまで正確に申し上げられるかということでございますけれども、本来に旅費等、我々、日々、出張に行くときであるとか、様々な申請を行うに当たっては、日々、総務事務センターの職員の方々にお世話になっておりますし、日常的にやり取りさせていただいている、我々行政マンとしての仕事をしっかりとサポートいただいているということで非常に日々感謝を申し上げます。いるところでありまして、様々な状況について、特に総務部としても財政を預かる立場と、会計などを預かる、あるいは様々総務事務を預かる総務事務センターでございます、そういったところは非常に隣接するといえますでしょうか、非常に関わりの深い分野ということでありまして、総務部としては引き続き総務事務センターと連携をしながら、様々な行政サービス、あるいは我々の業務が円滑に回していけるように連携をさせていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。管轄外のところまでしっかりと答弁してもらってありがとうございます。

本当に総務事務センター、平成十八年につくられていますけれども、先般、お話を聞いて、見てきて、大活躍だなというところはあります。私だけの判断かどうか知りませんよ。ただ、総務部長もそういうふうに使われていたので、ぜひこういったところと連携しながらしっかりとした形でやっていただきたいと思えます。

それでは次に、未利用財産についてお尋ねいたします。

未利用財産について、人口減少などによって生じた空き家もたらす問題を

解決するために、令和五年度に空き家等対策の推進に係る特別措置法が改正され、市町において空き家対策が行われている。一方、県には所有する遊休地や空き施設があり、これらの公的な遊休不動産について売却や貸し付け等による有効活用の推進が必要と考える。県においては具体的な活用予定がない未利用財産を保有しているが、県有財産は県民の貴重な財産である。例えば、未利用財産を民間に売却すると、維持管理費が削減され、環境や景観がよくなり、また、市町に固定資産税が入ることで安定した市町財政の一助になることから、積極的に売却すべきだと考えております。

また、貸し付けについても、先日、佐賀県コンサルティング協議会主催の不動産コンサルティング自主研修会に参加したところ、国は小規模なPPP/PFI事業、つまりスモールセッションという手法の活用を進めており、この手法で空き家対策、空き施設を民間に貸し付けるということで地域活性化につながるという話を聞いてきた。

については、未利用財産を様々な手法により貸し付けることについても促進すべきではないかと考える。

そこで、次の点についてお伺いしたい。

未利用財産の売却についてお尋ねします。

未利用財産の現況についてであります。

現在未利用財産として所有している物件はどれぐらいあるのか、また、それらの固定資産台帳価格は幾らか、また、維持管理はどうしているのか、その費用は幾ら要しているのかお尋ねいたします。

○椿原資産活用課長Ⅱ未利用財産の現況についてお答えいたします。

所有している物件については、未利用財産についてこれまでもその利用を前提に全庁的に検討を行ってきております。その上で、今後利用見込みのない普通財産については、現時点で、土地のみで物件が十一件、建物が存在す

る物件が二十三件、合計で三十四件ございます。

なお、これらの土地面積を合計すると、約十三万五千平方メートルとなっております。

主なものとしては、佐賀市大和町の旧青年の家の山林等で五万一千六百四十六平米、また、鳥栖市のテクノセンター用地東側、これは九州シンクロトロンの研究センターに隣接しておりますが、約一万二千四十七平米でございます。それと、神埼市の日の隈跡地一万一千五百三十二平米、同じく神埼市の神埼清明高校城原実習地跡一万一千二百二十二平米でございます。

未利用財産については売却等を進めているところでございますが、その中には、山林や市街化調整区域にあり、法の規制がかかるものや、接道がないなどの制約があり、売却が進まないものもございます。

次に、固定資産台帳についてですが、未利用財産三十四件の固定資産台帳価格は、土地は約十六億二千万円、建物は約四千万円、合計約十六億六千万円でございます。

次に、維持管理についてになります。

未利用財産の管理については、財産の周辺環境への影響を及ぼさないよう、必要に応じて定期的な除草や建物への不法侵入防止のため警備委託を行っているところでございます。

その維持管理の経費については、令和五年度の維持管理経費は、知事部局、警察本部、教育委員会事務局で合計約五百七十万円となっております。

以上になります。

○西久保委員 Ⅱ ありがとうございます。

未利用財産一覧表、これは昨年三月二十七日に私が頂いたときは実は四十件あったんですね。その四十件のうちに宿舍が三十件、そのほか学校等がありますけれども、所管というところ、警察が四十分の二十七、学校が四十分の五、資

産活用課が四十分の五、警察が二十七件、学校五件、資産活用課五件、まなび課一件、ものづくり課二件なんですね。

そして、今、課長がおっしゃっている三十四というのは、今年度中に六件売っているんですね。売却されたということです。この六件売却されたのは全て警察ですね。警察の所管の分だけが六物件売却されて、これは全て宿舍ということなんです。おとしぐらいから、警察にも未利用財産の売却をしてくださいよというような話をやっていたときに、しっかりとやりますということのお話があっていました。

今回、三月には四十件あったのが、今の段階で六件売れたということに関して、突然ですけど、警察のほうで、その辺の流れとか今後の活動とか、もし今分ければ教えてください。

○山口会計課長 Ⅱ 未利用財産の状況についてお答えいたします。

先ほど委員から質問がありました件ですね。警察で管理している未利用財産は、庁舎、交番、駐在所六カ所、宿舍二十一カ所の合計二十七カ所ございます。それで、交番、駐在所などは、やはり駐在所の統合とか、そういったものもあって使われていないものがあって、これも当然、老朽化しているということ、なかなかそれを使うというようなことはできません。

それと、宿舍につきましては、警察署に勤務する職員が入居するということに使っているものです。これも同じく老朽化が進み、そして、警察署と話をしても、なかなか入居をしようとしないうような感じで、だんだん空き宿舍が増えているということがございます。

そういうことで、これだけの数字になっているわけですけども、これについては活用がされなくなったということで未利用になったもので、売却促進に向けて、土地の測量、それから、不動産鑑定を適宜進めておりまして、適切に維持管理しながら売却につなげているというところでありまして。

過去の実績を申し上げますと、これは一般競争入札で売却しておりますが、大分遡って言いますと、令和元年には四件の宿舍等の売却、令和二年が三件、令和三年が二件、令和四年度が三件、令和五年度が六件、そして、令和六年中が、先ほど御説明がありました四件やっているといることで、やはり売れずにそのまま残っているものを置いておく危険なかつたりもしますので、誰かが入り込んだりとか、そういったものもありますので、できるだけ早めに売却するように心がけてはおります。

今後の取組ということになりますけれども、警察としては、先ほど申し上げましたように、できるだけ早く売却をするということで適切に処理をしていくというふうに考えておりますが、ここも私たちは売却までの下処理といえますか、手続ですね、先ほど申しました、例えば、隣地との境界がまだちよつと解決していないとか、面積がどうもおかしいとか、そういったものも調整しながら、いよいよ売却の手続が整ったときに資産活用課に早く連絡して、そして、売却処分の仕事をしてもらうというようなことで、適切に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。突然でしたけど、しっかりとした答弁をいただいております。

私がちよつと調べたところによると、随契が一件ありますね。六件中一件。この随契というのは警察の会計課がやったのかなど。そして、残りの五件に関しては一般競争入札なので、資産活用課を利用されたのかという、その辺だけ教えてください。

○山口会計課長Ⅱ令和六年度一件に行った随意契約についてお答えします。

この案件につきましては、旧住の江駐在所跡地、これは白石署にあったものですけれども、ここがある程度、用地買収といえますか、道路が少し広がった

ので、そこで狭くなったということで、住の江駐在所跡地というのは不要になったと、そこを利活用できないということですね。それで、百五十七平米が残っており、面積が二百平米未満であったので、県での利用見込みがないということで隣接者に売却を行ったものです。

以上です。

○西久保委員Ⅱありがとうございました。

先ほど中本委員さんの質問にもありましたように、やっぱり地域警察の駐在所とか、派出所とか、これから統廃合がまたあつていくかと思っております。今見ているとすごいスピードで売却していただいているし、当然、市町に固定資産税も、一・四%ですからしっかり入っていると思いますので、警察としては今後同じような感じでスピード感を持ってやっていただきたいと思っております。ありがとうございます。

では、続きまして資産活用課にお尋ねいたします。

それでは、警察を外した売却実績についてお尋ねいたします。

県では、未利用財産を毎年度定期的に売却していると聞いております。については、売却実績はどうなっているのか。今、警察は聞きましたので、それ以外についてお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

○椿原資産活用課長Ⅱ売却実績についてお尋ねをいただいております。

すみません、売却実績については、今こちらで把握しておりますのが警察を含めた直近の三年分になっておりまして、一旦その分について御報告をさせていただきます。

未利用財産の売却は、主に毎年度二回の一般競争入札により行っております。

売却実績は、令和三年度は売却件数八件、売却額約一億七千八百万円、令和四年度は売却件数六件、売却額約七千九百万円、令和五年度は売却件数十件、売却額約十五億二千七百万円となっております。令和三年度から令和五年度までの三

年間で売却件数二十四件、売却金額約十七億八千四百万円となっております。

主な売却実績としましては、令和五年に売却しました旧神埼高校敷地の約八億円や、テクノセンター西側用地の約六億四千三百万円、また、令和三年度に売却しました唐津市にあった旧職員宿舎の約一億一千八百万円となっております。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

今のでいきますと、警察が令和三年から五年までの数字が出ていましたので、県が売却していただいたのは、令和三年が六件、令和四年が三件、令和五年が四件ということで、この三年で、資産活用課全体で十三件、警察が十一件ということになると思います。

これがスピード的に早いか遅いかという問題だとは思いますが、毎年度――じゃ、今後の取組についてお尋ねしましょうか。

毎年度定期的に売却していることは理解できるが、未利用財産の中には十数年経過し、いまだ売却に至らない物件がある。また、今後、未利用財産も増加する可能性があることも懸念される。これからどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○椿原資産活用課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

未利用財産については、県庁内で活用について検討を行い、活用の見込みがない場合は所在の市町へ照会を行っております。それでも希望がない場合は、民間等への売却に向けて動いているところでございます。

未利用財産の中には、市街地にあり、接道も広く、土地の形状も整形で買手がつきやすい物件もある一方で、先ほども御説明しましたとおり、山林や郊外にあり、接道も狭く、不整形のものもあり、市街化調整区域にまたあったりして、法の規制がかかるものなど、売却条件が不利なものもございます。

繰り返しになりますが、これまでも未利用財産については、その活用について全庁的に検討を行っております。引き続きこうした議論を行うとともに、今後は売却や利活用について幅広い観点から可能性を探るべく、新たな手法になります。自治体の不動産情報を登録すると民間事業者が閲覧できる公共不動産データベースの活用や不動産関係の専門家からヒアリングなどを行い、研究、検討をしていきたいというふうにご検討しているところでございます。

以上です。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。考えていきますよ、あれですよという話ですね。

ここで少し県土整備部のときの、実は一般質問で空き家対策というのを平成二十七年から令和六年まで七名やられていまして、その中でやはり皆さんが一番気にしているのは、空き家とか未利用資産というのは地域の活力低下をはじめ、放火や不審者の侵入など居住環境の悪化につながるおそれがあると。こういう質問を六人、七人が――私が二回やっているんですけど、池田議員もやられているんですが、その中で池田議員の問題意識としては、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせるとともに、地域の活力を低下させると。

結局、地域交流部長からのお話であると、空家等対策の推進に係る特措法をもって話をするので平行線になるんですね。この空家特措法というものは、今年また改正されています。今年度、令和六年十月に県土整備部が新しい改正の部分をつくってもらっているんですけど、るる書いてもらっています。るる書いてもらっているんですが、一つ問題は、法律的にいうと第二条にあります。この法律において空き家等とは、建築物または云々とあるんですけど、ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理する者を除くと書いてあるんですね。簡単に言うと、国とか地方公共団体で持っているものは除くんですよ、こ

の空家特措法からという趣旨をもって県土整備部はずっと市町がするものです、市町がするものですよという話なんです。

先ほど私が言いましたように、実はこの間、先々週か、国交省の不動産・建設経済局不動産課の課長に佐賀に来てもらいました。そして、話をしました。そこで、いやいや違います、国は、これはこれであるんだけど、地方公共団体に対してスモールコンセッションというような手法をやって募集しているんですよ。うちにこういう物件があるんだけど、手を挙げてもらえば、国からコンサルの人間を入れて活用することができるといいますのが国の指導です。これは、我々がいろんな形で国にも要望に行くんですけど、空家特措法は、これはざる法ですね。地方公共団体が持っている物件、荒れっ放しになっているようなところ、市町も持っていますけど、すごいんですよ。だから、もつとしっかりと地方公共団体の指導をしなければ民間の人はやりませんよ。県の建物を見てんねと、あがんで置いておいて、おいどんでせろやと。市町も持っています。

だから、我々は何度も何度も何年もかかっている一般的な質問をやっているんだけど、県土整備部としては、いやいや空家特措法でと。でも、今度からは――逃げれないという言い方をしたらいけないんですけど、買わないのは、国はいや、地方公共団体の物件にも今後は取り組んでいくんだよという姿勢を出してくれていますから、我々としてもこれに関してはいち早くやっておくべきだということで今回のこの質問をしているところです。

次の質問に入りますけれども、未利用財産の貸し付けについてです。

未利用財産を民間に貸し付けると賃料等収入が発生し、その物件の維持管理費も削減できるが、未利用財産の貸し付けについて十分な検討がなされていないのではないかと思っております。

そこで、次の点について伺いいたします。

貸付等の状況についてです。

未利用財産における貸し付けも有効な手段と考えるが、貸し付けの状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○椿原資産活用課長〓貸し付けの状況についてお答えいたします。

県有地を民間に貸し付けることは、賃料も入ることから有効な手段と考えております。したがって、適宜実施しているところでございます。

例えば、神埼市にあります県有地約十六万平方メートルを佐嘉吉野ヶ里ソーラー合同会社へ契約期間二十年で貸し付けておまして、こちらは大規模太陽光発電施設メガソーラーの設置及び発電事業において利用しております。なお、これによりまして年間一千六百三十五万円の賃料が入っております。

また、本庁南館駐車場の一部を株式会社ライフプロに事業用定期借地権により契約期間を三十五年で貸し付けておまして、こだわりの食品販売やカフェを行っている店舗「JONAI NORTH」を運営されているところでございます。こちらは年間二百二十二万円の賃料が入っているところでございます。以上になります。

○西久保委員〓ありがとうございます。そうですね、県有地で利益が出れば、それは固定資産税相当額を払いますよというのが法律であります。

ちよつと戻ります。先ほどおっしゃった十六億六千万円分ぐらいの未利用財産が今ありますよということであれば、年間二千三百二十四万円が市町に入るような計算になります。全てを売ればですね。でも、全てを売ったとしても、まだまだ未利用財産の四十物件――七件減っているもので、二十三かな、二十六かな。私が見て回っている未利用財産の中で、これはまだまだ三分の一ぐらいだと思えます。ですから、私の計算としては、約六千万ぐらいの固定資産税分がまだまだ寝ているのではないかと判断をしているところであります。

今おっしゃったソーラーなんですけれども、吉野ヶ里ソーラーのところを年

間千六百三十五万円で、年額一平米百円なんです。一平米百円の根拠というのは、同じような払い方をしているので、平米当たり七千四百四十二円というのをしっかりと見て、この百円で貸しているのかどうかについてお尋ねをいたします。

○椿原資産活用課長⇨賃料の算定についてお答えいたします。

今回お尋ねがあっている吉野ヶ里ソーラーのメガソーラーについてですが、こちらは資産活用課ではないところが事業を所管してまして、詳細についてはこちらのほうで把握しておりません。

以上です。

○西久保委員⇨ありがとうございます。分かりませんということですね。

分からないのに答弁ができたというのはすばらしい話なんですけれども、分からなければ答弁しなきゃいいんですけれども、発電に関しては、これは平成二十五年で四十五年なんですけれども、これを聞いても多分分からないと思いますので、結構です。

それでは、未利用財産において貸し付けも有効な手段と考えるがという話の中で、一つ、一番近い未利用財産であった県庁の横のARKS、あれをこの間公園として貸し出されているんですけれども、あそこも喫茶店みたいな感じで貸し出しをして、いろんな形で利益は上げていると思うんですけど、当然賃料はもらえると思うんですけど、あそここの賃料というのはどうなっているのか、ちょっと教えてください。

○椿原資産活用課長⇨ARKSの賃料についてお尋ねですが、すみません、ARKSの所管についても資産活用課ではございませんので、私のほうでは把握しておりません。

○西久保委員⇨ありがとうございます。それでは、多分ARKSもしっかりした形で利用料をもらっていると思いますので、そういう形で資産活用課が所

管していない——なるほど。やはり一度しっかりした形で全体を見回して、資料をそろえてもらうというのも大事なことかなと思います。

先ほどのメガソーラーと駐車場は分かって、ARKSが分からんというのもちょっと私もよく分らんところなんですけど、しっかりした形で、資産活用課長さん、もう一回見直してください。

じゃ、今後の取組についてですけども、スモールコンセッションなどの新たな手法も取り入れながら、貸し付けについても積極的に進めるべきではないかと思うが、今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○椿原資産活用課長⇨今後の取組についてお答えいたします。

これまでも貸し付けを行ってきておりまして、民間への未利用財産の貸し付けについては、一定の有効な方法であるというふうに認識しております。

貸付事例のとおり、官民連携の手法という観点で進めているところでございます。委員の言われるスモールコンセッションのような新しい手法も含めまして、様々な方法の情報収集を行うなどして研究、検討を行いたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○西久保委員⇨ありがとうございます。

公資産の未利用財産を見ていくと、もう二十年以上手つかずでほったらかしにされているようなものもありますので、しっかりした形で活用していただきますようお願いいたします。

それと、この間、県立大学の用地の関係で少し質問したときに、十三の市町が県立大学に手を挙げたというようなところで、じゃ、どういうところが挙げまして、どういう中身でしたかと聞いたら、いや教えられませんという話でしたけど、市町が持っている未利用財産に関してもしっかりとした形で見ていかないと、先ほど言ったように財政的に県だけがいいということではなくて、市

町もしつかりした形で財政をしていかなければいけないと思いますので、今後とも未利用財産に関しては県だけではなくて、市町も含めてやっていただければと思います。

そして、空家特措法はあくまでも民間のことですが、国としてはしっかりと形で地方公共団体に関してもこれから取り組んでいくということを言っていますので、ぜひそれを取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。人材育成と活躍についてであります。

まず最初に、分限免職処分についてお尋ねをいたします。

今年一月三十一日付の佐賀新聞で、佐賀県が令和五年度中に実施した職員二名に対する分限免職処分のことが報じられました。その後、全国紙やインターネットニュースにも掲載されたことなどにより、全国的に大きな話題となっております。分限免職処分をしなければならぬ事態に至ったということは、ある意味で採用や人材育成の失敗と言えるのではないかと思います。

そこで、次の点について伺いいたします。

分限免職処分に至った経緯について、この二名の職員が分限免職処分に至った経緯はどのようなものなのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長 分限免職処分に至った経緯についてお答えいたします。

職務遂行に支障を来している職員については、職務遂行能力の向上を目的として通常業務における指導や研修などの支援を行う職員能力向上支援プログラムというものを実施しております。こちらは平成十九年度から実施してございます。

今回の当該二名につきましても同プログラムによる支援が必要な職員として職務能力の向上を図ったところですが、具体的には、人事評価において最も低い評価など一定の基準に該当しましたので、二カ月間の勤務状況の観察、指導を行いましたけれども、状況が改善しなかったことから、その次に六カ月間の特

別研修に移行しております。

この特別研修におきましては同じ職場のままに対象職員の指導を行う職員を所属に追加で配置をいたしまして、日々の業務の指導、監督を行うことに加えまして、自治体研修所におきまして外部講師による基礎的な仕事の進め方、例えば、業務の優先順位のつけ方ですとか、報連相、報告、連絡、相談のチェックですとか、対人対応などを学んでいただいております。

こうした研修プログラムを実施した後、その効果を検証するために対象職員の勤務状況等を改めて評価いたしました。問題点の改善には至らなかったため、分限免職処分の検討をすることにしたものです。

この処分の検討に当たっては、それまでの勤務状況ですとか指導状況を改めて確認をし、最終的には最も低い職員に降任したとしても、なおその職責を十分に果たせる見込みがないと判断しましたので、令和六年二月二十九日付で免職処分に至ったものでございます。

以上です。

○西久保委員 分限免職処分の妥当性についてお尋ねをいたします。分限免職処分は非行為があつたときに制裁としてなされる懲戒処分とは性質が異なるものと認識していますが、この二名の職員には、例えば、遅刻や欠勤といった非行為があつたのか、また、勤務実績が不良だった原因として、疾病の影響があつた可能性はないのか、まず、お尋ねをいたします。

○堤人事課長 分限免職処分の妥当性についてお答えいたします。

まず、対象となった職員について遅刻や欠勤など非行為ですけれども、そうした行為があつたという事実は把握してございません。

また、病気の可能性につきましてはすけれども、主な原因が疾病による場合には、プログラム、先ほど御説明したものは適用をせず、また、プログラム中であってもそうしたものが発現されるようでしたら、これをすぐ中断し、病気

の治療を優先するということになってございます。さらには、プログラム終了後に分限処分を検討する際にも産業医の意見を聞いた上で判断をしております。

今回の二名の職員はいずれにも該当せず、勤務実績不良の原因が病気によるものではないと判断したものでございます。

以上です。

○西久保委員Ⅱなるほど。いろんな病気が今認定されています。鬱病であったり、そういった精神的な、内臓疾患とかではなくて、外傷でもなくて、精神的なもので産業医の判断を受けたということですが、遅刻とか、そういったものは全くなくてちゃんと来て、途中で帰るわけではなくて、ちゃんと就業時間いて、病気でもなくて、とてもじゃないですけど、入る段階ではしっかりと形で、二十二歳で入ったのか、十八歳で入ったのか、そこは分かりませんが、しっかりと行政の試験を受けて入られた方が五十代でこうなるというのにもう一回確認します。精神的な疾病はなかったのか。精神的な疾病というのはあまり使いたくなかったんですけど、精神的な疾病がなかったのかどうかについてお尋ねします。

○堤人事課長Ⅱそうした疾患というのは把握してございません。

○西久保委員Ⅱ分かりました。

それでは、今後の取組についてお尋ねをいたします。

こうした処分は必要最小限にすべきだと考えますが、県としては採用も含め今後どのように取り組んでいくのか。

それともう一点、同じような形のボーダーの職員さんというのが今現在いらっしゃるのかどうかについてもお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

仮に業務遂行に問題がある職員がいた場合には、求められる能力を備えられないよう育成していくというのが組織としての当然の責務と考えております。ま

た同時に、職員は県民の幸せのために共に取り組んでいく大切な仲間です。

業務を進める上で仮に何か問題となるものがあれば、その原因の把握とそれを取り除くことを本人任せにせず、上司を含む関係者が共に取り組んで、持てる能力が十分に発揮できるように支援すべきことと考えております。

また、採用も含めというお話がございましたけれども、採用時においても、できる限り慎重に職員の能力評価をしていくべきものというふうに思っております。

引き続き、職員の育成や公務能率の維持向上といった地方公務員法に基づく地方自治体の責務を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

それから、もう一つお尋ねがありました同じようなボーダーの職員がどのくらいいるのかということでもございました。

プログラムに入る基準として、先ほど御説明したとおり、人事評価を基礎として一定の判断をしておりますけれども、今正確な一人単位のものを持ち合わせておりませんが、大体の規模感としましては十名から二十名の間ぐらいというふうに把握をしております。

○西久保委員Ⅱ分かりました。再生プログラムに該当するような職員さんが十名から二十名ぐらい今もいらっしゃるということで、その前段階として昨年度二名の分限をやられたということですが、十名から二十名というのが多いのか少ないのかということであれば、私はすごく多いと思うので、これについてはしっかりと取り組んでいただいて、原因というものがどこにあるのかというのもしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、次の質問に入ります。定年引き上げについてであります。

令和五年四月に施行された「佐賀県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」により定年が引き上げられ、本来、令和五年度末に定年を迎えるは

ずだった昨年度中に六十歳となった職員は、六十一歳となる令和六年度末までに引き続き勤務することが可能となった。定年は今後も段階的に引き上げられ、令和十三年度に六十五歳になることが決まっており、これによって六十歳以降においても県職員として活躍できる道が開かれたということだと思います。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

定年引き上げによる職員の勤務継続状況についてお尋ねいたします。

六十歳以降の働き方については、勤務継続、定年前再任用短時間勤務、公務外への再就職などの三つの中から選択することになるが、それぞれ選択した職員の数がどのようになっていくのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長 定年引き上げによる職員の勤務継続等の状況についてお答えします。

今年度六十一歳を迎えることになられた職員の勤務継続、定年前再任用短時間勤務、退職の三つの選択肢からの選択状況ですけれども、まず、勤務継続は五十四名、これ全体が百九名ですので、おおむね五〇%、半分ですね。それから、定年前再任用が一四名で一三%に当たります。退職された方が四十一名となりまして三七%という割合になってございます。

以上です。

○西久保委員 なるほど。分かりました。

じゃ、役職定年制の運用状況についてお尋ねをいたします。

定年引き上げに伴い、管理職にある職員は六十一歳になる年度においては非管理職となる、いわゆる役職定年制が導入されていますが、一部でそのままの役職の職員もいらつしやいます。そうした職員はどのくらいいらつしやるのかお願ひします。

○堤人事課長 役職定年制の運用状況についてお答えします。

令和五年度、昨年度、管理職であった職員のうち、勤務継続を選択した職員

は二十名でありまして、このうち先ほど御指摘のそのままの役職で継続されているという方は政策部長と危機管理報道局長の二名となっております。これは地方公務員法及び佐賀県職員の定年等に関する条例の規定に基づきまして、職務、職責の特殊性や補充の困難性といった要因がある場合に認められる、いわゆる特例任用でございます。役職定年制の例外として適用しているものがございます。

以上です。

○西久保委員 ありがとうございます。

それでは、今人事が固まってきたところだと思いますけど、今年度は五十四名いらつしやるとなっている中で、そのまま同じような形で平尾部長や危機管理・報道局長みたいに、どうしても代われないよと、役職はそのまま残すよという方が五十四名中いらつしやると思うんですが、いらつしやれば何名ぐらいいらつしやるのか教えてください。まだ人事の問題があるので、言えなけれども、よければ教えてください。

○堤人事課長 来年度の体制についてはまだ決まっておりますので、お答えはできません。すみません。

○西久保委員 そうだろうなと思いました。

それでは、定年引き上げの効果と課題についてお尋ねをいたします。

定年引き上げによる効果と課題をどのように認識し、今後、この制度をどのように活用しようと考えているのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長 定年引き上げの効果と課題についてお答えいたします。

定年引き上げにおきましては、多様化、複雑化する行政ニーズに対応した課題解決や能力と意欲ある職員の知識、技術、経験などを次の世代に継承されていくことを期待しております。

例えば、実際に今年度において県税事務所における徴税業務などの専門分野や予算調整などの経験を要する業務などに幅広く活躍をしてもらっておりまして、そのノウハウや知見の継承に効果的な役割を担っていただいております。

一方で、例えば、役職定年によって管理職から非管理職の業務に携わることとなった職員からは、久しぶりにするので、システムの操作に慣れるのに苦労するというような声も実際伺っております。時代によってこの業務ツールというのは変わりますので、そういったところの対応は課題かなというふうな認識をしております。

引き続き、法と条例等にとりまして、職員がその能力等を生かして活躍してもらえよう、適切に運用してまいりたいと思っております。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

この定年を迎えられる方というのはやはりかなりのスキルがあると、県の中で四十年近く働いていらした方で、いろんな活用があると私は思うんですよね。先ほどおっしゃったように、パソコンが使えないとか、そういった次元ではなくて、いろんな観点から、いろんな職員さんの話を聞いたり、先ほどあったように、分免になるような方の対応であったりとか、いろんな人間的な大きさがあると思いますので、そういったところの活用を少しやっていただければと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、今五割ぐらいですけども、本当はほとんどの方が定年延長、国としてもそうですけど、企業に対して定年延長するのはやはりそれだけのスキルがありますよ、人間的な大きさがありますよという人間性をプラスしながら残そうということだったのが、佐賀県としてこれだけ大きな組織で六十一になった方がまだ半分しか残らないというのは、この組織に魅力がないのかなというようにうなところも少し私から見えるんですけども、これはどうなのかな。これももっともって。パーセンテージを上げていくようにお願いしたいと思います。

それでは次に、管理職の欠員についてお尋ねいたします。

令和六年四月一日時点で、部局長級のポストが二つ欠員となっていて、副知事による事務取扱とされておりまして。一つは健康福祉部長が三月二十八日に急遽退職したことによるもので、後任の部長が着任したのは四月十五日であります。もう一つは地域交流部長が年度末に退職した後欠員となったもので、後任の部長が日銀から着任したのは四月二十二日でありました。

このほか所属長ポストにも幾つか欠員がある状況でありました。仮に一時的な欠員、たととしても、重要なポストが欠員になるのは事業の停滞を招き、危機管理上にも課題があると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

欠員の発生状況についてお伺いします。

令和六年四月一日時点で欠員となっている部局長及び所属長のポストは幾つあったのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ令和六年四月一日時点の欠員の発生状況でございますけれども、部局長及び所属長のポストで欠員になっていたものは三ポストでございます。

以上です。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

それでは、欠員が発生した場合の対応についてお尋ねいたします。

それらの三ポストをカバーするためにどのような対応をしているのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱ欠員のカバー状況についてお答えいたします。

人事配置におきましては適材適所でできる限り欠員が生じないように進めておりますけれども、どうしても一時的に配置するのが難しいという状況が生じております。

実際に先ほど委員からお話ありましたけれども、三ポストのうちの二つは部

長職でございます。上位職である副知事が事務取扱をしていたところがございます。

もう一つは課長ポストですけれども、そこは実際には行政経営室長ですけれども、私が兼務をしてカバーをしている状況でございます。

以上です。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

それでは、重要ポストの欠員についてお尋ねします。

私は常々課長職の重要性について考えております。課長の皆さんには現場の責任者として権限が集中し、所属の職員に対する影響力も非常に大きいと考えております。このように重要なポストである課長や部局長といった職には極力欠員を発生させるべきではないと思いますが、どう考えられているのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ重要ポストの欠員についてお尋ねがございました。

委員御指摘のとおり、所属長となると、職員への影響というのは大きいというところで認識しております。

ただ、実際に欠員を埋めるという話になりますと、幹部職員に限らず、担当ポストであっても、その職の必要性を踏まえた上で配置したポストが欠員となった場合には、できる限りその補充に努めなければならないと考えております。

一方で、全体としての適材適所の人事配置を検討する上では、その欠員が仮に幹部ポストでありましても、やむを得ず一時的な不在を別の職員がカバーするという状況が生じ得るものだと思います。

引き続き、全体を見通す中で適時適切な最善の配置がなされるように努めてまいりたいと考えております。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

一時的な本当に病気で例えば一月休みますよ、一週間休みますよ、来月になれば帰ってきますよというような見込みがあるようであれば、当然、一時的なしのぎはいいと思うんですけども、長く長く財政課長とどこごと一緒とか、例えば、取り扱い一緒であるというのはかなりタイトでもあり、難しいと思いますので、そういったときにはやはり速やかに、やはり三カ月を超えるような空きが出るようであれば、それは速やかに人事課として対応すべきだと思いますが、その辺について、その期間を三カ月で一つの期間を設けたんですけども、それに関してどういうふうな考えを持たれているのか、人事課長にお尋ねします。

○堤人事課長Ⅱその不在の期間についての考え方ですけれども、人事というのは、そこを埋めないといけないという課題があったときにそれを埋めようとする、また別のところから持ってこないといけないと、そうすると、そこに課題がまた生まれてくるということで、なかなかその瞬間でベストの体制をどうするかということを考えなければならぬ。そういう中で適時適切と先ほど答弁申し上げましたけれども、タイミングも含めて全体を見通して検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

以上です。

○西久保委員Ⅱ分かりました。なるだけ速やかにやっていただきたいと思えます。やっぱり職員さんに対する影響というのは大きいですから、そこはよろしくお願いします。

それでは次に、職員の派遣及び外部人材の活用についてお尋ねいたします。県では、県内市町、民間企業、公益法人などに様々な企業、団体への職員派遣を実施しております。職員の資質を向上させる人材育成の目的もあつてのものと思いますが、せっかく限られた人員を割いて県庁の外に派遣するのであれば、派遣の効果をしっかりと上げる必要があると思えます。また同時に、県で

は民間企業等職務経験者の採用、いわゆる中途採用に積極的に取り組まれ、行政職に占める中途採用の割合が全都道府県でトップとなっております。これは逆に言えば、県庁の外から中途採用者を迎えたいといけないのは、組織内部でいわゆるプロパー人材を育成できていないことの現れとも言えるのではないのでしょうか。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

職員の派遣についてであります。

派遣の種類と目的、職員の派遣にはどのような種類があり、人それぞれのようないくつかの実施しているのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ派遣の種類と目的についてお答えいたします。

まず、派遣の種類ですけれども、大きく分けると三つの種類がございます。一つ目は地方自治法に基づく、いわゆる自治法派遣というものでございまして、これは石川県などの被災地に今派遣をしておりますものなどでございます。二つ目として、公益法人派遣法というものがございすけれども、これに基づく公益法人派遣と言っておりますもので、例えば、産業振興機構ですね、イノベーションセンターですとか、病院の好生館、それから、観光連盟等の法人に派遣をしております。それから、地方公務員法に基づく研修派遣、先ほど委員からも言及がございましたけれども、研修目的として総務省等の省庁、それから、民間企業等に派遣をしております。このほか、県内市町等に副首長ですとか部長等の役職で派遣をしているケースもございます。

これらの目的としましては、一般的には大きく二つあると思っております。自治法派遣ですとか公益法人派遣につきましては、自治体や公益法人等からの要望に基づいて、その団体を支援するという目的で派遣するもの、それから、研修派遣のほうについては、職員の能力の向上、知見の獲得や人脈形成に寄与すべく、人材育成を目的として派遣するものとなっております。

以上です。

○西久保委員Ⅱ令和六年度における派遣の実績はどのようになっていのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ年度途中でも少し出入りがございますので、令和六年四月十日点のものをお答えいたします。

まず、いわゆる自治法派遣によるものですけれども、石川県能登町に二名、富山県氷見市に一名、それから、このスキームで佐賀県競馬組合にも派遣しております、四名などで、計十三名を派遣しております。

それから、公益法人等派遣によるものにつきましては、佐賀県産業振興機構に十二名、それから、佐賀県医療センター好生館に八名など、こちらは計四十名、ここが一番のボリュームゾーンになってございます。

それから、研修派遣によるものですけれども、省庁、それから、民間企業を含めまして十三名となっております。

そのほか、県内市町などへの退職派遣、これの中に一部ちよつと研修目的のものもございすけれども、十四名となっております。合計で八十名の派遣を行っている状況です。

○西久保委員Ⅱ大量な職員が出ているようである——大量というか、それが多いのか少ないのかあれなんですけれども、それでは、派遣の効果を発揮させるための取組についてお尋ねいたします。

派遣された職員が派遣期間中、または派遣終了後に派遣の成果を組織に還元することができるよう取り組むべきだと思いますが、どのように対応しているのか。また、派遣をした職員の中で退職した職員がここ五年ぐらいの中でいれば、何名ぐらいいるのかお尋ねいたします。

○堤人事課長Ⅱ派遣の効果等についてお尋ねがございました。

派遣する職員の派遣期間中におきましては、例えば、観光連盟ですとか産業

振興機構等におきましては、県と連携した取組を円滑に進めるための調整役として活躍をしていただいておりますし、省庁等への研修派遣におきましては、県にとって有益な情報があれば県庁のほうに共有していただくとか、研修先で培ったネットワークを県庁の職員につないでいただくというような形はよくありまして、そういった様々な形でその効果を県庁のほうに還元していただく形で活躍をしていただいております。

また、派遣終了後ということで申し上げますと、派遣には人材育成を主たる目的とした研修派遣のほか、先ほど説明しましたが、派遣先団体の要望に応える形で、そこを支援するという目的で派遣しているものもございますけれども、そこで得られる経験、知見、それから人脈は職員にとって、県庁内では得難い財産になるものと思っております。こうした研修派遣に行った職員が職務を通じて得られた経験や知見を生かして活躍してもらおうということは、組織として必要な観点と考えております。そうした点も踏まえて、適材適所の人事に努めていきたいと考えています。

それから、ここ五年くらいで派遣した職員で退職した職員がいるかということですが、すみません、今はと出るのは、派遣に行った中で辞めた職員は今思い浮かびませんが、戻ってきてから一定期間たって残念ながら退職されたという方は数名いらっしゃるかと思います。

以上です。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

本当にせっかく出すんですから、しっかりと知見を持って帰ってきてもらって、やっってもらおうと。何となく県立大学というか、大学の子供が向こうで、帰ってきてもらって働けると、そういったものと何となくリンクするのでお尋ねしました。

それでは次に、民間企業等職務経験者についてお尋ねをいたします。

現在の課長級以上の中途採用職員の数は何名いらっしゃるのか教えてください。

○堤人事課長Ⅱ民間企業等経験者枠で採用した職員で課長級以上の者は、令和六年四月一日現在で十二名となっております。これは課長級以上職員の数が三百二十八名ですので、全体の三・七％という状況でございます。

以上です。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

UJターンが始まって、そんなに長い月日がたっているというわけでもないのですが、当時一期生、二期生の方たちが今そのようになっていくんだと。今後また増えていくのかなという気はするんですけども、しっかりと形でお願したいと思っております。

それでは、中途採用職員の活用について、今後どのように活用していくのかお尋ねをいたします。

○堤人事課長Ⅱお答えいたします。

県庁には、多様な価値観を持つ県民一人一人に向き合って、県民と共に歩みながら、県民の幸せを追求することが求められていると思います。そうした時代の県庁は、自由な発想で未来を見据えて、新たな価値を生み出す集団でなければならぬと考えております。そのためには、多様な人材が集まり、アイデアが掛け合わされて、議論を重ねて、組織が活性化していることが重要です。

こうしたことから民間企業等経験者は、今の佐賀県庁にとって県民の様々な思いに寄り添い、共に県政を進めるために不可欠な存在であると思っております。これまでも幅広い分野でその能力を発揮して活躍してもらっております。今後の組織運営におきましても、職員がこれまでの人生で育んできた経験やスキル、価値観を持ち寄りながら、新たな価値を生み出していただけるような組

織運営に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西久保委員Ⅱそれでは、最後の質問になります。プロパー職員、新卒で入った職員を生かす組織運営についてお尋ねをいたします。

今議会に追加提案された副知事選任議案を見ると、提案された二名のうち一名は、県庁を定年まで三十年以上勤められたたき上げのプロパー職員であります。もう一名は、昨年四月に日銀から地域交流部長に就任された方でありました。

今年度末に部長級職員七名が役職定年等によりその職を引かれる中、七名が平尾部長、野田局長、野田信二理事、井上洋健康福祉部長、松隈会計管理者、議会の田中局長、中尾監査委員事務局長、七名ですね。その七名が役職定年等での職を引かれる中、私としては県庁の外から来られた方よりも生え抜きの職員の中から二人の副知事を選任してほしかったという思いが少しあります。

これは副知事選任に限ったことではなく、先ほど来質問しているように、佐賀県庁には中途採用職員の積極採用や積極登用が見られますが、このことが中途採用ではない、いわゆるプロパー職員の士気を下げ、若い職員をはじめ、中堅職員の将来の目標にも関わるのではないかと危惧しております。目立つ分野で成果を上げる中途採用の職員もいるでしょうが、目立たないところでもしっかりと県の土台を支えているプロパーの職員が報われないのは、組織運営の在り方として健全ではないのではないかと私は思います。

ちなみに昭和二十二年からの副知事さんをちよつと見ましたところ、今回の引馬さんまでで十名いらっしやいます。平尾さんを入れると十一名なんですけれども、その中で県の外から、プロパーでない方が十名なんですけれども、まず、昭和二十二年からスタートして内務省、厚生省、自治省、自治省、国交省、文科省、そして、国交省もあって、今度の引馬さんは、実は民間出身の初めての

副知事なんです。ですから、私は民間——日銀は当然民間ですね、株式会社ですから。民間出身の副知事がどういう形でやっていけるのか分かりませんが、引馬さんがつくられた日銀レビューというのをちよつと見ていただいて、これを見ると、やはり決済システムとかのプロなんだというのがよく分りました。クロスボーダー送金、着金、これを七年ぐらい前に実現された方なので、その辺ではすぐくたけていらっしやるんだなと思います。

ただ、プロパー職員のモチベーションを維持し、中途採用職員ばかりに頼らずとも県庁が運営できるようにするためには、外部から人材を集めてくるだけではなく、庁内内部で人材を育てるという取組を進めていくことが本当に大切だと思いが、その件に関して総務部長の見解をお伺いいたします。

○泉総務部長Ⅱ委員からは、プロパー職員を生かす組織運営という観点で御質問をいただきました。

県としては、組織運営に当たりまして、職員の持つ経験、知見、能力、適性などを踏まえまして、また、先ほどから話が出ておりますが、どの採用枠で採用したかにかかわらず、様々なそういったバックグラウンド、そして、人材育成の観点なども含めまして総合的に検討を行いながら、適材適所の配置に努めているところでございます。

お話に出ております民間出身とか、プロパー職員とか、そういった官民という二分論だけではなく、あるいはどこどこ出身だからという色眼鏡と、そういったものを一回外して、そういったバックグラウンド、どこ出身からのみならず、職員それぞれがそれぞれの人生で育んできた経験、スキル、価値観、あとは県庁の中でもいろんなことにたけて、キャリアの中で積んできた様々な強みというものがあろうかなというふうに思っております。

例えば、あの人は税のプロフェッショナルであるとか、あの人は語学が非常に堪能で様々な国際経験を積んできたから、例えば、県の貿易、流通的な業務

であるとか、様々なそういう職員それぞれの強みというのが、それは仕事の中でも築かれていくんだらうなというふうには、その一人一人に寄り添いながら人事配置、組織運営を考えていくということが大事なんだらうなというふうには思っております。

また、職員一人一人が県庁の中で成長していくために、先ほどから話がありました外部への派遣でありますとか、あるいはいわゆる研修ですね、職員研修といったものを通じた人材育成、そういったものを通じて一人一人がより大きくなっていく中で、県庁の中で役割を發揮していただく、全員が力を發揮していただく必要があるんだらうなというふうには認識しております。

今後とも職員の自発的な成長を促しつつ、モチベーション高く業務に取り組める環境づくりを進めるとともに、職員それぞれが持つ力が十分に發揮され、活躍できる組織運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員⇨県民ネットワークの徳光清孝でございます。

本日は五番目の質問者ということで、大変熱心に質問する方もいらつしやいましたので、もう五時近くになりました。エコノミークラス症候群にならないように、少し体を動かしながら答弁していただければというふうに思います。

二つ質問をしたいと思います。

まず、問いの一は、有明海漁業振興・補償基金についてであります。これは本議会の一般質問でも取り上げられていましたし、私も十一月の本会議で一般質問したところであります。

基金の創設の中でよく理由として出てくるのが、漁業者の不信感の払拭ということがよく出てきます。今議会の県民ネットワーク会派の藤崎議員の知事答弁の中でも、漁協の方々と話をする中で、これまでの諫早湾干拓とか、あるいは筑後川大堰の建設などをずっと経験して、いわゆる漁業者は、あるいは漁協

は国に対して大変な不信感を持っていると。ただ、知事も言っているんですが、それは農林水産省や防衛省に対する不信感ではなくて、国に対する不信感ですということでは答弁をされています。それが結びついているのが、何とか有明海漁業の振興対策を防衛省との間でつくり上げることができたら、それは漁協との信頼をつなぐ方策の一つになり得るのではないかと考えたということで、私はちょっとその間に飛躍があるような気がするんですね。

防衛省じゃなくて国に対するこれまでのいろんな公共事業に対して、漁民とか漁協の方は不信感を持っていると。諫早湾干拓にしても、有明海漁業には影響ありませんよと、環境アセスもしたし、大丈夫ですよということで、大きな反対の中で何とかあの事業が成立したわけですね。ところが、実際は国の言ったとおりになっていないかったと。筑後川大堰にしてもそうですね。影響ないですよと言っても、やっぱりいろんな潮の流れを含めて影響が出ているということもよく聞きます。

そんな意味で国に対する不信感なんですけど、そういうことであれば、別に防衛省の着陸料を財源とするのではなくて、例えばですよ、内閣府の予算で措置してもよかったですのではないかとこのように思っています。なぜ防衛省からの着陸料を徴収して漁業振興を中心とした基金に積み立てるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○田中政策企画監⇨漁業者の不信感から、なぜ防衛省の着陸料をもって基金にするのかという御質問かと思えます。

委員、冒頭で説明されたとおり、不信感というのがキーワードになっているかと思えます。知事からも答弁させていただいたとおり、漁業者にとってはやはり同じ国だったと。防衛省であっても農水省も同じ国という意識で不信感が募っていたというのがまず根底にあるということでした。

その中で、委員おっしゃるように、本来ならば、農水省なりから何らか引き

出すなり、話し合いをするなりして不信感を拭うべきところは防衛省ではなく、農水省だったのかもしれませんが、その努力も過去の平成二十六年からの自衛隊使用要請以降の流れからすると、答弁でも答えています。農水省や官邸とも話を十分したけれども、結果としては防衛省からの着陸料という形に落ち着きましたよという形になっていて、そこはちよつと飛躍があるんじゃないかというところをおっしゃられましたけれども、平成二十六年から三十年の合意の間、長い四年間ぐらいブランクがありますけれども、その間で努力をされているということは実際あったということで、成果として農水やほかの部分からの何らかの措置というのは見えてきていませんけれども、度々その部分の努力については、これまでの質疑の議事録を見ても出てきているところなので、そういう一つ一つの積み重ねがあったのではないかというふうに私のほうとしては考えています。

以上です。

○徳光委員Ⅱいや、何で防衛省なのというのがよく分からなかったんですが、じゃ国に対する不信感という、その不信感の中身を県としてはどのように捉えていますか。どんな不信感なんでしょう。

○田中政策企画監Ⅱこれも徳光委員が冒頭おっしゃられたように、諫干なり筑後川大堰なりの話、これまでの漁協との話し合いの中でもそういったものを原因とした不信というのが、声が聞こえているかと思えますので、そこは徳光委員の意識と県の意識とは同じ、不信感という点で同じところを見ているかと思えます。

以上です。

○徳光委員Ⅱきっかけは自衛隊の佐賀空港使用ということで、防衛省管轄の事業なので、結果的に、そこで協定があつて、覚書不属資料があつて、クリアするためには覚書を変えないといけない。そのためには県議会でも決議もあつた

し、それなら漁業振興というところに何らかの形で財源を持ってくれば、その不信感が少しは弱まって協定の改定に応じてくれるんじゃないかということだったと思うんですよ。

ただ、そこで何で防衛省からの予算なの、自衛隊の佐賀空港使用に付随する予算では私はないと思うんですよ。付随する予算というところ、あそこ建設費等々であつて、あるいはあの周辺の振興策というところ、これは佐賀市に対する、そういうものだと思うんですね。

あのことによつて、例えば漁業権が消滅するとか、明らかに漁業に何か影響があるので、漁業権に対する消滅、あるいは一部どつか埋め立てて消滅するかからそれを補償するというんであれば分かるんですよ。それははっきりとした消滅ということに対する補償になるので。だから、やっぱりこれは、私は何回聞いても理解ができないですし、多分更問いしても同じ答弁しか出てこないと思います。

いや、いろいろほかの官邸含めて、農林水産省と相談したけれども、防衛省があそこに基地を造るんだつたら——平たく言うんですよ、基地を造るんだつたら、着陸料という形なら防衛省からの予算でできるので、それを基金にしたらということに落ち着いたんだろうと思うんですね。

そこで、次の問いなんです。防衛省から徴収する着陸料について、今議会に提案されている佐賀空港条例の改正案の附則ではなくて、改正後の本則を適用した場合、年間で大体どれぐらいの着陸料になるというふうに見えるのか、その点についてお尋ねします。

○田中政策企画監Ⅱ本則を適用して使用に係る着陸料は幾らになるのかというお尋ねにお答えします。

防衛省から徴収する毎年度五億円の着陸料というのは、今までの経緯をお伝えした上で着陸料という名目ではありますけれども、何らかのルールで、例え

ば、一回当たりの重さとか、そういった何らかのルールに基づき積み上げたものではないということから、民航機等に適用される佐賀空港条例の本則、こちらのルールとは全く別のもの、別の見方をすべきものというふうに考えています。

したがいまして、本則を適用して考えるということは、ちよつとなじまないのかなというふうに思っております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ私の記憶ですと、これまで、この問題が持ち上がったときに、本会議だったのか、委員会だったのか忘れましたが、これも我が会派の藤崎議員が大体幾らぐらいになるのというのを聞いて、それは答弁があったと思います。これは当然、重量と回数によって着陸料があるわけですから、今回どれぐらい着陸しますよ、訓練に使いますよということも防衛省は明確に提示をしていますので、計算はできるんじゃないですか。

○田中政策企画監Ⅱ過去の県からの答弁の経過についてお答えします。

過去の平成二十八年の委員会答弁だったようです。その際に、先ほどおっしゃられたとおり、委員会で単価をお答えしているみたいなんですけど、空港課長からの答弁だったかと思えます。空港課長からの答弁、当時の空港課長からのお話では、いろんなところでも申し上げていきますけど、防衛省からそもも着陸料を取るという発想がない中で、平成二十八年ですから、平成三十年の合意の前の時点でしたので、突然そういうお問い合わせがあったと。それも委員会前日にお問い合わせがあつて、急遽その時点でのインターネットから重さとか、そういった情報を引き出して、当時の本則に機械的に当てはめて出したということ聞いています。

なので、今回改めて試算できるんじゃないのというお問い合わせに対しては、改めてお答え申し上げますと、比較する、試算することにはなじまないのでは

ないかということ考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱいや、合意する前であっても、着陸料の計算は決まっているわけでしょう。重さ、回数で着陸料が決まるわけですよ。今回、防衛省は何回着陸しますよというのを既に示しているわけですよ。単純にそれに当てはめてしたら、幾らぐらいとなるのは予測できるんじゃないですか。どうしてしないんですか。私、この質問通告は相当前にしていますので、そのやり取りの中で、なじまないということは一回も聞いていないし、どうしてできないんですか。

○田中政策企画監Ⅱおっしゃるとおり、以前からおっしゃっていたように、すけれども、今回、前回の平成二十八年当時の状況をひもといてみたときに、正確な重さとか、そういったものではなく単価をお答えしていたみたいなんですけれども、今回、再度計算するに当たっては、重量のほかに今回新たな視点として、騒音値みたいなが入っていることで、若干考え方も変わっています。そういったこともあわせますと、正確に試算することができないという事情もあります。正確に単価を積算することができないという以前の問題として、改めて試算を本則と今回の五億円との着陸料との比較をするための試算というのはなじまないということをお答えしているところです。

○徳光委員Ⅱいや、着陸料を取るわけですよ。これはつかみと言えばつかみですよ。年間五億円だから。年間五億円という試算の計算の基がどういう単位で決められたか、それは全然分かりませんが、ただ、仮に防衛省が使用して着陸料を払うとすれば幾らぐらいになるというのは計算ができると思えます。正確な計算とは私は言っていないです。だって、正確な計算は分からないですよ。なかなか防衛省も、オスプレイ一機何百キロですよとか、あまりその辺は公表してないかもしれません。当時は五十機、目達原から来るということ、それも多分計算をやっていたように思うんですよ。だから、私は試算し

たら幾らになりますかということに対して、正確な試算ができないならば、こういう条件で試算した場合はこういうことになりますというの、この着陸料にかかわらず、いろんな試算で県の方、答弁しているじゃないですか。それがないということと、なじまないというのがよく分からないんですよ。

委員長、ちゃんとやってください。

○中村委員長 田中政策企画監、答弁できますか。

○田中政策企画監 おっしゃったように、正確なところが分からない、仮に仮の数値、重さとか騒音値で試算すれば出るんじゃないかということ、試算をすることがなじまないということについてお答えいたします。

正確な数値が出ない以上、今回改めてお問い合わせいただいたにしても、仮の数字でオスプレイ幾らになりますというのは、軽々に言えるものではないということが一つと、あと、仮に試算ができたとしても、防衛省が今回支払う着陸料の性質と本則に従って算出する着陸料というのは、考え方が異なるものがありますので、試算して並べるといえるものにはなじまないということを考えています。

以上です。

○徳光委員 いや、それは執行部の方がなじまないと言っているんであって、私はそれが聞きたいから聞いているんですよ。なじまないから、本当になじまないと思えば聞かないですよ。

ちよつとすぐに答弁できないなら、暫時休憩をお願いします。

○中村委員長 暫時休憩します。

午後五時十二分 休憩

○中村委員長Ⅱでは、委員会を再開します。

徳光委員の質問に対する執行部の答弁から開始いたします。

○寺田政策総括監Ⅱ徳光委員からの着陸料に関する御質問についてお答えいたします。

先ほど来申し上げておりましたのは、防衛省からの着陸料につきましては、何かのルールに基づき積み上げたものではないということがございました。そういうこともありまして、本則のルールとは全く別物ということで、なじまないというお話をさせていただいたところでございます。

それともう一つは、もともと全国のほかの空港におきまして、名古屋は例外としてしましても、一般的には着陸料を取っていない、着陸料ゼロというところもありまして、先ほどのような答弁をさせていただいたところでございます。

県としましては、その二つ、防衛省の着陸料と本則を適用した場合の試算による着陸料というのは、決して比較するようなものではないというふうな考えがございましたものですから、そうした答弁をさせていただきました。

ただ、そういったことを前提としながらも、以前、委員会のほうで出させていただきました。そのときも恐らく、かなり仮定を置いて、仮の数字として出させていただいたと思いますので、今、私が申し上げたことを前提に置きながらも、仮定を置いた数字を出させていただくことが必要なのだというふうに思いました。ただ、当時は重量だけで積算する計算方法でございましたが、今回の条例改正で新たにまた騒音値というふうな数字を入手する必要があるんですけれども、なかなか、これにつきましても簡単に、すぐ今手元にない状態でございまして、そういうものも含めて、仮の数字として仮定を置いた中で、試算をこれからさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそういうことなら、ここは一旦、これで次に進みたいと思います。だから、答弁するときに、答弁して、いや、これはそうは言ってもなじまないと思います、決して比較するような性質のものではないので、これをもっていろいろ言わんでねというふうに言えば済むことだと私は思うんですね。だから、その辺はしっかりといただければというふうに思います。

今、名古屋空港だけが着陸料を取っているということで、例外的だということにおっしゃったんですが、次の質問ですね。

これも今議会の一般質問において知事から、自治体がという主語はなかったかもしれませんが、手を挙げて防衛省が招致を受けているところが多かった、その部分については基本的には免除が一般的になっているというような旨の答弁があったというふうに思います。

全国の自衛隊と共用している地方管理空港でなぜ着陸料が免除されているのか、その点について改めてお尋ねをいたします。

○田中政策企画監Ⅱ自衛隊使用に係る着陸料がなぜ免除されているのかについてお答えいたします。

全国には自衛隊と共用している国管理空港が五つ、県管理空港が三つございます。共用している部分ですね。

国管理空港につきましては、当然、着陸料は徴収されていないという実態が一つと、さらに県管理空港のうち、先ほどからお話に出ています、唯一着陸料を徴収しているのは名古屋空港だけと。それ以外の秋田空港、山形空港については公用使用規定等により着陸料は免除されているという実態があります。

こうしたことから、自衛隊と共用している空港については、全国的に免除が一般的となっているということですので、今回も地方管理空港では全国的に免除されているのではないかとこのように考えています。

以上です。

○徳光委員Ⅱもう一度聞きたいんですが、今のは答弁になっていきますかね。いや、全国の自治体と共用している地方管理空港で名古屋空港は例外として、他のところは着陸料を徴収していないということが一般的になってるので徴収していないと、ちょっとおかしくないですか。もう一度しっかり答弁してください。

○田中政策企画監Ⅱ着陸料免除の仕組みにつきましては、県管理空港のうち秋田空港と山形空港については、公用使用規定等により着陸料が免除という規定に基づいた免除を行っているということになっています。

以上です。

○徳光委員Ⅱ秋田の場合は、海難救援隊かな、あそこは県の土地を貸しているんですよね。だから、佐賀の場合みたいに防衛省が土地を買って駐屯地を造るのはまた全然違います。形態が全然違うんですよね。

公用規定ということは、公の公共の目的に従って使用するので、着陸料は取らないということなんですか。

○田中政策企画監Ⅱそうですね、各空港によって規定ぶりは違うんですけども、国または地方公共団体が公用のためにか、あと、ただ単に公用のために使用する場合というふうな規定になっています。

以上です。

○徳光委員Ⅱじゃ、自衛隊が使用するのを何で公用のためにというふうな定義になるんですかね。何かよく分からないです。

知事が言うように、地方公共団体は基本防衛に協力する立場にあると。それからすると、自衛隊が使用するに当たっても、着陸料は免除をする。まさに防衛に関することだから、地方公共団体は協力するというようなことであれば物すごく分かりやすい。ただ単に公共使用規定じゃないけど、ちょっとそんな言葉で、それがあから免除をしているということが、じゃ、何でわざわざそう

いう規定をつくってそこに当てはめて免除をしているのかということをお聞きいただけます。

○田中政策企画監Ⅱ確かに今、前提を飛ばした説明になっていて結果だけ申し上げておりましたが、今おっしゃったように、自衛隊の使用については自衛隊そのものが国の機関でもありますし、防衛のための訓練ですので、これは民間の飛行とは全く違うもの、すなわち公用というふうに取れるものだと思います。

以上です。

○徳光委員Ⅱもう少し正確に答弁をしてください。私が質問をしている内容をよく考えていただいて、正確に私は答弁をしてもらいたいというふうに思います。

次なんですけど、もうあまりここで時間を取る予定ではなかったんですが、防衛省から着陸料等の名目で徴収をして、地方自治体はその収入を基に基金を設置してということになるんですが、今後、防衛省が新たな防衛施設を設置する際の先例になってしまいうような気がするんですよね。佐賀空港でちゃんと着陸料を本来免除されるのに、それを払って何か基金つけて振興に使ったという例があるじゃないかと。だったらうちの自治体でも、防衛省が施設を造るなら、あの例に倣って、うちはここは困っていると、住民、ここを反対しているんだというのがあるからぜひ同じようにしてくださいという、私は言うなればあしき前例になるような気もするんですよね。その点に対する受け止めはいかがですか。

○田中政策企画監Ⅱ今回の合意に基づく着陸料の部分が前例になるんじゃないかというお問い合わせです。

これにつきましては、平成三十年の県と防衛省の合意につきましては、先ほど来申し上げております国と漁業者の信頼をつなぐものとして県と防衛省で確

認した上で、お互いに合意をした形、結果となっております。

ですので、この合意が今後の防衛省が行います防衛施設の設置に与える影響というのもこの合意をする時点では想定されているかもしれませんが、それを含めた上で県も防衛省も合意した内容ということになっておりますので、県のほうから防衛省に代わって今後の影響についてお答えできる立場にはないということと考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ防衛省が合意したんだから、それは防衛省の考えによるので、これからの前例になるということは県としては判断できないと。防衛省ももしかすると、そこを含んで合意したかもしれないといったような受け止めだったというふうに思っていますよ。

次に行きます。

基金による有明海漁業の振興事業なんですが、今回基金条例が提案をされています。

ただ、具体的には基金を充当することができる、その具体的な事業はどの範囲とかいうのは要綱等で定めることになるというふうに思うんですが、いつ頃どのような形でこの要綱については定めるのかお尋ねをいたします。

○田中政策企画監Ⅱ要綱の整備についてお答えいたします。

基金を財源として有明海漁協が取り組む漁業振興事業につきましては、現在、交付金の交付要綱という形で年度内に制定する方向で準備を進めているところです。

この交付要綱は条例の目的に書いてあります有明海漁業の振興を長期的かつ安定的に図るといのが条例の第一条に書いてありますので、目的を達成するものとなるよう具体的な内容を検討しているところです。お知らせの仕方については今後検討していきたいと思っております。

○徳光委員Ⅱ確認ですが、交付金の要綱というのは、当然、議会の議決事項ではないと思いますので、速やかにその案について確定したところでぜひ議員についてはお知らせをお願いしたいと思えますが、いかがですか。

○田中政策企画監Ⅱ議会に事前の要綱の説明も以前したときからそのような形でこちらも考えておりますので、どういった形になるか分かりませんが、お知らせをしたいと思っております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ次に、この基金の具体的な運営、その事業の範囲なんですが、振興事業の対象となる事業の範囲を県はどのように考えているのかということ、これまでの説明、頂いた資料を見ると、漁協の主体性を尊重するということが書いてあります。それから、ソフト、ハード、幅広く対象となる。それから、使いやすいタイミングで一括して使うようなこともあるんじゃないかというようになっています。漁協の主体性を尊重するあまり、漁協が要望するものが何でも承認されるようになるのではないかと、一つちよつと憂うところがあるんですよ。やっぱりこれは公金ですので、どう県が管理をしているのかというのは課題になると思うんですが、その点についてはいかがですか。

○田中政策企画監Ⅱ漁業振興に係る事業の内容とか県の関与についてお答えします。

有明海漁業の振興に係る事業を、今回基金を財源として交付金という形で有明海漁協に交付することとしています。

この交付金は、先ほどこちら事前に説明していましたが、有明海漁協の主体性を尊重して、補助事業の漁協負担分への充当だけではなく、補助メニューにのらない漁協単独事業みたいなものにも活用も可能というふうに考えております。

また、このエリアにつきましては、ハード、ソフト問わず、施設整備、しゅ

んせつ、設備購入、若手漁業者の育成とか、そういった広い部分を対象に考えているところです。

また、使い方といたしましては、基金ですので、補助金と違って基金という特徴を生かすということで考えれば、後年度に大規模な事業にまとめて使ったりもできるし、年度を通じた費用、補助金とかでありますと、年度内である一定の規模のやつをせんといかんというのがありますが、基金という特徴を生かした使い方もできるような、これが使いやすいタイミングというところですけども、そういったところで活用できるものというふうに考えています。

また、対象経費としましては、ここは有明海漁協が漁協の事業として実施するハード、ソフトの範囲内ということで考えておりました、内容についても県の関与というところでありますけども、交付金の申請に当たっては県が審査をするという形になるところです。

また、交付金につきましては、交付金は一般会計において基金を財源として予算措置をすることになりますので、予算議案として議会のほうにも諮っていただくことを考えています。

なお、これは漁協に対する交付金となりますので、財援監査の対象にもなるということで、適正な執行が求められているものになっていると思っております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ確認です。

この基金を充当するに当たっては、基金から一般会計の歳入に繰入金で入れて、それで、事業として歳出に出すということでチェックが利くと。

それからもう一つは、監査の対象になるので、そこでもチェックが利くんじゃないかということですか。

○田中政策企画監Ⅱ委員にまとめていただいたとおり、予算案としてチェック

をお願いしたいと思えますし、後々監査のほうでも審査をしていただくということで考えています。

以上です。

○徳光委員Ⅱそれじゃ、ほかの基金なんですけど、他の基金において、その用途を主に特定の民間団体に委ねているようなものはあるんでしょうか。

○田中政策企画監Ⅱ基金様々ございますけども、県が管理する全ての基金につきましては、その用途は県が決定するものであります。

したがって、そのような基金はないというふうに認識しています。

今回の基金につきましても漁協の意向とか自主性、主体性は尊重しつつも、そのほかの基金と同様に、その用途については県が決定していくという形の仕組みになっております。

今回の資金の用途を決定するに当たっては条例の目的に沿ったものというのが最低限のルールありますので、県において漁協からの申請内容を有明海の漁業の振興に資するものかどうかという判断を行っていくこととしております。

以上になります。

○徳光委員Ⅱ言おうとしていることは分かります。表現的にはそんなふうになると思えます。

ただ、有明海漁協の事業という、用途はもうその一点なんですよね。そういった基金というのは私はあんまりないのかなと思うんですね。だから、私はやっぱり着陸料をそれに積み立てるといふことも含めてかなり特殊な基金になるというふうに思っています。これはもうほかにそんな基金はないと思います。いろんな基金が――基金一覧をもらっていますけれども、いろんな公共性とか行政目的に使うものですが、あくまでもその対象は有明海漁協という一つの団体に対する事業なので、これはやっぱり特殊な基金ではないかなというふうに私は思っています。

そこで、次に移りますが、基金による無利子の貸し付けについてなんです。その貸し付けの具体的な流れなんです。条例案を見ますと、一時立替えのための無利子貸し付けの対象は有明海漁協というふうになっています。なっていますが、例えば、個々の漁業者が損害を受けたという場合は、その個々の漁業者が損害を補填するための一時立替金は無利子の貸し付けを受けるということになるんですが、漁協からその先の具体的な流れというのはどのように考えていますか。

○寺田政策総括監 漁業者に至るまでの具体的な無利子貸し付けの流れについてお答えいたします。

今回の無利子貸し付けにつきましては、あつてはいけませんけど、そういった環境への影響とか事故などが発生したときに、個々の漁業者の方々はどう速やかに資金を流していくか、資金を提供していくかというところがポイントになってくると思います。

資金については、委員おっしゃられたように、県から、まずはその有明漁協への無利子貸し付けを行う。その後、漁協から個々の漁業者に資金が届くという形になるんですが、その具体的な流れにつきましては、今まさに漁協と調整をしているところでございます。

当面必要な資金について、迅速に漁業者の方に提供できるような仕組みにしたいと考えております。

以上でございます。

○徳光委員 Ⅱということは、漁協の中で、県の基金から無利子貸し付けを受けた場合、個々にどういうふうにするという細則というものを必ずつくるということで受け止めていいですか。

○寺田政策総括監 Ⅱまさに漁協の中でどういったルールで漁業者のところへ資金を届けていくか、そこはまさに漁協側で検討していくことにはなります。

ただ、全体として、県も一緒になって話し合っ、それがちゃんと漁業者の方に届くというのを一緒になって協議をしているところでございます。

以上でございます。

○徳光委員 Ⅱ次に、基金への十億円の積み増しについてなんですが、初年度は年間五億円ですから防衛省からの着陸料は五億円ということになります。今年度の予算案を見ますと、それに県の一般財源から十億円を上乗せして十五億円を積み立てるといことなんですが、この理由について教えてください。

○寺田政策総括監 Ⅱ基金への十億円の積み増しについてお答えいたします。

環境への影響や事故などによって補償等の対象となるような事故が発生した場合、国が責任を持って補償等を実施する、それが大前提でございます。

その上で、今回の無利子貸し付けにつきましては、国から補償等が行われるまでの間、当面の費用の一時立て替えが必要な場合を想定しております。

基金創設当初は基金残高も少ないこともあつて、漁業者の皆様が少しでも安心して漁業に取り組めるようにと十億円を追加で積み立てることとしたものでございます。

以上でございます。

○徳光委員 Ⅱあくまでも当面の費用として無利子で貸し付けるといことからすると、十億円積み増して十五億円というのかなり大きな額だと思っております。この十五億円ないと漁業者の方が不安に思うというようなことを考えると、どれくらいの災害というか、補償というのを想定しているんですか。一般財源から積み増しするのは五億円でもなかったし十五億円でもない。十億円して総額十五億円にするということ、どんな事態を想定してこういう金額になったんですか。

○寺田政策総括監 Ⅱ漁業被害についてどの程度の被害を想定しているかというお尋ねでございました。

漁業被害により具体的にどの程度の額が必要となるかということにつきましては、事案の状況ですとか規模によって大きく変わってくるというふうに思っております。今回、漁業被害を具体的に何か積み上げたということはしておりません。

ただ、いざというときのためのこの補償については、やはり、一定規模の額が必要ではないかというふうなことで、政策的に十億円を追加を判断したものでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱということは、根拠は曖昧と、大まかこれぐらいあれば何とかいかなということだと思っておりますよ。

もう一つ聞きますと、仮にそういう補償等が発生したときに、当然正式に防衛省から補償が出るのは、予算が組み上げられて時間かかるかもしれないですが、防衛省が仮払いをすればいい話ではないんですか。そういうことにはならないんですか。

○寺田政策総括監Ⅱ防衛省の仮払いによる対応についてお尋ねがございました。委員おっしゃりますとおり、事案が発生した場合に、国により速やかな支払いが行われること、これが一番望ましいことと考えております。当然そう行つてほしいと私も考えております。

その上で、事案の状況によっては様々なケースが考えられますので、仮にそういう国の対応が遅れた場合に備えておく必要があるものと考えております。基金により当面必要な資金を無利子貸し付けを行うこととしているものでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱよく分かりませんが、次に行きます。

初年度に十億円を積み増すという形ではなくて、仮に補償事案が発生したと

きに、五億円じゃ足りない、七億円必要なので、二億円そのときに一般財源から積み増すとかという方法でもできたんじゃないかなと思うんですが、その点いかがですか。

○寺田政策総括監Ⅱ一般財源による対応についてお話がございました。

委員おっしゃるような方法も確かにあるというふうに考えております。

この基金によって、当面の生活、借入金などを支えていくわけでございますが、どういった被害が起こるかというのは分からないというのが非常に漁業者の中で不安があるわけでございまして、そういった不安を少しでも和らげられたという思いがございまして。

特に有明海で何か起きたときに、防衛省がどこまでが今回の被害の範囲なのかというふうなことで、なかなかそれが確定されないというふうなことも想定されるわけでございますので、そうであれば、一旦安心できる額として積ませていただくことで漁業者の皆様が少しでも安心して漁業に取り組めるのではないかとというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ言っている意味は分かるんですが、ただ、十億円というのはやっぱり結構大きいと思うんですよ。今の時点でもしも五億円で足りなければ、県がその年度の一般財源でちゃんと補填をして、漁業者の不安はなくすようにしますよということを約束すればいいんじゃないですか。例えば、じゃ、そのとき財源はどうするのということを言うかもしれないですが、地方交付税は毎年大体五億円ぐらい留保している、これは当然自然災害とかというのに備えていまして、そこに充てる財源というのは、その年度年度の予算で私はできるんじゃないかなと思うんですね。逆に今十五億円を初年度に積み増ししても、その被害の一時無利子貸し付けが二十億円になる場合だってあるわけですね。その場合は五億円積み増ししないといけないわけでしょう。それなら、やっぱり今回

十億円積み増しして、毎年度一億円ずつ十年かけて返してもらおうというようなややこしい制度じゃなくて、一般財源でちゃんとその年度で補償しますという約束をすれば済む話ではないでしょうか。どうでしょうか。

○寺田政策総括監Ⅱ一般財源による対応についてお話がございました。

今回、基金として漁業者に見える形でそれをお示しするのか、もしくは約束をして言葉として漁業者の方に伝えるかどうか、まさにその二択になってくるんだらうと思います。ただ、今回につきましては漁協の皆様様の諫早湾干拓をはじめとした不信感があって、約束した基金をつくってきた経緯がございますので、今回はきちつとした形で数字を実際に基金に積んでお見せするというふうなことを決めたということでございます。

○徳光委員Ⅱ誤解しないでいただきたいのは、私は決して有明海漁業の振興をやるなどか、そのために金を使うなどか、補償が必要な事案が生じたら、無利子貸し付けをするなどは一言も言っていないし、そうは思っていないません。それは県がうんと言ったんだから、それは県の責任でやらないといけないと思うんですね。

だから、県に対する信頼というのをすれば、わざわざここで十億円を初年度に積み立てをしなくても、十分漁業者の方、あるいは漁協の方は納得をしてくれるというふうには私は思うんですね。時間も時間ですので、これ以上言いませんが、そう私は思います。

だから、県の誠意をそこで見せているのかもしれませんが、やっぱりよく分からないというのが私の感想です。

じゃ、平成三十年に神埼市千代田町で、残念ながら、目達原駐屯地所属のヘリコプターが墜落をして、二名の隊員の方が貴い命を失ってしまいました。本当に悲しい事故だったし、佐賀県内では初めてだったというふうに思います。

このときも民家に被害が出て、当然、家は焼失をしまし、家財もなくなっ

て、当面住むところとか、今後、再建はどうするんだということで、いろんな不安があったと思うんですが、その場合、例えば、県は今考えているような無利子貸し付けとか、そんな対応というのはいかがだったんでしょうか。

○寺田政策総括監Ⅱ目達原駐屯地所属のヘリの墜落事故の件についてお尋ねがございました。

当時はヘリの墜落と被害との間の因果関係が明白であったということもあつたと思いますが、防衛省は事故直後から補償にもすぐに取り組んでおられました。県としてはそのときには仮払いといったような資金面での対応は特に行っておりません。

それ以外の対応としては、県職員が――副部長級の職員を担当に指名して、この職員が家族と向き合つて相談に乗つたりですか、それから、教育委員会においてもスクールカウンセラーを派遣したりですか、そのときにできる対応をさせていただいております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ因果関係が完全にはつきりしているので、防衛省が金銭的な補償についてはきちんとした対応を即座にしたということですね。分かりました。

それじゃ、漁業以外への被害への対応なんですが、佐賀駐屯地の運用に伴い、漁業への被害が出た場合云々というふうな今回の基金条例には書かれています。それじゃ、佐賀駐屯地の運用に伴って漁業以外への被害が発生した場合、当然、その被害の因果関係がはつきりすれば、これも防衛省が補償しないといけない内容だと思うんですが、当面、県として基金条例に出しているような同じような対応をするというふうな考えていいですか。

○寺田政策総括監Ⅱ漁業以外の被害への対応についてお尋ねがございました。

漁業以外の被害であつたとしても、そういった事案が発生した場合には国が責任を持って補償等を実施することがまずは大前提ではございますが、漁業者

以外の方々についても、仮に国の対応が時間かかるような場合も同じように想定されますので、そういった場合には県において当然必要な対応を取るということを考えております。

被害の対応、規模、必要とされる支援内容については、状況に応じて具体的に考えていきたいと考えております。

○徳光委員Ⅱじゃ、その場合、仮に金銭的な補償で無利子貸し付けをしたほうが、その被害者にとっていち早く復帰ができるというふうに判断したときは、一般財源でそのときは無利子貸し付けを行うということですか。

○寺田政策総括監Ⅱ漁業以外の被害の場合であっても、必要となれば、同様の支援を貸し付けというものについても実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱだから、漁業の被害はあくまでも基金で今回十億円積み増ししますよ。その他の漁業以外の被害はもしも、絶対こういうことはあっちゃいけないですけれども、被害が十億円、十五億円となった場合も、その場合は一般財源で無利子貸し付けをするということなので、かなり整合性が取れないんですよね、私が考えるに。そういったこともきちんと考えていただいて、今後、基金については運用していただきたいと思えます。

これで問一は終わります。

○中村委員長Ⅱ暫時休憩します。短いですが、十八時五分をめどに委員会を再開します。

午後五時五十二分 休憩

午後六時五分 開議

○中村委員長⇨委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○徳光委員⇨それでは、駐屯地調整室（仮称）であります。これについて何点かお尋ねをいたします。

令和七年四月から駐屯地との連絡調整の窓口となります駐屯地調整室を設置するというところでありますが、その設置の経緯と理由についてお尋ねをいたします。

○堤行政経営室長⇨駐屯地調整室設置の経緯と理由についてお答えいたします。

これまで政策部におきまして佐賀空港の自衛隊使用要請への対応を実施してまいりました。本年七月以降は佐賀駐屯地が開設され、新しい局面に入ることから、新年度が始まる四月に駐屯地に関する様々な課題に対応し、連絡調整の窓口となる部署として政策部内に駐屯地調整室を設置する予定でございます。

窓口を明確にしまして、駐屯地をはじめ、防衛省や漁協、佐賀市などの関係機関と顔の見える関係を築いていくことで、緊急時はもちろんのこと、平時から円滑な連絡調整ができる体制を構築する予定としております。

以上です。

○徳光委員⇨将来的には七十機程度の自衛隊機が常駐するということなので、相当大きな駐屯地になりますので、新たな室を設けるということだと思っておりますが、現在考えられています駐屯地調整室の組織体制はどのようになっていますでしょうか。

○堤行政経営室長⇨組織体制についてお答えいたします。

これまで佐賀空港の自衛隊使用要請の対応は課長級の政策企画監以下三名の体制で行ってきております。令和七年四月一日を予定しています駐屯地調整室におきましては、網羅的な対応を行っていくため、専任の室を設置いたします。

けれども、政策総括監を含め、二名の増員を予定しております。これにより政策総括監以下五名の体制を構築する予定でございます。

以上です。

○徳光委員⇨五名ということなんですが、具体的な職名というか、室長が一名とか、副室長が一名とか、副課長が一名とか、係長が一名とか、その辺が分かれば教えてください。

○堤行政経営室長⇨お答えいたします。

あくまで現時点の予定ということにはなりますけれども、政策総括監一、政策企画監一、副室長、係長、担当、それぞれ一の五名となっております。

○徳光委員⇨じゃ、配置する中で、これまで結構自衛隊OBの方を配置したりとかということもあったと思うんですが、あるいは自衛官が別途常駐するとか、そういうのも考えられると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○堤人事課長・行政経営室長⇨自衛隊関係者の配置についてのお尋ねでございますけれども、あくまで現時点ということではございますけれども、自衛隊関係者の採用、配置、それから、常駐につきましては予定はしてございません。

以上です。

○徳光委員⇨予定をしていないということなので、ただ、しっかりとそこはいろんな調整が出てくると思いますので、密接に連絡を取りながら、しっかりと業務をやっていたきたいというふうに思います。

それじゃ次に、調整室の業務内容なんですが、具体的にはどのような業務を行うのかお尋ねをいたします。

○寺田政策総括監⇨駐屯地調整室の業務内容についてお尋ねございました。

駐屯地調整室では、佐賀駐屯地（仮称）の開設、それから、オスプレイの運用開始に伴う緊急時も含めた総合調整を行うことにしております。そのほか、目達原駐屯地のヘリコプター部隊の移駐計画に関する総合調整なども行ってま

いります。そのほか、今議会に提案している佐賀県有明海漁業振興・補償基金に関する調整なども行ってまいります。それから、環境保全と補償に関する協議会の開催など、防衛省との合意事項の実現に向けた調整、こういった業務をやっていく予定にしております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ それでは、少しより具体的な業務なんですけど、調整室の業務内容に関する説明の中には自衛隊の佐賀空港使用に係る総合調整というふうに表現をされていますが、これは具体的にどのようなことを想定されているんですか。

○寺田政策総括監Ⅱ 具体的な総合調整の内容についてお答えいたします。

現在、佐賀空港につきましては、県の防災航空センターの消防ヘリですとか、それから、県警のヘリなども運用されております。オスプレイの運用が始まるまでには、各運航管理者ですとか、それから、航空管制を担う航空局、それから、空港管理者である県の担当部局との緊急時を含めた具体的な運用調整を行っていく必要があると考えております。

また、それ以外には、有明海漁協からの要望を踏まえて防衛省が今整備を行っている海水混合施設が本年五月末に完成をする予定でございます。これは完成後は試運転を経まして、次のノリ漁期までに本格稼働することになるわけですけれども、具体的な運用については漁協や防衛省と実際の運用段階の調整をやっていく必要があると考えております。こうした関係機関との調整において総合的な窓口の役割を果たしていきたいというふうに考えております。

○徳光委員Ⅱ それでは、最後の質問ですが、基金の使途に係る調整なんですけど、今議会に提案されていますこの有明海漁業振興・補償基金の使途に関する調整などもこの調整室が行うと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○寺田政策総括監Ⅱ 基金の使途に係る調整について調整室が担うかという御質問にお答えします。

委員からおっしゃっていただいたとおり、この基金の使途である漁業振興事業、それと、無利子貸し付け、これらにつきましては駐屯地調整室のほうで担当していきたいと思っております。

ただ、状況によっては水産課など関係課にも加わっていただくということを考えておまして、その窓口として駐屯地調整室が総合窓口をしていくということを考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ いろいろ質問してまいりましたが、七月にも取りあえずオスプレイ十七機が配備される予定ということで、目達原の五十機はその後だということに聞いています。ただ、大きな次のステップにやっぱり入っていくというのが新年度だというふうに思っています。当然、私自身は配備についてはすべきではないという気持ちはずっとまだ持っていますけれども、そういう気持ちを持った県民もいらつしやるし、漁業者の中には様々な不安をまだ抱えている方もたくさんいらつしやるというふうに思います。

そんな意味では、この調整室をしっかり設置をしてそういった調整に当たるということですから、配備は反対ですが、やるべきことはしっかりやってもらわないと、これはやっぱり県民の信頼を失うというふうに思いますので、そのことを最後に申し上げまして、私の質問を終わります。

○中村委員長Ⅱ これで質疑を終了いたします。

なお、明日六日は午前九時半に委員会を再開し、視察の後、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。皆様大変お疲れさまでした。

午後六時十四分 散会

速
記
者
長
谷
川
菜
央